

近畿大学
自己点検・評価報告書

平成 27 年度

近畿大学自己点検・評価委員会

平成 28 年 9 月 20 日

平成 28 年度の自己点検評価（「平成 26、27 年度報告書」）の取りまとめについて

自己点検・評価委員会委員長 細井美彦

本学では、平成 3 年～7 年に各学部・研究科に「自己点検・評価委員会」を設けるとともに、平成 4 年に「近畿大学における教育・研究に関する調査委員会」を設置し、点検・評価活動を開始した。平成 7 年 11 月に、上記調査委員会の中に実務委員会を設置し、各学部から提出された報告をもとに「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題」をまとめた（平成 8 年 7 月）。

その後、本学は平成 12 年に大学基準協会による相互評価を受審することになり、自己点検評価報告書（相互評価報告書）を作成した。同相互評価報告書に基づく大学基準協会による審査の結果、本学は平成 13 年 3 月に相互評価認定校として認定された。本学は、本報告書と基準協会による相互評価認定通知替（助言および勧告を含む）を収録した「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題 第 2 号」を、全教職員に配布し改革の指針としての活用を図った（平成 13 年 7 月）。更に、大学基準協会による助言および勧告事項については、その後 3 年にわたって改善に取り組み、「近畿大学相互評価結果の改善報告書」を平成 16 年 7 月に大学基準協会に提出し、概ね良い評価を得ている。

以上の経過をもとに、近畿大学は大学認定評価を平成 19 年度（2007 年）に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、本学は「大学基準協会の大学基準に適合している」と認定され、認定の期間は平成 27 年（2015 年）3 月 31 日までとされた。なお、平成 19 年度の大学基準協会による大学評価において改善が指摘された 18 点の指摘事項に対して本学は平成 23 年 7 月に改善報告書を提出した。その結果、多くの提言を受け止め、改善に取り組んでいることを評価されたが、引き続き努力が望まれる項目も残っており、継続的な努力がなされてきた。

さらに、平成 26 年度（2015 年）に、「機関別」認証評価を大学基準協会に申請し、書面審査ならびに実地視察を経て、本学は「大学基準協会の大学基準に適合している」と平成 27 年 3 月に認定され、認定の期間は平成 33 年（2022 年）3 月 31 日までとされた。なお、平成 26 年度の大学基準協会による大学評価において改善が指摘された指摘事項に対して本学は平成 30 年 7 月に改善報告を提出する予定である。

これまでの大学基準協会による相互評価は、大学基準協会の定める大学基準によっている。「この大学基準は、大学基準協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針を定めるものである。」と書かれており、これまで大学が「整備しなければならない基準」を満たしているかを審査して来た経

緯がある。本学もその指針に沿って、第1次教育改革と第2次教育改革により、教学分野において多くの改革を成し遂げ、各分野で自己点検・評価活動を展開している。

平成26年の受審後に、法令改正に沿って、近畿大学では学長によるガバナンスを実質化する司令塔として近畿大学未来戦略機構を設置した。そして、これまで改革を担ってきた近畿大学21世紀教育改革委員会および教育改革推進センターに加えて、研究費制度委員会を中心に研究開発の推進力をもつワーキンググループを立ち上げ、教育と研究のバランスの取れたアクションを起こすことが可能になった。この全学的なアクションを打ち出す機関の創設により、改革的で適切なアクションの決定を可能とするためには、正確な現状の把握と自己点検評価システムの更なる改善が必要である。

そこで、これまで各学部で独自に行われていた日常的な自己点検活動を全学的な活動とし、標準項目を決めて項目ごとに記入するように改善した。これからの自己点検評価・活動は、大学における様々な活動がそれぞれに適切な目標を定めて行れ、常に検証され、改善されていく自己改善のサイクルとしてPDCAシステムが働く組織に育てていく必要がある。そこで、自己点検・評価活動が大学の状況の透明化を進め、近畿大学未来戦略機構により戦略的企画と状況に対するアクションが的確に起こせるよう平成28年度から、毎年自己点検・評価活動を行い、報告できるシステムの構築を目指す。今後も自己点検・評価の活動が近畿大学の教育改革改善に大きく寄与できるよう教職員一同で不断の努力を続けたいと考えている。

目 次

基準 I	理念・目的	pp.1
基準 II	教育研究組織	pp.8
基準 III	教員・教員組織	pp.15
基準 IV-1	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	pp.29
基準 IV-2	教育課程・教育内容	pp.36
基準 IV-3	教育方法	pp.45
基準 IV-4	成果	pp.51
基準 V	学生の受け入れ	pp.66
基準 VI	学生支援	pp.75
基準 VII	教育研究等環境	pp.88
基準 VIII	社会連携・社会貢献	pp.97
基準 IX	管理運営・財務	pp.112
基準 X	内部質保証	pp.133

基準Ⅰ 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開並びに大学運営の拠所としている(1-1)。ここにいう「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向するだけではなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことが、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔軟かでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育機関であろうとすることの証左にほかならない。13 学部 11 研究科の特色を生かしながらも共に手を携えて、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指そうとする本学にとって、この建学の精神及び教育の目的に沿って、「近畿大学教育方針」(1-2)を総合大学全体の教育の方向性としてを定めるものであり、これに基づいて各学部・研究科もその個性的な特徴に適合する教育方針を定めている。

平成 27 年 4 月、法務研究科（法科大学院）で「近畿大学法科大学院 教育・研究の目的について」と題して「法科大学院の教育研究の理念と目的、育成する人材像」「法科大学院の学習・教育目標」「法科大学院のカリキュラム編成上の特色」が定められ(1-3)、全学部（学科）・研究科（専攻）において、建学の精神及び教育の目的を踏まえて、各学部等の教育・研究分野の特徴に沿って理念・目標を掲げた「学部・学科の教育研究の目的」を適切に定め学則に置くことが達成された(1-1)、(1-4)。

平成 26 年以降に新設・改組された学部・学科・研究科（総合文化研究科日本文学専攻・英語英米文学専攻・文化・社会学専攻・心理学専攻；生物理工学研究科生体システム工学専攻修士課程（以上、平成 26 年 4 月）；総合理工学研究科建築デザイン専攻、産業理工学研究科産業理工学専攻博士後期課程（以上、平成 27 年 4 月））についても、建学の精神及び教育の目的に基づいた教育理念及び目的・目標並びに育成する人材像を定め、これを学則に記載している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

大学・学部・研究科の理念・目的は、上述の通り近畿大学学則にこれを掲げ、在学生及び教職員に対しては授業や研修会による教育・研修及び冊子などの配布による広報を通じて周知を図り、併せてインターネットを通じて社会に向けて公表している（1-5）。平成 27 年以降に新設された各部局についても、(1) に述べたとおり、当該部局の理念・目的を適切に設定するとともに公表している。

新任教員を対象に春期と秋期に年 2 回研修会を継続的に開催している。春期研修会では新任教員向け自校学習を実施し、広島キャンパスおよび福岡キャンパスの新任教員試聴用に研修会録画映像（DVD）を各部局に配布している（学生対象の正課科目である自校学習については次項で述べる）。

本学では、出版物の刊行や「不倒館」（創設者世耕弘一記念室、平成 21 年設立）における展示を通じて、建学の精神及び教育の目的を大学構成員のみならず社会に発信している（1-6）。これらの出版物については自校学習教材（参考書）に指定する学部もある（1-7）。大学のホームページにおいても「建学の精神 / 教育の目的」及び「近畿大学教育方針」を掲出しており、大学構成員のみならず社会に対する公表にも配慮しているほか、平成 27 年には、本学と社会との関わりについて社会貢献も含めて解説したリーフレット（1-8）を制作し、主に官公庁向けに配布した。

学生ができる限り早い段階から本学の建学の精神並びに教育の目的及び方針を理解し、本学において自ら学ぶ意欲を高めることによってその主体的な学修の嚆矢とすることを企図して、いずれの学部も学生に対して次に掲げるように教育課程内外で、建学の精神等を説明し、さらに、在学生・卒業生の学内外での活躍の紹介等を通じて本学の教育成果に関する共通認識を涵養することに努めている。

- ① 入学式において、建学の精神並びに教育の目的及び方針を、創設者のエピソードなどを交えつつ、映像を用いて紹介している。
- ② 授業開始までに、全学部において新入生を対象にオリエンテーションを開催し、教育課程の概要や単位履修の仕組み等と併せて近畿大学及び学部・学科・コース等の教育理念・目的・方針を説明し、学修の心構えを説いている。
- ③ 共通教養科目に「自校学習」を設け、新入生を対象として、大学・学部・学科の歴史と展

望及び教育理念等について授業するとともに、図書館等大学の施設及び各学部・学科等の附置機関について説明している。また、自校学習映像教材として映像教材2編を作成・配布し、創設者の本学建学の理念、今日の教育目標等について、本学の歴史や近年の研究トピックス等とともに説明し、さらに教育の成果である卒業生の優れた社会的業績を紹介している(1-9)。本科目の運用は各学部・学科の裁量に委ねられているが、設置にあたっては全学共通教育機構において大枠を定めたものである。

- ④ 教学責任者による建学の精神及び教育目的等に関する説明は、平成24年度以降継続して実施されている(1-10)。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

建学の精神及び教育の目的に基づいた教育・研究上の目的については、カリキュラムの改定や入学試験制度の変更などの検討に際して、全学的な観点から大学協議会及び大学院委員会が、その整合性を検討してきたところであるが、平成27年度から、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わることとされ、今日、定期的な検証システムが確立されている。

また、平成22年4月の「近畿大学教育方針」制定に際して21世紀教育改革委員会(学士力強化検討委員会)が主導的な役割を果たした経緯に鑑みて、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性に関する検証に際しても、同委員会が推進にあたることとなる。自己点検・評価関係諸委員会及び学士力強化検討委員会を中心として、今後も引き続いて大学の教育理念・目的との整合性を図りつつ教育・研究の改善活動を進め、理念・目的の妥当性についての点検・評価を実施する。

教育目的・人材育成目標の妥当性を検討する資料として、本学では平成26年度のホームカミングデーで実施した卒業後の状況調査(卒業後4年を経た者を対象)がある(その他、全国経済産業リーダーズクラブと提携した新卒業生歓迎会においても同種の調査を行っている)(1-11)。

なお、平成26年以降、農学部・生物理工学部(以上、平成26年4月)、法学部・経営学部・総合社会学部・農学部(以上、平成27年4月)において、教育の理念・目的等の改定を含む学則変更があり、いずれも公表している。

2. 点検・評価

基準1の充足状況については、以下のとおりである。

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神に掲げ、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的としており、このことは学則に明文で定めるとともに、履修要項、授業計画や履修指導などの機会を利用して学生に説明し周知を図り、さらにホームページを通じて社会に対しても公開・発信している。その上で知識基盤社会に転換しつつある21世紀の日本がますます必要とする知識と思考力の育成を目指し、総合大学として実践的学問の発展に努めるという教育方針を建て、これに基づいて教育及び研究の活動に取り組んでいる。各学部・研究科も独自の教育の理念・目的を設定し、これに基づく教育方針のもと、大学としての活動に従事している。この点において、本学の理念・目的は、高等教育機関及び学術文化の研究機関としてあるべき大学にとって適切な内容を有するものである。

本学の建学の精神、教育理念及び教育・研究の目的については、大学・大学院ともに全学的な観点から手続きに則って責任ある機関によって検証されている。従来からカリキュラムの改定や入学試験制度の変更等の検討に際して学士力強化検討委員会が行っていた点検に加えて、平成27年度から、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わることとされ、定期的な検証システムが確立されている。今後、理念・目的に照らして教育・研究の活動を向上・充実させるとともにその検証を進め、さらなる改善に結びつけるPDCAサイクルを確実に回していく必要がある。

本基準の充足状況は、上記に照らして、同基準をおおむね充足しているといえる。

(1) 効果が上がっている事項

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として設立され、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的に定め、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、クリティカル・シンキングやチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を社会的使命として教育研究に取り組んできた。

大学の教育理念・目的に基づいて、各学部・研究科も教育の理念・目的及び方針等を適切に定め、近畿大学学則別記及び同大学院学則別記に公表している。これらは、履修要項、授業計画、パンフレットや、大学・学部・研究科のホームページに掲載され、学生及び教職員に周知するとともに広く社会にも公表している。さらに学部では新入生対象のガイダンス、オリエンテーション等の学部行事や自校学習、基礎ゼミなどの正課授業を通じて学生にこれらを説明している。自校学習を開講し、映像教材も作成・配布したことで、本学の建学の精神及び教育の

目的等についての学生の理解も深まっている。

理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にし、検証プロセスを適切に機能させるシステムの構築が全学的にもまた各部局においても進められている。

理念・目的等の策定・点検にあたって、学部・研究科等各部局が責任をもって検討することはもちろん、21世紀教育改革委員会（学士力強化検討委員会）がこれらの適切性について学部・学科・研究科と連携して全学的な見地から検討する体制が整えられ、斉一性のとれた理念・目的・教育方針等の策定と公開が実施されている。また、この全学的取り組みによって、教育理念・目的・方針等についての認識及びこれらに則した教育研究活動の必要性についての認識を全学的に共有することができた。

新任教員研修会では、全新任教員が本学の建学の精神と教育の目的等について正しい知識を持ち、本学の教育・研究の目標・課題を認識できるように、教員向け自校学習の機会を設け、当日の内容を収録したDVDも各学部等に配布している。

理系学部・学科等においては、国際的に通用する技術者育成のための日本技術者教育認定機構（JABEE）に代表される当該分野関連の認定を受けることで、実学教育の指標として目標達成を図ることがある。研究科においても、教育・研究目的の深化に取り組み、幅広い分野で貢献できる高い能力を備えた人材の育成や高度な研究の国際的な展開を図り、その成果として平成20年度以降、継続的に戦略的研究基盤形成支援事業に採択されてきた（1-12）。

（2）改善すべき事項

大学の建学の精神及び教育の目的は適切に策定され、大学構成員及び社会への公表が図られているが、現状では全学的規模における定期的な点検・評価のための改善と検証の主体・サイクル・方式が運用されてまだ間もないため、この体制のもと継続して点検・評価にあたるPDCAサイクルを構築・運用しなくてはならない。このことは、多くの学部・研究科等の部局のレベルにおいても同様である。さらに、具体的な検証に際しても、教育の目的・人材育成目標が適切に遂行されているかという効果測定の見点から、卒業後の追跡調査等を適宜実施し、検証の規定を明確にしなくてはならない。

また、各研究科の「3つのポリシー」の主たる公表媒体は本学ホームページであり、学生や教職員に対して必ずしも積極的に周知されているとはいえ、紙面・口頭によっても周知を徹底すべきである。特に平成27年度より紙媒体のシラバスが廃止され、Webシラバスのみとなり、教育研究の理念、目的及び方針、カリキュラム編成の特色等が印刷物として教職員・学生の目

に触れる機会が減少しているため、オリエンテーション、ガイダンス等の機会を通してこれら周知するように努めなければならない。

ホームページ等の周知は日本語中心の案内であるが、グローバル化推進を考慮すると、本学の教育理念・目的等についても英語等による海外への情報発信を推進しなくてはならない。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

本学は、教育研究目的及び教育方針を制定しこれを社会に発信することに努めてきたが、今後これを深化・実質化していくことと点検・改善を継続することが重要である。

平成 27 年度から、自己点検・評価委員会による教育・研究活動に対する教育・研究の理念・目的や教育方針の適切性を定期的に検証するための PDCA サイクルが全学的に機能することとなり、この基盤整備・体制作りを引き続き進展させる。

教育方針の策定・改定と教育目標も含めた全学的な検証は、学士力強化検討委員会を中心に進められてもおり、改組・新設した研究科において新しく教育研究の理念と目的、育成する人材像を定めたのに加えて、既設学部においても平成 26 年度（2 学部）と平成 27 年度（4 学部）に理念・目的・人材育成等に関する修正があり、これらはいずれも学則に適切に反映されている。

ホームページや大学案内等による情報発信に加えて、活発な広報活動の効果は大きいと考えられるので、これを引き続いて遂行する。さらに、見る人・読む人を待つだけでなく、高校生向けイベントや一般向けイベントを通じて積極的に語りかける方法も取り入れる。

履修要項・授業計画及びこれらを活用したガイダンス等による周知と併せて、ホームページ、オープンキャンパス、高校説明会、保護者懇談会など多様なチャネルを用いて多面的・多層的な教育理念・目的についての広報活動を展開する。研究科においては、ホームページや広報媒体に関して定期的な検証を行ない、広報活動を充実させる。

(2) 改善すべき事項

平成 27 年度より全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCA サイクルの点検・評価がなされ、本学の教育の理念、目的及び方針の適切性について定期的な検証システムが確立されたが、今後、この検証システムが効果的に機能しているかをさらに検証しながら、持続的・継続的な改善に努め、教育課程や入口・出口の改革等に際

しても必ずこれらの改善・検証を行う必要がある。

新任教員研修会については、研修会の記録映像に基づいて各学部・研究科等における既存教員のリカレント研修にも役立てるように働きかけることを検討する。

卒業生の状況及び企業等の就職先の本学に対する満足度に関する調査を実施し、教育の理念・目的や人材育成目標等の成果について検証し、改善に結びつける。

また、積極的に本学の建学の精神及び教育の目的を海外に発信することによって、グローバル化を推進し本学の国際的競争力を高めるために、英語によるホームページ及び大学・学部・研究科案内パンフレットを充実させる。

4. 根拠資料

- 1-1 近畿大学学則
- 1-2 近畿大学 HP 教育方針
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>
- 1-3 近畿大学法科大学院学則別記
- 1-4 近畿大学大学院学則、近畿大学法科大学院学則
- 1-5 Kindai graffiti、近畿大学大学院パンフレット 2016、各研究科履修要項・授業計画(シラバス)
- 1-6 「我ガ生、難行苦行ナレドモ我ガ志、近畿大学トナレリ炎の人生評伝・世耕弘一先生」田島一郎(著)、近畿大学世耕弘一先生建学史料室(編)(近畿大学世耕弘一先生建学史料室)、近畿大学世耕弘一先生建学史料室(編)「学ぶこころー近畿大学建学者・世耕弘一」(日本図書センター)、「山は動かず〜世耕弘一伝〜」(近畿大学)世耕弘昭(原案)いわみせいじ(漫画)
- 1-7 平成 27 年度自校学習(基礎ゼミ)シラバス(経済・理工・文芸・総合社会・農学部) KindaiWeb Syllabus 2015 年度シラバス
- 1-8 「近大発 地域創生」
- 1-9 近畿大学自校学習映像 2015「大学のあゆみ・発展史編」、近畿大学自校学習映像 2015「卒業生編」
- 1-10 「薬学概論 塩崎学長特別講義」「薬学概論レポート」「21 世紀の社会科学シラバス」
- 1-11 「新卒業生歓迎会について」
- 1-12 戦略的研究基盤支援事業 年度推移表

基準Ⅱ 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

1) 大学全体

本学は、近畿大学学則第2条において学部・学科・研究科などの設置を定めているが(2-1)、これらの編制原理の根底には、建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」を掲げた創設者の「学びたい者に学ばせたい」との思いがある(2-2)。

この目的を達成するために、本学は、社会的課題・養成や学術的関心などの変遷に応じて機敏に学部・研究科などの設置・改革に取り組み、平成27年現在、13学部48学科、法科大学院、大学院11研究科を擁する総合大学としての組織を備えるに至っている。また、大学、大学院および学部・学科に教育理念を定め、入学者受入れ、教育課程の編成、卒業認定・学位授与の「3つのポリシー」に基づいて教育活動を展開している(2-3)、(2-4)。

さらに、本学には、学部・学科・研究科とは別に、「実学教育」と「人格の陶冶」に則して未来志向の実践的学問を追求するため、多様な研究所・センター組織が設置されており、大学院・学部とも協働しつつ活動している(2-5)。

2) 各学部・研究科

法学部は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とする本学にあって、社会の中で実用されうる批判精神やチャレンジ精神を発揮できる人格の陶冶を目指そうとする点で、適切に設置・運営された組織となっている。

経済学部、経営学部は、創立時の商学部を源流としており、理工学部もまた創立時より存在し、これらの学部は、建学の精神を色濃く反映した組織となっている。特に、理工学部は、「実学教育」の実現のために、企業の現場技術者を採用している(2-6)。

建築学部は、時代の変化に順応し、建築の工学的側面だけでなく、次世代に引き継がれ発展する建築を生み出す創造力を生み出すために、理工学部から分離されたものであり、我が国最初の建築学部であり、現在、さらに教育研究体制の拡充が行われている。

薬学部は、創薬研究や生命科学研究に従事できる人材と医療に貢献できる薬剤師の育成の2つの目的を達成するために、6年制の医療薬学科と4年制の創薬科学科の2学科を設置している。

文芸学部は、本学建学の精神に鑑み、文学・文化・芸術の分野を網羅する学部として設置されている（2-7）。

農学部は、「環境」「生命・健康」「食糧」というキーワードで現代の諸問題に対応し、得られた技術・知識を人間社会のために活用するという学部の理念・目的に沿った教育研究体制となっている（2-8）。

医学部は、講座制を基本としており、臨床系講座については、附属病院の診療科とほぼ一体をなしている。このような医学部の組織編成は、チーム医療や複数研究者間の共同作業が重視される医学部においては、理念・目的の実現のために適切であり、概ね有効に機能している（2-9）。

生物理工学部は、建学の精神に則って、平成 27 年 4 月に教育研究組織に関わる諸規程が改正・施行されている（2-10）。

工学部では、21 世紀の技術革新に必要な生命、エネルギー、ロボット及び電気の分野を新たに導入し、社会の要請に応えることができるよう平成 25 年 4 月に改組を行っている（2-11）。

産業理工学部は、理系 4 学科、文系 1 学科からなり、その編成原理は本学建学の精神を踏まえた人間主義の工学であり、文理融合を实践すべく教育研究組織を編成している（2-12）。

大学院において特筆される点としては、以下の通りである。

商学研究科においては、実践的な学問の修得という実学重視の考え方に則って、商学、経営学、会計学、IT ビジネス、キャリア・マネジメント、スポーツ・マネジメントの 6 つの研究分野から構成され、企業等の組織体の活動から生じる諸問題について、当該研究分野の研究方法に従って理論的・歴史的に解析していく研究能力を養成するように組織されている。

また、薬学研究科においては、創薬科学科の上に薬科学専攻の博士前期課程と後期課程、医療薬学科の上に薬学専攻の博士課程を設置し、特に後者において臨床に精通した薬学研究者の観点をもって多様な薬学領域で活躍できる人材の育成を目指している（2-13）。

従来の文芸学研究科を改組した総合文化研究科は 4 専攻 10 コースからなり、多彩な専門教育と同時に、各専門領域を横断する共通科目を担当教員を置くなどして、理念・目的に則った教育研究体制を構築している（2-14）。

医学研究科では、専攻分野間の壁を超えた共同研究や集団的な指導をしやすいするために、平成 20 年度から 5 専攻を 1 専攻に集約している。同時に、それまで学部の講座名と同名であった専攻分野の名称を、各分野の教育・研究内容を表現した名称に変更するとともに、一部再編して 44 分野とした。再編された医学系専攻は、それぞれの専攻分野名に独創性のある研究課題を明示しており、研究科の理念・目的を適切に反映している（2-15）。

システム工学研究科は、建学の精神に即した理念・目的を実現すべく、博士後期課程ならびに4つのクラスタからなる博士前期課程により組織されており、メディアセンターならびに次世代基盤研究所も研究科の理念・目的に合わせて連携協力している(2-16)。

産業理工学研究科は、「ハードサイエンスとソフトサイエンスの融合のもと、社会に信頼され地球環境に調和する産業科学技術の展開を図り、持続可能な循環型知識基盤社会の発展に貢献する」ことを教育研究の理念に掲げ、3コースからなる1専攻に統合・再編された(2-17)。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

教育理念、目的および教育方針ならびに教育研究組織の設置および運営の適切性について、学部間で協議するための組織として学部長会議がある。また、東大阪キャンパスにおいては、文系・理系間での横断的な取り組みについて情報交換に努めている。

さらに、学士力検討委員会と連携しつつ、定期的に大学・学部・研究科の理念・目的に照らして教育課程を見直すとともに、主に自己点検・評価委員会が主体となって検証にあたり、これに基づいて教授会や研究科委員会において、学部・学科、研究科・専攻などの改組や名称変更などを適宜行っている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

全体を通して、「実学教育」と「人格の陶冶」といった建学の精神に鑑みて、現状の教育研究組織は全般に効果が上がっている。

具体的には、薬学専攻博士課程では、大阪府内で薬剤師レジデント制度を設置している国立循環器病研究センターと市立堺病院に連携講座を設置し、レジデントとして臨床業務と臨床薬学研究を並行して行うプログラムが実施され、平成26年度は4名の学生が在籍している(2-18)。

また、農学部では、平成18年度に里山修復事業が「現代的ニーズ取組支援プログラム」に採択され、環境教育に貢献しつつある(2-19)。

医学部では、大講座制への移行が特に外科系において良く機能し、人事や情報の交換が活発化し、チーム医療でも貢献している。

(2) 改善すべき事項

学部・研究科のそれぞれの事情を反映して多様である。たとえば、以下の通りである。

「政策法学科が法学科の後塵を拝するものというイメージが払拭できない」(法学部)、「各学科・専攻間の連携が不十分」(理工学部、総合理工学研究科)、「文系の学部創設に伴って、学部間・学部内の再編を余儀なくされ、学部再編に多大な労力をはらう事態」(文芸学部)、「連携講座において、医療施設における人事異動に指導体制が影響を受ける場合がある」(薬学部)、「学部と研究科の垂直・縦断的な連携は効果的に実施されているが、水平・横断的な連携が少ない」(農学部・農学研究科)、「大講座制への移行が形式的なものに留まっている分野もある」(医学部)、「各専門分野での基礎知識が身につけてからでないと文理融合は進めにくい」「研究分野をつなぐコーディネーターが不可欠だが、確保が難しい」(産業理工学部)、「複数の学部に関わる研究科として、その特質にふさわしい専攻・コースの編成方針がまだ十分に検討されていない」(総合文化研究科)、などが改善すべき事項として挙げられた。

各学部・研究科で共通する部分としては、文理融合や分野間の連携で課題を残しているように思われる。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

各学部・研究科から具体的に挙がっている事項は、たとえば以下の通りである。

「JABEE 等、外部機関による審査」「学部全体でのイベント等の開催」(理工学部) (2-20)、「連携講座を増やすことができないか検討」(薬学部・薬学研究科)、「できるだけ立地を生かした地域連携型の教育・研究をさらに発展させる」(農学部・農学研究科)、「今後とも講座制を維持し、時代の要請に応じて大講座への再編や講座の新設、名称変更を行っていく」(医学部)、「教養・基礎教育部門の専任教員と兼任教員が学科横断的に連携して教養・基礎教育を推進するための委員会組織を設置する」(産業理工学部)、「遺伝カウンセラー養成課程などの取組みに対する外部評価の検討」(総合理工学研究科)、「組織やカリキュラムの検証を定期的に行うことで、研究科の特色や教育理念をより明確なものにしていく」(総合文化研究科)、「クラスタ分野の再編を実施して、学部の学科と分野をつなぐ学系の新設と学部・学科との関係性を明確化する必要がある」(システム工学研究科)、などである。

(2) 改善を要する事項

各学部・研究科から具体的に挙がっている事項は、たとえば以下の通りである。

「平成 28 年度に政策法学科の募集を停止し法律学科 1 学科体制に改組」(法学部)、「理工学

部の教育理念・目的に基づき、平成 27 年度に「ステューデントフォーラム」を開催し、学部
の全教員・全学生が一同に会する機会を設けた」(理工学部) (2-21)、「大学院教育において、よ
り実践的なデザインと設計力の向上を目指した講義科目を充実させ、さらに実務教育を重視し、
インターンシップなど演習科目に重点を置いたカリキュラムを実現させる具体的方策を策定」
(建築学部) (2-22)、「連携講座施設との共同研究の推進など連携の強化を図る」(薬学部・薬
学研究科)、「新学科の組織とカリキュラム安定を早期に図る」(文芸学部)、「大講座制への移行
に伴って、教員の採用が主任教授の研究領域に偏り、学生教育に支障が生じつつある講座につ
いては、学生の声や同僚評価を含む授業評価の結果を参考に、教員配置の是正を求めていく」
(医学部)、「教育部門では、学生が学科を超えて連携するプロジェクトを推進し、研究分野で
は、地域と連携して異なる分野の研究者が集う研究情報交換のための機会を創設する」(産業理
工学部)、「平成 27 年度に「総合理工マスターズ」で、研究科内の全専攻による中間発表会を実
施」(総合理工学研究科) (2-23)、「完成年度を迎えてコース編成等の見直しが可能になったの
で、それに関する議論を組織的に開始する」(総合文化研究科)、「工学部学科との連携を緊密化
できるクラスター組織への改編に取り組む」(システム工学研究科)、「改組に際して掲げられた教
育研究の理念に合致した、専門分野を超えた領域横断的アプローチが可能な教育研究を産業理
工学部と一体で進める」(産業理工学研究科) などである。

4. 根拠資料

2-1 近畿大学学則第 2 条

2-2 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>

2-3 近畿大学 HP 学部・学科の教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>

2-4 近畿大学 HP 法科大学院・大学院研究科の教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>

2-5 近畿大学 HP 研究所・センター等

<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/index.html>

2-6 近畿大学 HP 理工学部

<http://www.kindai.ac.jp/sci/>

- http://www.kindai.ac.jp/graduate/courses/science_and_engineering_research.html
- 2-7 近畿大学 HP 文芸学部
<http://www.kindai.ac.jp/bungei/>
- 2-8 農学部・農学研究科改組資料
- 2-9 近畿大学医学部 HP／講座紹介
<http://www.med.kindai.ac.jp/course/lecture.html>
- 2-10 生物理工学部運営委員会規定
生物理工学部教授会運営内規
生物理工学部各種委員会規定
生物理工学部各種委員会運営規則
- 2-11 近畿大学工学部 HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 2-12 近畿大学産業理工学部 HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
- 2-13 薬学研究科履修要項
- 2-14 大学院総合文化研究科内規
- 2-15 大学院医学研究科便覧
- 2-16 近畿大学システム工学研究科ホームページ
<http://www.hiro.kindai.ac.jp/faculty/graduate-f/>
- 2-17 産業理工学研究科ホームページ
<http://www.fuk.kindai.ac.jp/postgraduate/>
- 2-18 薬学専攻博士課程－特色
<http://www.phar.kindai.ac.jp/dept/major/feature.html>
- 2-19 里山修復プロジェクト
<http://nara-kindai.univ.jp/05project/satoyama/main.html>
- 2-20 近畿大学 HP 理工学部／教育／学部教育の特色／技術者教育
<http://www.kindai.ac.jp/sci/education/feature/expert.html>
- 2-21 第 1 回理工ステューデントフォーラムを 11 月ホールで開催
<http://www.kindai.ac.jp/sci/pickup/2015/06/010518.html>
- 2-22 建築学部教室会議議事録 2015.11.12

建築学部教務委員会議事録 2015. 11. 19

2-23 2/23(火)『総合理工マスタース 2016』を開催致しました！

<http://www.kindai.ac.jp/sci/news/012637.html>

基準Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

本学が求める教員像は、①専門分野に関する高度な知識と優れた研究能力を有していること、②「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指すという本学の教育方針を熱心に追行できること、すなわち、「現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向する」という教育方針(3-1)を熱心に追行できる教員を求めると定めた。この教員像に基づき、各学部および研究科で教員の編成方針の策定が進められようとしている。また、「近畿大学国際化ビジョン」に基づき、平成26年度、21世紀教育改革委員会において「教育の国際化・グローバル化」が教育の新たな方針に追加され、専門委員会が設置された。現在は、この専門委員会の審議内容に応じて新たに「求める教員像」の検討を行っている(3-2)。

教員組織の編成に関しては、全学および各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂行するために、最終的な審議・決定を行う機関として大学協議会が学長のもとに設置されている(3-3)。学部には学部長が置かれ、学部の運営にあたる。さらに学部長補佐や学科長等が置かれ、学部長とともに執行部を形成している。学部長は教授会を開催し、近畿大学学則で定められた事項に関して審議・決定を行う(3-3)。学科長は、学科会議やクラス会議などを開催し、それらの会議では学科の諸問題に関して審議する。

大学院組織には大学院部長が、各研究科には研究科長が置かれ、大学院の学務は大学院部長が統轄し、各研究科の学務は研究科長が行うことになっている(3-4)。各研究科では、研究科長が研究科委員会を開催し、大学院学則に定められた事項について審議する(3-4)。学長は大学院委員会(大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の若干名の委員で構成)を開催し、大学院学則に定められた事項について審議・決定する。

全専任教員は、「教員業績評価自己申告表」(3-5)として教育、研究、管理・運営、社会活動の各項目の年次ごとの報告が義務づけられており、本学教員相応の能力を維持していることが厳正にスコア化されてフィードバックされる。さらに各学部には、教務関係、学生生活関係、キャリア支援関係、入試関係、またはFD関係などについて、専門の各種委員会が置かれ、教育上および研究上の課題や諸問題を討議する。

教員の編成方針の明文化に関しては、既に法学部、経営学部、理工学部、薬学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、医学部、工学部、法学研究科、薬学研究科が学部内規に明記していた

(3-6) が、新たに産業理工学部、産業理工学研究科、生物理工学部が策定作業を開始している。一方、建築学部、経済学部、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、総合文化研究科、農学研究科、医学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、法務研究科については策定の緒に就いた段階である。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

各学部・研究科とも、それぞれの教育理念や目的に応じた責任ある教育を行うために、大学設置基準で定められた必要教員数を超える専任教員を配置し、そのカリキュラムポリシーに適した教育の質の確保に努めている。職位ごとの専任教員数、性別および年齢構成については、各学部・研究科の単位で調整するように指導されている。また、外国語や教養科目については、各学部の教育方針に基づいて全学共通教育機構が教員配置についての調整等を行っている。

以上のような理由より、各学部では新規教員採用人事を行うにあたり、学科ごとのディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーの観点から必要な分野・領域を定めることに加えて、学部における職位・年齢階級別分布が適正となるように、採用を進めている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

本学の各学部では、学部毎の規程と、詳細に関して明文化された内規や申し合わせに基づいて、透明性のある教員の採用及び昇任手続きが実施されている。教員の新規採用に関しては、全ての学部で公募を原則としている。

法学部、経済学部、経営学部では、学科ごと、或いは科目グループごとの協議に基づいて教員新規採用の根拠と採用予定教員の専門分野・人数・職位等を学部長に申し入れ、学部運営協議会等で、教員組織編成方針に基づいて当該採用計画の適切性を判断した後、教員の公募を行う

(3-7)。応募者に対しては人事委員会と審査委員会による書類審査後、面接・模擬授業を経て教授会で順位付けまたは採用候補者の決定を行う。これらの学部では、昇格についても年度当初に学部長が審査基準等を公表し、基準を満たす者に応募を促している。

文芸学部でも学科ごとに採用すべき教員の担当分野を決定し、教授会で承認された選考委員会を設置して、幅広く候補者の公募を行う。その後、書類審査と面接により候補者を1名に絞り、人事委員会と教授会の承認を得る。昇格についても同様に、教授会の承認により選考委員会を設置し、職位ごとに設けられた資格選考基準に基づいて候補者について審議し、人事委員会を経て教授会に諮る (3-8)。

建築学部では、公募に応募した者から規程に基づいて面接候補者を選出し、学部教員全員が参加する面接を実施した後、教授会で採用予定者を決定している（3-9）。

農学部では、学部長・学科長らで構成される戦略会議で人事計画が立案され、各学科から選出された教授各1名で構成される人事委員会の議を経て、教授会で決定される。教員の採用に当たっては公募を行い、応募者の中から人事委員会による書類審査と模擬講義・面接を経て、学科教授会で投票により採用候補者を選出する。また、昇格に関しても年度ごとに学科教授会において候補者が推薦され、人事委員会による審査の後、教授会で投票による採決を行う（3-10）。

講座制を採る医学部では、講座主任教授と臨床教授の採用は公募によると明文化されており、選考委員会による書類審査と面接の後、主任教授会において3名を超えない候補者が教育・研究（及び診療）業績と抱負に関するプレゼンテーションを行った後、投票を実施して順位付けまたは採用候補者の選出（臨床教授で申請者が一人の場合）を行う。助手から准教授までの教員の採用・昇任については、講座主任教授の推薦に基づき、主任教授5名から成る資格審査委員会が資質の審査を行い、教授会で承認する。採用・昇任の基準となる研究業績が、職位ごとに定められている（3-11）。

工学部では、学部長・同補佐・学科長らで構成される学科長・センター長会議において、年度当初に人事計画を立て、求める教員の能力・資質を明記して公募を行う。学科長・センター長会議における候補者の選考、教授会が設置する教員資格審査委員会における採用・昇格審査を経て、最終的に教授会で投票により採用・昇任の採決を行う（3-12）。

産業理工学部でも、毎年度当初に専任教員人事委員会が作成し、教授会が承認した人事計画に基づいて、教員の採用・昇任が審議される。公募に当たっては、科学技術振興機構研究者人材データベースへの掲載が義務付けられている。採用・昇任基準に基づき各学科で検討を行った候補者について、選考委員会で審査を行い、教授会の承認を経て採用・昇任予定者を決定する。

一方、本学大学院各研究科の教員は、原則として全て学部の専任教員であることから、研究科のみにおける教員の採用人事は行っていない。何れの研究科でも、基盤となる学部の専任教員採用・昇格人事に合わせ、大学院担当の可否について、研究科委員会で資格審査を行っている。大半の研究科では、資格審査の基準が内規或いは申し合わせ事項として明文化されている（3-13）が、総合理工学研究科では明文化されていない。総合理工学研究科における教員の採用は、各専攻が申請を行い、人事委員会で資格を審査し、研究科運営委員会の議を経て研究科委員会で承認するとしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、全学で実施するFD研修会に加え、各学部が独自にFD研修会または研修会を開催し、全学部で学生による授業評価を実施するとともに、同僚評価を行っている学部も複数ある(法学部等)。また、大学全体の制度として教員業績自己評価および個人研究費のインセンティブ運用を実施しており、平成26年度から、Read & Researchmapによる教員業績の公開が行われている。

法学部では、全学のFD研修会の他、法学部FD研修会を前期・後期各1回実施し、ピア・レビューを通じて教員の資質向上に取り組んでいる。ピア・レビューは、公開科目を数人の教員が視察する方式から、ビデオ撮影したモデル授業についてFD研修会で全教員が討議する方式に移行しつつある。

経済学部でも、前期・後期各1回の学部FD研修会を行っている他、外部講師による教育講演会を定期的に開催し、教員の質向上を図っている。また、経営学部でも年2回の学部FD研修会を行っており、学部教育改善プロジェクトでは、教員の授業改善に関する研究に対してその費用を助成し、研究終了後に、学部全教員参加のもとで研究成果報告会を開催している(3-14)。

建築学部では、平成27年度学部主催のFD研修会を開催し、建築学部の3つのポリシーに関する議論を行った。また前・後期に演習系の授業を採り上げてピア・レビューを開催し、授業改善の取り組みを行っている(3-15)。

文芸学部では、少人数の学生を対象とする演習を充実させるため、「文芸フェスタ」など実践的なプログラムを開発し、教員の資質向上に努めている。「文芸フェスタ」は教員たちが自主的に企画し、学生を巻き込んで大きなイベントとなっているとともに、レクチャーや教員同士によるシンポジウムなどを通して、教員間で相互に刺激し合う機会となっている。またピア・レビューを実施し、互いの授業を参観することにより、自分とは違った授業の方法論を学ぶとともに、その感想を返すことで、教員相互の刺激にもなっている(3-16)。

総合社会学部でも、年2回ピア・レビュー期間を設けている。また、専攻を横断して同じテーマについて話し合う「専攻横断談話会」を開催し、専攻科目、教員・職員の垣根を越えて意見交換を行っている。さらに、英語科目に関して非常勤講師を含めた「英語授業改善研究会」を年2回実施しており、教員同士の連携強化に加え、問題点の共有や、改善案の模索を通して共通方針の確立に繋げている(3-17)。

医学部では、FD委員会が主催する学部独自のFD研修会が、過去平均して年間5回程度(平成27年度は1回のみ)開催され、教育方法の改善や新しい教育法の普及などに役立っている。

また、基礎医学系では、1 学年の医学総論や 2 学年のテュートリアルに際し、新任教員が先任教員と一緒にテュータを担当する機会を複数設け、マンツーマンで互いの資質向上を図っている(3-18)。なお教員が教育・研究の他、臨床医学系講座では診療にも参画することから、「医学部における教員業績評価の指標」を定め、職位毎にそれぞれの活動への重み付けを変えられるしくみを取り入れている(3-19)。また、講座制を採るため、各講座の教員に対して主任教授が上司評価理由書を提出し、自己評価と上司評価理由書を基に、評価部会が第三者の立場から客観評価を行うことが制度化している。

農学部では、教育研究評価委員会が、教員の資質向上を目的にシンポジウム、講演会、報告会を開催している。また、教員の JABEE 講習会参加や、ラジオアイソトープ管理者や第一種作業環境測定士など、資格取得を促している(3-20)。

生物理工学部では、教員の資質向上を図るための恒常的手段として、生物理工学部 FD 研修会の他、オープンクラスウィークスを設けて授業を学部教員に公開し、リフレクションペーパーによるフィードバックを行い、学外 FD フォーラム等への参加を促している。

工学部では、教育力向上のため、全教員対象に工学部運営方針説明会や FD 研修会を開催している。また、全学 FD 研修会の内容を、工学部 FD 活動推進部門委員会で報告し、同研修会の DVD 記録映像を全学科の FD 活動担当者が閲覧している。教員の研究力向上のために、工学部特別予算を提供し、良好な研究設備等を設置している(3-21)。

また、産業理工学部では、学部・大学院共催の FD 研修会を年 2 回開催し、先進事例の紹介や自校教員の模範講義などを実施している。

一方、本学大学院では、大学院 FD 研修会を年 1 回開催している。それぞれの研究科では、これまで基盤となる学部と共催で FD 研修会を行ってきた例が多かったが、平成 26 年度の認証評価において指摘を受けて以降、大半の研究科がそれぞれ独自の FD 研修会を開催するようになった。

法学研究科における独自の FD 活動として、大学院の教育目的、教育内容および入試制度等を検討する FD 研修会が随時開催され、議論が重ねられている。商学研究科でも、非定期的ながら独自の大学院 FD 研修会が実施されている。

経済学研究科でも、研究科を取り巻く現状を認識して、教育改善への取り組みができるよう独自の FD 研修会を行い、教員の研究の資質向上を図っている。

総合理工学研究科では、平成 27 年度より研究科独自の FD を実施している。

総合文化研究科では、大学院での研究を促進しそれを公表する手段として、研究科紀要『渾

沌』を発行している。投稿原稿の採否は研究科紀要委員会において厳格に判断される（3-22）。また、研究科 FD 委員会を組織している。また、生物理工学研究科でも、研究科 FD 研修会を開催する他、学外 FD フォーラム等への参加を促している。

医学研究科の国際化と教育・研究指導法改善のため、平成 27 年度に独自の FD を 2 回開催した。また、共通必修講義・演習の導入により、学生や教員が専修科目の異なる教員による教育の現場に触れる機会が格段に増加した（3-23）。さらに、それまで指導教授が学位審査の主査を務めるとしていた申し合わせを改正し、指導教授は主査・副主査となれないこととした。これにより、指導教授による研究指導の成果が研究科の他の教員の客観的な評価に曝されることとなり、教員の緊張感が増し、研究科全体の教育・研究の質を向上させようとする意識が行き渡った。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

多くの学部・研究科で「求める教員像」の策定が進んでいる。本学では、人事は公募を基本としていることから、より明確かつ厳格な教員採用人事が実施されている。また、学部・研究科の教員組織の編成方針に年齢構成や男女比が考慮され、より公正で頑健性の高い組織が確立されようとしている。全学的に、教授には A 評価を与えないという原則が徹底され、若手教員顕彰のチャンスが増えている。理工学部や工学部では、競争的研究資金獲得の実績が向上した。また、多数の若手教員が在籍する医学部でも、公的研究費の申請数が増加した。

講座制を採る医学部を除き、多くの学部で教員組織編成方針に基づいて年度毎の人事計画を予め策定し、計画的に教員の新規採用や昇任手続きを進めている。また、全ての学部で新規採用は原則として公募によるとしており、そのほとんどは、公募情報を科学技術振興機構研究者人材データベース（JREC-IN）に掲載しており、産業理工学部では義務付けている。

経営学部では、実学教育という観点から 15 名の実務経験のある教員を採用し、理論と実践の融合した教育を実現している。海外の学会発表や国際ジャーナルへの掲載など国際的に評価される研究を行っている教員が増えている。

建築学部では教員全員で採用候補者を面接するなど、審査過程の透明性が高い。

法学部では非常勤教員についても FD 活動への参加を呼びかけている。またピア・レビューについては単に参観しコメント用紙を担当教員に渡すだけでなく、実際の授業を録画し、ビデオ教材として FD 研修会で活用している。また、文芸学部では毎年の文芸フェスタが、学生との交流を深め、教員相互協力を含めた新たな教育の方向性を生み出す機会となっている。

総合社会学部では専攻横断談話会によって、分野を超えた交流が生まれ、教職員の資質向上にもつながっている。また英語授業改善研究会は、科目を教える全教員の意思統一に貢献している。

医学部では、講座制の利点として、同一講座の先任教員が新任の教員に対して学部の教育システムを予め説明・指導し、チュータ担当などに先だって、スキルアップを行う体制が整っている。

工学部では JABEE 活動や FD 活動を推進するための工学部教育推進センターが平成 21 年に設置され、教員の資質向上を推進する組織として継続的な活動が行われている。

産業理工学部では教員ヒアリングの実施によって、教育研究に関して教員が抱えている課題を発掘し、研修派遣や研究予算などの支援を行うことにより、改善につなげている。

大学院においては、授業担当者を決定するにあたり、業績評価指標を参照するため、半定量的・客観的評価が可能となり、公平な人事が行われるとともに、教員の資質や能力の評価が継続的になされることになり、教員の資質向上に寄与している。

医学研究科では平成 27 年度に研究科独自の FD を 2 回実施し、大学院の国際化や大学院教育・研究発表における著作権の取扱いについて、研究科教員の認識が高まった。

(2) 改善すべき事項

全体的事項として、各学部において求める教員像を明文化する。また、建築学部、経済学部、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、総合文化研究科、農学研究科、医学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、法務研究科については現在も教員の編成方針が明文化されていないので、早急に明文化する。

法学部では、学部教育の性格上やむを得ない事情により私募もしくは招聘の形式による新規採用人事を行うこともあり得るので、これに対応した人事内規を整備する必要がある。一方、総合社会学部については、実務家教員の採用・昇格選考基準に、一般教員のものに比べ不明確な点があるので、これをより明確化する必要がある。文芸学部については、学科ごとの教員数や職位について定期的な検証が行われているが、学部全体として問題を共有化しようとする意識が薄い。

薬学部では、教授のみならず、助教から准教授までの職位についても、新規採用者は公募することとなった。教育・研究能力に秀でた人材を広くリクルートする上で、公募制の導入は有益である一方、複数教員間の共同研究が求められる現代の薬学研究においては、公募により採用

された教員間で研究室運営に軋轢を生じる場面も懸念されている。

農学部では、学科主体の人事計画策定と採用選考が行われているが、これはともすれば学部全体の将来計画や教育・研究体制構築の欠如に繋がりがねない。全学部レベルの人事計画策定が必要である。

講座制を採る医学部では、講師以上の採用・昇任申請に当たっては、教授会に候補者の教育・研究・診療業績の概要が一覧表として提示される。また、教授選考に当たっては、候補者の履歴と詳細な教育・研究・診療業績が、主任教授会に先立って秘密保持下で配付され、プレゼンテーションまでに採用・昇格基準との適合性が確認できる。これに対して、助手・助教の採用に関しては、基準への適合性の確認は5名の主任教授から成る資格選考委員会に任せられ、教授会で承認を求める。以前は助手・助教についても教育・研究・診療業績の概要が一覧表として配付され、教授会の全構成員が候補者の資格を再確認することができた。教員の教育面での資質に偏りを生じていると懸念されている講座もあり、特に教育面での担当範囲が広い大講座においては、新規採用候補者がどのような教育範囲を担当する能力があるかを、教授会が確認出来る機会が必要である。また、東洋医学研究所と腫瘍免疫等研究所の教員の応募・採用・昇格に関しては、各研究所の規程に基づき理事会がこれを行っており、医学部教授会は関与していない。応募・採用・昇格に関する情報は公開されておらず、今後透明性の確保が求められる。

一方、大学院においては、総合理工学研究科では、MO合教員などの採用基準が明文化されていない。産業理工学研究科には、理工系、芸術系、社会科学系と、専門分野の異なる教員が所属している。そのため、大学院担当教員資格審査の際の根拠となる業績評価に統一的な基準の設定が困難であり、各教員の専門分野の事情に配慮した基準が必要となっている。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

教員像や教員の編成方針の策定が各学部や研究科で強力に推し進められ、さらに教員の年齢構成、男女比、カリキュラムポリシーなどが明確になり、公募における採用基準がより明確になろうとしており、バランスのとれた学部・研究科運営が実現しようとしている。

教員自己評価については、厳格に実施し、授業評価も同僚評価と学生による評価の両方を実施する。また、教員評価によるインセンティブについては、数値として評価しやすい研究や診療、管理運営に関する評価が表に出易い傾向にあり、教育に関する評価の高い教員を、別の形で表彰するなどの方策を考える。産業理工学部でも、PBL や SL などの新しい教育の方法の導入

に関して、外部講師を招いた講習会を積極的に開催する。

法学部では、引き続いて毎年期首に非常勤講師に FD 活動への参加を呼びかけるとともに、FD 研修会などスポット的な行事についても参加を促す。また、ビデオ・レビュー形式のピア・レビューを定期的実施し、組織的な教育改善の重要な機会とする。

経営学部では、海外での学会発表や外国語雑誌への論文掲載など、国際的に評価される研究を行っている教員が増えており、教員の昇格審査に当たっては、共著論文や海外発行雑誌掲載論文の評価について基準の見直しを行い、今後の教員の資質向上に役立てる。

薬学部では、FD 活動への出席率改善を目的として、頻繁にリマインダーメールを送信し、出欠管理を行うとともに、研修会終了後のアンケート調査により、教員のテーマに関する志向性を把握する。

総合社会学部では、専攻横断談話会を継続するとともに、参加者をさらに増やす努力を行う。また英語授業改善研究会のしくみを、英語教育以外の分野にも広げることを検討する。

農学部では、現行の採用システムをさらに効果的に運用するため、面接を含めた最終審査において、応募者の教員としての資質をより深く見極めることができる審査方法を模索する。医学部では、教授選考に際し主任教授会で複数候補にプレゼンテーションを行わせ、質疑応答する方式を継続するとともに、可能な範囲でプレゼンテーションの時間配分を再検討し、他学部で実施されている模擬授業の導入なども検討する。

医学部では、チュートリアル制を有効なものとするため、これまで長時間のチュータ研修を行った。チュートリアルの回数が減った現在、医学部の教育目標である「自ら学ぶ力」を学生に身につけさせるために、双方向授業の取り入れなどを検討する。FD 研修会でも、今後双方向授業の実践的な技術を学ぶ機会設けていく。

大学院においては、以下の施策が進められている。

医学研究科では平成 28 年度以降も研究科独自の FD を開催し、研究と教育の質を高めている。

総合文化研究科では、大学院の紀要のみならず学部の紀要等とも連携して、教員の研究発表の場を活用していく (3-24)。また、学外の研究誌等への執筆を奨励していく。

システム工学研究科では、平成 27 年度の FD 活動推進部門の設置を機に、大学院の独自性に基づいて、分野横断型の教育・研究に必要な教員の資質向上と評価・検証を継続的に実施する。

産業理工学研究科では、教員の年齢構成や男女比を配慮した人事計画を策定し、バランスの良い教員組織が継続的に編成されるよう工夫している。

(2) 改善すべき事項

平成 26 年度は教育の国際化・グローバル化を踏まえて、学内に専門委員会が設置され、教育改革が諮られようとしている。「求める教員像」もこれらに呼応し、対応を進める必要がある。

総合社会学部については、実務家教員の採用・昇格選考基準に不明確な点があるので、平成 28 年度中に「専任教員資格選考基準」の運用規則の明確化を図る。また、文芸学部では、人事に関して学部全体の最適状況を実現させるよう、学科横断的な話し合いの場で検討する機会を作る。

法学部では、実際に非常勤教員が FD 活動に参加するのは、授業評価アンケートとそのレフレクションに留まっており、積極的な巻き込みに至っていない。

薬学部では、助教から准教授まで公募にあたり、業績の優劣のみに拘泥することなく、研究室運営への協調性も含め、人格面や学生への態度を含めた人物評価を細密に行い、バランスの取れた選考方法を模索する。

文芸学部では、ピア・レビューや FD イベントの参加者が少ない。また、授業評価アンケートがマンネリ化し、学生による記述が減っている。

農学部では、学部レベルの戦略会議が、人事計画の段階だけではなく、選考段階においても実際に機能するようなシステムを構築していく。また FD 活動が定着し効果を上げてはいるが、この活動に対する意識において、教員間には今だに温度差がある。FD 研修会のアナウンスを徹底し、教員の参加率を上げる。

医学部では、特に教育担当範囲の広い大講座について、助手・助教の採用申請に当たっても、どの教育範囲を担当する能力がある者であるかを、教授会において申請者である主任教授に明確に説明させることを考える。また、東洋医学研究所と腫瘍免疫等研究所の教員については、その給与等が医学部から支出されており、一部は学部教育にも参画していることから、今後規程等の改正を求め、教員の採用・昇任選考を医学部教授会において行うよう求めていく。さらに国際認証への対応のため、2 学年で開講していたテュートリアルユニットの一部を基礎専門科目として 1 学年に移し、臨床実習の時間数を確保するため、4 学年の後期からクリニカルワークショップを開始することを検討している。これに伴い 2 学年担当教員の間でテュートリアルに対する熱意が低下しており、テュータの延べ数が減少したため、新任教員に対するマンツーマン研修の機会が減ってしまった。分野別評価に対応するカリキュラム改訂の作業の中で、時間割の配分が検討されているが、テュートリアル、特に 2 学年におけるテュートリアル継続の必要性や意義は検証されていない。テュートリアル継続の必要性と意義に関する検証を、カリ

キュラム委員会や教務委員会で至急進め、統一した方針を打ち出す。また、授業評価に関しては、これまで講師以上の全教員について、同僚による評価と学生による評価を実施してきたが、医学部で用いていた評価・集計システムをシラバスも含めて全学の共通システムに移行しようとする過程で、医学部のカリキュラム形式が他学部のそれと大きく異なることから、技術上の問題点が生じ、平成 27 年度は授業評価を実施できなかった。また、従来の授業評価はマークシート形式であり、評価の集計に時間が掛かり、リアルタイムで学生の反応を測ることは出来ない。

泉ヶ丘移転計画における医学部、特に教育研修施設の基本設計は、移転後にどのような医学教育方法を採用するかが明確でなければ、基盤が作れないため、関係所管との十分な議論を重ねることが必要である。平成 27 年度に実施できなかった同僚評価と学生評価による授業評価を、平成 28 年度には再開する。また、シラバスの共通化に合わせて、授業評価の形式も、全学統一形式に近づけるよう検討する。汎用性と即応性の高い評価システムの構築を、情報システムセンターや泉ヶ丘移転タスクフォースと共同して検討する。

大学院に関しては、商学研究科では、教務委員会で FD 研修会のあり方について検討し、多くの教員が参加するように方策を検討する。また、総合理工学研究科では、大学院として授業評価アンケートを実施する。また、研究科独自の FD 研修会を実施しているが、最近教員の参加が少ない。研修会が特定の研究分野に関わる内容であるため、当該分野以外の教員にとっては関心が薄いと思われる。総合文化研究科でも、他研究科にまたがって研究教育内容を相互に発表しつつ議論し、質の向上をはかる恒常的な努力が求められる。

総合理工学研究科では、研究科運営委員会においてMO合教員等の資格基準を検討し、これを明文化して、平成 28 年度中に規則集に載せる。

システム工学研究科では、大学基準協会から指摘されている研究科独自の FD 活動が実施出来ていないので、これが必要である。平成 28 年度中に第 1 回研究科 FD 教員研修会を実施する。

産業理工学研究科では、FD 研修会の参加者アンケートの結果、「これまでにあった FD 集会で得られた知見をどの程度実践されましたか」との問いに対し、「積極的に実践した」、「ある程度実践した」が全体の 49%であった。このことから、FD 活動への参加者は多いが、受け身的な参加にとどまっている教員が相当数存在することが窺える。

4. 根拠資料

3-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindaipolicy/>

- 3-2 近畿大学教員選考基準
- 3-3 第三次教育改革の基本方針
- 3-4 近畿大学学則
- 3-5 教員業績評価自己申告表（大学・短大・高専等教員用）
- 3-6 法学部の求める教員像及び教員組織の編成方針（2013年7月8日）
- 3-7 経済学部運営運営協議会運営に関する内規
 - 経済学部教授会運営に関する内規
 - 経済学部人事委員会規程
 - 経済学部専任教員資格選考基準
 - 経済学部研究業績評価指標
 - 経済学部研究業績評価指標の教授会申し合わせ事項
 - 経済学部専任教員資格選考に関する内規
 - 経済学部教員公募に関する内規
 - 近畿大学経営学部教員人事に関する内規
 - 経営学部採用又は昇任に必要な研究業績の換算
- 3-8 文芸学部・総合社会学部人事委員会議事録
 - 文芸学部教員人事計画案（平成26年度～平成30年度）
- 3-9 建築学部専任教員等の資格選考基準
 - 建築学部専任教員資格選考委員会規程
 - 建築学部専任教員昇任業績評価指標
- 3-10 近畿大学農学部教員昇任及び任用基準
 - 近畿大学農学部専任教員選考に係わる内規
 - 農学部における教養・語学教員の採用人事に関する内規
- 3-11 医学部教員の採用・昇任要件に関する申し合わせ
 - 医学部主任教授の選考に関する内規
 - 医学部臨床教授の選考に関する内規
- 3-12 工学部専任教員の資格選考基準
 - 工学部専任教員の資格選考に係わる内規
 - 工学部専任教員資格審査基準表

- 平成 27 年度工学部運営方針資料
- 3-13 大学院教員任用等の基準規定の適用に関する商学研究科内規
生物理工学研究科昇格基準
生物理工学研究科昇格に関する諒解事項
大学院システム工学研究科教員人事に関する内規
- 3-14 経済学部 FD 研修会資料、経済学部講演会開催資料
経営学部 FD 研修会資料
経営学部教育改善プロジェクトおよび学部重点プロジェクト（公募一式）
- 3-15 平成 27 年度第 1 回建築学部 FD 研修会
平成 27 年度ピア・レビュー報告書（設計演習 I、静定構造力学演習）
- 3-16 文芸学部「ブンゲイフェスタ」
<http://www.kindai.ac.jp/bungei/event/20151113011859.html>
文芸学部授業評価アンケート資料
リフレクションペーパー資料
- 3-17 専攻横断談話会
英語授業改善研究会
- 3-18 平成 27 年度医学部 FD 開催記録
- 3-19 医学部における教員業績評価の指標
- 3-20 農学部第 14 回 FD フォーラム参加報告会開催のご案内
農学部第 15 回 FD フォーラム・全学 FD 研修会並びに ICT による教育改善研究発表会
参加報告会開催のご案内
農学部第 16 回 FD フォーラム並びに平成 22 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム
参加報告会開催のご案内
平成 23 年度近畿大学農学部 FD 委員会ミニシンポジウム「私の授業」開催案内
- 3-21 平成 27 年度工学部・システム工学研究科 FD 研修会資料
平成 27 年度工学部「特別予算」申請について（ご案内）
- 3-22 大学院研究紀要「渾沌」
- 3-23 医学研究科平成 27 年度第 1 回 FD ポスター
医学研究科平成 27 年度第 2 回 FD ポスター
大学院医学研究科便覧

3-24 文芸学部研究紀要「文学・芸術・文化」

総合社会学部研究紀要「総社る」

基準Ⅳ 教育内容・方法・成果

Ⅳ―1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<大学全体の教育目標>

本学は、未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げ、総合大学として各学部の特徴を生かしながら、「実学教育」と「人格の陶冶」の融合を目指している(4-1-1)。これからの時代に、自主独往の気概に満ち、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志をもつ学生を社会に送り出すことが本学の使命であると考え、「学生を大切に作る大学づくり」及び「教員の教育力の向上と自己刷新」を目標に、平成18年2月に「21世紀教育改革委員会」を発足させ、教育改革を進めている(4-1-2)。

平成21年10月からは、「学士力強化」、「学修・学生生活支援」そして「大学院教育改革」の3つの行動目標を掲げ、授業と学習行動の質の向上、さらに大学院の充実を目指した取り組みを行ってきた。また、国際化強化ならびに企業が求めるグローバルに活躍できる人材育成への取り組み強化を目的として、平成26年6月より「グローバル推進検討委員会」を設置、教育改革を推進してきた(4-1-2)。

現在、近畿大学未来戦略機構のもと、総合大学としてのスケールメリットを生かした、各学部間の有機的連携による高効率な教育体制を確立し、教育プログラム策定・教育力向上・教育グローバル化を推進、支援している。

<学部・研究科における「教育目標」及び「学位授与方針」の設定>

上記の教育目標に掲げた人材の育成を達成するため、各学部では学部及び学科ごとに、各研究科では研究科及び専攻ごとに、人材育成の目的を近畿大学学則第1条別記(2)(4-1-3)及び大学院学則第1条別記(4-1-4)に定め、これに基づき各学部、各研究科では学位授与方針(ディプロマポリシー)を定め、公開している(4-1-1)。学部、研究科のディプロマポリシーは履修要項において、学科、専攻のディプロマポリシーは、それぞれの授業計画(シラバス)において記載し、入学時に新入生全員に配布している(4-1-5)、(4-1-6)、(4-1-7)。

学部の学位授与方針は、「建学の精神」と「教育理念」に基づき、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生の育成」が確認できることにあり、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。なお、学生には卒業までに身

に付けるべき資質を、本学の教育方針であるディプロマポリシー（学位授与の方針）に記している。

大学院では、各研究科の学位授与方針については、研究科ごとに「研究科の教育研究の理念と目的、育成する人材像」と「学習・教育目標」により明示している。しかしながら、平成26年度の大学評価（認証評価）結果において、「各研究科における学位授与方針は、研究科ごとに設定しているが、その内容は修了要件が示されるにとどまり、修得しておくべき学習成果が明確に示されていないため、改善が望まれる。また、一部の研究科においては教育課程の編成・実施方針において内容の不備が見られるため、改善が望まれる」との指摘があり、修得に必要な学習成果の再検討が課題となった（4-1-8）。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<教育課程の編成・実施方針の明示>

大学全体の教育理念・目的及び育成する人材像を受け、教育目標及び各学部・各研究科の学位授与方針に沿って、学部・研究科ごとに教育理念・目的及び育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与ならびにこれを達成するために適切な教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定め公開している（4-1-1）、（4-1-3）、（4-1-4）。

共通教育科目である共通教養科目については、「近畿大学の教養教育の目的と目標」、同じく外国語科目については「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」「外国語教育マニフェスト」に基づいてカリキュラムが編成されている（4-1-9）、（4-1-10）、（4-1-11）。

専門科目については、ディプロマポリシーに掲げられた能力を着実に修得できるように、科目を基幹科目、展開科目、発展科目、演習科目等に分類して配置し、それらの科目の位置づけ、育成する能力をカリキュラムポリシーにおいて明記している（4-1-1）、（4-1-3）、（4-1-4）。

さらに、学部・研究科だけに留まらず、各々の学科及び大学院専攻のカリキュラムポリシーも、近畿大学学則第1条別記（2）に定めたそれぞれの教育目標、並びに学部・研究科のカリキュラムポリシーに則って適切に定め、公開されている（4-1-1）、（4-1-3）、（4-1-4）。なお、学部、研究科のカリキュラポリシーは履修要項において、学科、専攻のカリキュラムポリシーは、それぞれの授業計画（シラバス）において記載し、入学時に新入生全員に配布している（4-1-5）、（4-1-6）、（4-1-7）。

<学生がキャリアの形成を実現するための科目の編成・実施方針>

本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神のもと、これからの時代に貢献できる人材を育成するため、共通教養科目に「キャリアデザイン」を開講している。また、ボランティア、インターンシップ、各種資格取得講座などのプログラムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援している。さらには、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会も提供している（4-1-12）。

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、本学のホームページ上で一般に公開し、大学構成員及び広く社会に周知している（4-1-1）。また、本学の教育方針も「履修要項」に記載し学生に配布することで、その認知度及び理解度の向上を図っている。教員については、各学部教授会、各研究科委員会にて毎年度見直しを行うことから、これらの目的や方針を共有する機会となっている（4-1-13～27）。

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証は、大学全体の場合は責任主体となる自己点検・評価委員会が担っている。ただ、実際の検証は平成 27 年度から本格的に開始されたばかりである。

各学部・研究科における上記検証は、各学部の自己点検・評価委員会、及びそれと連携する教務委員会（或いは教務委員会に相当する委員会）等が担い、各研究科の場合は大学院運営委員会及び教務委員会等が担っている。ただし、理工学部及び総合理工学研究科では、検証を行っているが、検証システムの責任主体となる委員会等の組織の存在は不明である。検証の頻度については、基本的にカリキュラム改訂の必要性が生じたときなどに適宜検討するという形態であり、特に時期を決めて行ってはいないところが見受けられる。しかし、今後は全学での検証が毎年定期的に行われることとなっており、これに追随する形で各学部・研究科での検証が実施される見込みである。なお、理系学部の中には第三者評価である JABEE（日本技術者教育認定機構）、並びに JABPE（薬学教育評価機構）の審査を定期的を受審することで、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を担保している。

なお、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を含めた 3 つのポリシーに関しては、

平成 27 年 7 月 21 日付の学士力強化検討委員会、教育改革推進センター連名による文書において、各学部・研究科へ現状、並びに今後の変化に対応した見直しが求められた（4-1-28）。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

○本学の教育の理念・教育目標に基づき、大学全体及び各学部・研究科の「3つのポリシー」を制定したこと。

本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、及び「人に愛され、信頼され、尊敬される人の育成」という教育目的に照らし、大学全体の「教育目標」、「教育内容」、「学位授与方針」を明確化した。これを受け各学部・研究科が教育目標（育成する人材像）を定め、それらの実現のために「3つのポリシー」を制定し公表することで、教育内容、学位授与にいたる道程等を学生に示すことができている。

（2）改善すべき事項

① 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知に関して

学内構成員における周知状況については、調査をするとともに、今後全学部で理解を促すよう努めなくてはならない。

② 各学部・研究科における評価・検証の状況に格差が見られること

大学全体として、また学部・研究科として、教育目標やディプロマポリシーの有効性・適切性を検証する具体的体制が十分でなく、また、具体的な検証方法が確立されていない。第三者評価機関である日本技術者教育認定機構（JABEE）等の認定を受けている学部・研究科では、教育の質保証に対する PDCA サイクルが機能しているが、大学全体の自己点検評価活動としては、点検・評価体制の整備、活動が緒についたばかりであり、PDCA サイクルの確立が必要な学部もある。

③ 学位授与方針における記載内容に具体性が欠落していること。

平成 27 年度に実施された大学基準協会の評価結果で指摘されているように、大学院研究科における学位授与方針は制定され修了要件が提示されているものの、学生が修得すべき学修成果が明確になっていない。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

○本学の教育の理念・教育目標に基づき、大学全体及び各学部・研究科の「3つのポリシー」を制定したこと。

大学全体及び各学部・研究科で制定した教育目標や教育方針（ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー）の定期的な検証を通じて、これらに対する学生の理解度を確認しその認識を高めるとともに、FD 及び SD 活動による大学構成員（学生及び教職員）への周知活動を継続して、その理解の深化を目指す必要がある。その際、大学の専任教員のみならず、非常勤の教員をも対象とすることが求められる。

② 各学部・研究科、各学科・専攻の「3つのポリシー」の見直しが開始されたこと。

各学部・研究科、及び各学科・専攻で制定した教育方針（ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー）の見直しが指示され、それぞれの所管においてその検討が開始された。PDCA サイクルの確立が遅れた学部も、これを機に検証・評価が始められ、今後十分に機能するものと期待される。

(2) 改善すべき事項

① 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知に関して

単にこれらを HP に掲載し、公開するだけでなく、学内構成員における認知率についてもアンケートを実施し、把握することが望まれる。今後、更なる情報公開へと歩みを進める必要がある。

② 各学部・研究科における評価・検証の状況に格差が見られること

各学部・研究科において、教育目標や教育方針の有効性・適切性を検証することのできる体制を整備するとともに、確実に検証作業を実施して行く。また、授業評価アンケートや卒業アンケートなどから寄せられた学生の意見を最大限活用するために、リフレクションペーパー以外の形式による有効な活用方法も考案する必要がある。そして、評価指標結果をどのように教育目標・教育方針の改善へと繋げていくのかを組織的に検討し明らかにしておく。

③ 学位授与方針における記載内容に具体性が欠落していること。

大学院研究科で修得しておくべき学習成果を明確にしたディプロマポリシーを制定し公表するとともに、検証評価活動の一環として、その内容を検証していく必要がある。こうした活動を通して、学生が所属する学部・学科の教育方針を理解し、「3つのポリシー」に沿って適切な履修が行える環境を提供して行く。

4. 根拠資料

4-1-1 近畿大学 HP 「近畿大学教育方針」(アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー)

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>

4-1-2 近畿大学 HP 「21 世紀教育改革委員会 第三次教育改革」

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/download-data/innovation/third-order-01.pdf>

4-1-3 近畿大学学則第 1 条別記

4-1-4 近畿大学大学院学則第 1 条別記

4-1-5 各学部履修要項 2015

4-1-6 各学部授業計画 (シラバス) 2015

4-1-7 各研究科履修要項・授業計画 (シラバス) 2015

4-1-8 近畿大学に対する大学評価 (認証評価) 結果 平成 27 年 3 月 (公益財団法人 大学基準協会)

4-1-9 「近畿大学の教養教育の目的と目標」

4-1-10 「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」

4-1-11 「外国語教育マニフェスト」

4-1-12 近畿大学公開講座 等 <http://www.kindai.ac.jp/rd/kouza/index.html>

4-1-13 法学部：近畿大学法学部教務委員会規程・近畿大学法学部各種委員会規程・近畿大学法学改革本部規程

4-1-14 経営学部：平成 27 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録、平成 27 年度第 8 回教授会議事録

4-1-15 建築学部：建築学部教務委員会議事録、建築学部 F D 研究集会議事録、建築学部教室会議議事録

- 4-1-16 薬学部：自己評価書 <http://www.phar.kindai.ac.jp/faculty/pdf/hyoka21.pdf>
- 4-1-17 文芸学部：自己点検・評価委員会進行表、文芸学部教務委員会議事録
- 4-1-18 農学部：農学部教務委員会規程、農学部FD・教育研究評価委員会規程、平成25年度農学部（農学研究科）委員会一覧表
- 4-1-19 医学部：分野別評価ワーキンググループ名簿、医学部委員会名簿
- 4-1-20 生物理工学部：生物理工学部運営委員会規程、生物理工学部教授会運営内規、生物理工学部各種委員会規程、生物理工学部各種委員会運営規則、生物理工学部/研究科自己点検評価報告書
- 4-1-21 工学部：工学部・大学院自己点検評価委員会規程、工学部教務委員会内規、工学部教育推進センター規程、工学部における内部質保証システム（図）
- 4-1-22 薬学研究科：自己点検書
http://www.phar.kindai.ac.jp/tenken/daigakuin_tenkenH24.html
- 4-1-23 総合文化研究科：大学院修了生アンケート、平成26年度第1回総合文化研究科委員会議事録
- 4-1-24 農学研究科：平成23年度農学研究科教授会議事録（平成23年7月12日）、平成25年度農学部（農学研究科）委員会一覧表、大学院教務検討委員会議事録（平成27年11月11日）、大学院FD委員会議事録（平成27年11月11日）
- 4-1-25 生物理工学研究科：生物理工学研究科委員会規定、生物理工学研究科委員会運営内規、生物理工学研究科各種委員会規定、生物理工学研究科各種委員会運営規則、生物理工学研究科委員会議事録、生物理工学部/研究科自己点検評価報告書
- 4-1-26 システム工学研究科：平成25年度第1回大学院システム工学研究科教務委員会議事録
- 4-1-27 産業理工学研究科：産業理工学研究科幹事会内規
- 4-1-28 近畿大学21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会・教育改革推進センター 「3つのポリシー」の見直しについて

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

全ての学部・研究科において、ディプロマポリシー、及びカリキュラムポリシーが設定されており、それらに基づいて開講される授業科目が決定されている。授業科目は各学年及び各semesterで順次性を確保して開講されている(4-2-1)。

21世紀教育改革委員会及び全学共通教育機構の教学ガバナンスの下で、全学部において「近畿大学の教養教育の目的と目標」に掲げている「近畿大学の教養教育は、幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間関係と確かな主体を確立する」ことを目標として、各学部においては共通教養科目を全学で統一して整備している(4-2-2)。一方、全研究科では、建学の精神に沿って各研究科・専攻の専門分野に応じた実学に対応できるように独自の授業科目を開講して体系的に配置している。

授業科目の体系的・順次性に対する学生の理解を深めることを目的に、全学部・全研究科で開講されている科目の授業概要・学習目標・授業計画等に関する全情報は、学部では授業計画・履修要項・教育要項において、一方研究科では履修要項において、全学生に周知している(4-2-3)。さらに、それらの全ての情報は、全学的な統一形式でホームページ上のUniversal Passport(以下、UNIPA)に明示されており、学生は閲覧可能となっている(4-2-4)。また、開講されている授業科目の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会・教授会・研究科委員会等で定期的に検証・改善されている(4-2-5)、(4-2-6)。

以下、学部、大学院のそれぞれについて概要を記載していく。

【学部】

各学部のカリキュラムは共通教養科目、外国語科目、専門科目(一部の学部は専門基礎科目も含む)から構成されている。共通教養科目は、全学共通教育機構の方針に従い、「人間性・社会性」、「地域性・国際性」、「課題設定・問題解決」、「スポーツ・表現活動」の4科目群からなる(4-2-2)。全学部共通で1年次に開講される「基礎ゼミ」は少人数のゼミ形式科目であり、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション能力の育成を目的としている。外国語科目に関しては、「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標、英語教育の共通基本目標」

及び「第二外国語教育の共通基本目標」に基づき、各学部が設定する配当年次・ Semester に準じて順次性を図りながら授業を開講している（4-2-7）、（4-2-8）。一方、各学部・学科の専門科目としては、1 学年に専門につながる基礎科目を主に配当し、2 学年から 3 学年に専門の基礎から応用の科目を配当して専門知識を体系的に修得させる教育を実施している。特に 4 学年の学生には、文系学部では卒業に向けた種々の演習科目、理系では卒業研究を必修科目として、これまで培ってきた課題解決能力、論理的思考力、プレゼンテーション、ディスカッション能力などを能動的に引き出す実践的科目を配置している（4-2-1）。また、薬学部と医学部の教育に関わる連携等も推進されている（4-2-9）、（4-2-10）。

各学部では開講科目とディプロマポリシーの関係をマトリクス表記したカリキュラムマップ及び科目ナンバリングを行っている。さらに、これに学年配当を組み合わせたカリキュラムツリーも作成し、履修要項・カリキュラムガイドブック等で開示する等、学生への周知に努めている。また、一部の理系学部のカリキュラムは日本技術者教育認定機構（JABEE）、薬学教育評価機構（JABPE）の認定プログラムとなっており、外部機関によって技術者、並びに医療系人材・薬剤師の育成に相応しいカリキュラムとして評価されている。

【大学院】

各研究科のカリキュラムは、博士前期課程ではコースワークに重きを置きながら、修士論文作成・発表をファイナルゴールとするリサーチワークとのバランスに配慮した構成となっている。コースワークでは、主専攻科目を中心としながら順次的に幅広い選択科目を履修できるよう工夫がなされており、複数教員による分野横断的な科目や英語科目が多く配置されている（4-2-3）、（4-2-11）。これらのカリキュラムを通して幅広い基礎的教養と先端知識を併せ持つ職業人を育成することを目標としている。修士論文の作成においても、より柔軟性を持たせた指導方法の試みも取り入れられ、従来の指導教員と学生とのマンツーマン的な指導方法に対し、複数の教員により指導を行うセカンドメジャー制（システム工学研究科、産業理工学研究科、総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻）や、修士 1 年次と 2 年次で指導教員が変更可能な制度（総合文化研究科）の導入等、新たな大学院教育に向けた模索も試みられている。

一方、博士後期課程では前期課程の内容をさらに発展させ、研究の計画力と実施能力、データの理解力と判断力を修得するためのリサーチワークに重心を移し、博士論文の作成・口頭発表と専門学術雑誌での公表を最終成果として、高度の専門的知識を有する研究者、技術者の育成を目指すカリキュラムとなっている。

授業科目の系統性・順次性に対する学生の理解を深めることを目的に、開講されている科目の授業概要・学習目標・授業計画等に関する情報は、履修要項に記載されるとともに年度始めのガイダンスにおいて全学生に周知している（4-2-1）。さらに、それらの情報は全学的な統一形式でWEB上のUNIPAにも明示されている（4-2-4）。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程にふさわしい教育内容を提供しているか。

全学部・研究科では、学則及び大学院学則に定めた教育研究の理念・目的、人材育成像及び教育目標、ならびにカリキュラムポリシーが適切に設定されており、学士課程、大学院の修士課程・博士前期課程・博士後期課程の各課程に相応しい教育内容が検討され、その提供が的確に行われている。特に、21世紀教育改革委員会・教育改革推進センター・全学共通教育機構による全学的取り組みが行われ、各課程における卒業・修了を保証する教育内容を明確化させることを目的として、全学部・研究科の授業計画（シラバス）で各開講科目の到達目標が明示されるようになった。また、本学に在籍する全ての学生は、全学部・研究科の授業計画（シラバス）を本学のホームページ上で閲覧・検索可能となっている（4-2-3）、（4-2-12）、（4-2-13）。

以下、学部、大学院のそれぞれについて概要を記載していく。

【学部】

全学的な取り組みとして、先ず、平成24年度に共通教養科目の見直しが提言され、平成25年度から教養教育の改革が順次検討されている。学部教育に相応しい教育内容を保証する科目として、開講科目を全学共通開講科目と学部開講科目に分けて整備し、併せてシラバスに到達目標を明示することで、各科目の履修終了時に達成すべき到達レベルを示し、複数開講科目における授業内容の平準化を図っている。外国語教育については、英語教育の共通基本目標及び第二外国語教育の共通基本目標を達成するための具体的方策に基づいて、各課程に相応しい外国語教育科目の開講を進めている。一方、専門教育科目は、各学部・学科の学士課程の教育内容を保証する科目として学年・semester単位で体系的に配置されている。一部の学部では専門に関わる外国語（英語）能力の養成が必須になることから、専門教育科目として英語科目が配置されている。これら開講科目の適切性の評価・検討については各学部の教務委員会が担っている。

また、高等学校等から円滑な移行を目的に大学における学びの動機付けとその習慣形成を促す教育プログラムである初年次教育として、基礎ゼミ（一学年前期semesterあるいは一学年

前・後期 Semester 配当) が全学部において開講されている。また、高大連携として、附属高校推薦入試・指定校推薦入試等の入試制度合格者に対する入学前リメディアル教育

(「e-Learning」学習システムの利用、プレエントランス講義、小論文添削指導、入学前スクーリング、入学前ガイダンスなど) が実施されている。一方、入学後のリメディアル教育としては、一部の理系学部では物理を未履修で入学した学生に対して学習支援室を開室する等、各学部の高・大の教育的接続性に則して実施されている。さらに、「カリキュラム及び教育改善への反映」と「きめ細やかな学生指導」を目的として、全学的に平成 23 年度から「自己発見レポート」が導入されている。平成 24 年度には、教育改革推進センターより自己発見レポートの活用を各学部で検討するよう呼びかけられ、これを受けて、各学部で活用指針を作成し、その結果分析と評価を実施することとしている (4-2-14)。

理系学部における JABEE 認定プログラムにおいては、より具体的な学習・教育到達目標を掲げ、卒業要件を満たすことによって得られる概容(学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ)とその詳細な解説(学習・教育目標とその評価方法)を明示しており、卒業生の質的保証を達成している。

【大学院】

カリキュラムの適切性の検証は、各研究科の教務委員会または運営委員会が担当し、教育課程の変更、調整等の作業を進めている。これらの検証作業は研究科長が責任主体となっている。

大学院カリキュラムは、より幅広い基礎知識と技術が修得できるよう工夫されており、その一環として、本学の総合力を生かした高度な専門性を有する職業人育成のため、研究科の枠を越えた 4 つのプログラム「教員養成プログラム」、「知的財産管理プログラム」、「現代都市政策プログラム」、「税務会計プログラム」が開講され、これらに設置された科目を修了すると、所属する研究科の単位として認定される制度が導入されている (4-2-15)。また、本学の大学院生が各研究科の垣根を越えて集い、各自の研究内容について活発な論議を繰り広げる「近畿大学サイエンスネットワーク院生サミット」、「近畿大学大学院文系院生サミット」も毎年、各研究科持ち回りで開催されており、多様な価値観を育くむとともに、より広い観点から自分の研究内容を見つめ直す貴重な機会となっている (4-2-16)。この院生サミットは文系と理系に分かれて開催されてきたが、統一して開催する方向で準備が進められており、より学際性の強い催しとして発展することが期待されている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

各学部、研究科独自の取り組みで効果が上がっている事項について示していく。

【学部】

教育課程編成・実施に関わる成果として、以下のことが挙げられる。

- ① 学士力強化の重要な鍵となる教養教育の充実が図られており、外国語科目の充実、ハードウェアとしての英語村 E3 [e-cube] やランゲージスペースを使った活動など、英語教育改善に向けた様々な取り組みが全学的に実施されている。その結果、学生の TOEIC スコアが学年ごとに上昇する傾向を示す等、効果が現れている (4-2-17)。
- ② 「基礎ゼミ」の全学部レベルでの実施によって、レポート作成・プレゼンテーション実習・ディベートなど、学びの基礎修得が図られている。
- ③ 各学部では科目が2つの科目区分（共通教育科目及び専門教育科目）ごとに順次性を持って体系的に開講され、履修要項・教育要綱・授業計画（シラバス）で明示されている。年度当初の履修ガイダンス等で周知され、学生が開講科目の意味、修得の必要性を理解できるようになってきている。

また、各学部においては、専門教育科目の開設状況と順次性のある体系的配置について定期的に検討を行うようになった。教務委員会・教授会を最終決定機関として、学科レベルで種々の検討部会を設置し、カリキュラムならびに授業内容を常に検証している。また、カリキュラムに留まらず、授業における教授方法、内容、実施・運営方法等について定期的に議論が行われるようになった。

【大学院】

平成 26 年度に行われた大学基準協会の大学評価で指摘された大学院シラバスの精査と組織的な内容検証、改善システムの構築については、各研究科教務委員会が主体となり、全学共通のフォーマット（医学部を除く）による修正が行われ、ウェブサイトを通じて公表されている (4-2-13)。このシラバスの内容の検証については、恒常業務として毎年度末に実施されている。同じく指摘を受けた1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成することの明記については、大学院学則の変更が行われ、ホームページ上にも公表されている (4-2-18)、(4-2-19)

(2)改善すべき事項

【学部】

変化する社会の要求に応じて教育方針、カリキュラム編成、各科目の教育目標・到達目標及び授業方法などを定期的に改定していく必要がある。各学部ではディプロマポリシーと各科目の到達目標とを対応させたカリキュラム系統図・カリキュラムマップの導入が行われたが、その公開方法が限定的である学部があり、今後、WEB上での公開の徹底とその周知を進める必要がある。

各学部における教務委員会の活発な活動により、カリキュラムの適切性を検証するシステムは構築されているが、教務委員会の活動状況と他の教務に関連する委員会（学生委員会、就職委員会等）相互の連携と分掌を監督・監査する必要がある。また、PDCAサイクルの検証体制が学部内の自己評価にとどまっており、社会の要請に照らしての適切性の評価が行われていない。

【大学院】

大学院教員がそれぞれの専門分野を反映させた授業科目を開講することにより、受講する学生はより深い専門知識を得ることができる。しかし、学部と比べ大学院の学生数は多くはなく、受講生が数名といった授業科目も多く存在する。また、特に幅広い知識を涵養する必要がある博士前期課程では、より基礎的で範囲の広いコースワークの設定も必要である。この基礎的なコースワークと専門性の高いコースワークをバランス良く組み合わせることにより、順次的で体系的なカリキュラムツリーも作成可能となる。これらを考慮に入れ、包括科目や同一科目を複数教員が担当する等の制度変更や科目全体の統廃合についても、今後組織的に検討していく必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1)効果が上がっている事項

【学部】

教養教育の充実、初学年教育として「基礎ゼミ」の全学部レベルでの実施、高大連携としての入学前リメディアル教育の実施、学生の教育科目の順次的・体系的な履修への配慮（カリキュラムツリー・カリキュラムマップの検証と改善）、については今後も継続して発展させる。また、「日本語表現力及び外国語教育を重視したコミュニケーション能力の養成」と「既存科目の枠を超えた応用力と問題解決力の養成」を基本方針とした諸方策を今後も推進する。それに関連

して、本学の総合大学としての特徴を生かす文理合同運営による新たな科目の創設を試みる。さらに学生の自主性を重んじる問題解決型授業としてPBL科目の積極的導入、アクティブラーニング手法の推進等、各学部で種々の取り組みを推進する。

【大学院】

懸案となっている大学院の授業評価アンケートの実施に向けて、各研究科で準備作業が行われている。学部比べて学生数が少ないことから、信頼性の高いアンケートをどのように実施するかが課題として残されているが、各研究科教務委員会が主体となり、平成28年度開始に向けた検討作業が進められている。

平成28年度中の公表を目指し、各研究科、各専攻において3つのポリシーの修正が行われた。特にカリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの整合性についての詳細な検討が加えられ、ディプロマポリシーでは修得しておくべき学修成果についても盛り込まれた。これにより、入学生・在学生在が教育課程の系統性と順次性をより意識しながら修学できるよう、履修要項に記載するとともにホームページやガイダンス等で周知させていく。

(2)改善すべき事項

【学部】

平成26年度に整備が行われたカリキュラムマップ並びにコースナンバリングについて、各学部でその公表を徹底するとともに、評価と改善を継続的に行う。また、開講科目とディプロマポリシーとの関係をさらに明確化し、学生への周知を進める。

【大学院】

研究科独自のFD活動の実施に向け、学部FD委員会から独立させた研究科FD委員会が設けられ、その活動方法について模索する努力が続けられている(4-2-20)、(4-2-21)。大学院全体を対象としたFD研修会は定期的に行われているものの(4-2-22)、各学部・研究科では共同開催のスタイルを行っている場合も多い(4-2-23)。学部のFD活動との差別化を図るため、研究指導方法や論文作成指導方法、産学官の共同研究の推進方法、外部資金獲得の手法といった大学院に特化した研修内容をさらに導入していく必要がある。

4. 根拠資料

- 4-2-1 各学部履修要項 2015
- 4-2-2 「近畿大学の教養教育の目的と目標」
- 4-2-3 各研究科履修要項・授業計画（シラバス） 2015
- 4-2-4 UNIVERSAL PASSPORT <https://unipa.itp.kindai.ac.jp/>
- 4-2-5 全学共通教育機構規程
- 4-2-6 各学部規程・内規
- 4-2-7 「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」
- 4-2-8 「外国語教育マニフェスト」
- 4-2-9 薬学部履修要項
- 4-2-10 医学部教育要綱
- 4-2-11 大学院研究科カリキュラムポリシー
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>
- 4-2-12 各研究科履修要項・授業計画（シラバス）
- 4-2-13 授業計画（シラバス） <http://www.kindai.ac.jp/campus-life/syllabus/index.html>
- 4-2-14 教育改革推進センター 「自己発見レポートの活用につきまして（依頼）」
- 4-2-15 近畿大学大学院 2017 入学案内
<http://www.kindai.ac.jp/graduate/about/education.html>
- 4-2-16 大学院院生サミット http://www.kindai.ac.jp/graduate/news/2015/0706_01.html
- 4-2-17 TOEIC スコアデータ
- 4-2-18 大学院学則
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/download-data/regulations/graduate/27g-regulations.pdf>
- 4-2-19 法科大学院学則
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/download-data/regulations/law/271-regulations.pdf>
- 4-2-20 近畿大学 21 世紀教育改革委員会第二次教育改革成果報告
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/download-data/innovation/08-21.pdf>

4-2-21 各研究科 FD 委員会規程

4-2-22 大学院研究科 FD 研修会資料

4-2-23 工学部 FD 研修会

http://www.hiro.kindai.ac.jp/about/sp_education/fdh/index.html

IV-3. 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学修指導は適切か。

本学の建学の精神ならびに教育の目的に従い、各学部・研究科の教育方針（カリキュラムポリシー）が定められている（4-3-1）。おおむね、講義形式と演習形式、専門科目と教養科目、語学科目を上手く融合させつつ、大学の教育として適切な方法により、学修指導を行っている。

（教育方法全般） 文系学部においては座学が中心になるのは当然であるが（理系学部にあっても、「実験または調査」の科目以外は同様である）、その中でも少人数教育を推進することにより、学生と教員との距離を近づけ、より積極的なコミュニケーションを図り、学問への取り組みを深める努力をしている。大人数による講義形式の科目にあっても、その人数が200名を越えることのないようクラスを分割するなどして教員の目が届くよう工夫し、かつ、初年次から基礎ゼミ等の演習科目を、また3、4年次には専門演習を、それぞれ必修科目として、20名前後の少人数で開講し、議論を深める場を提供しており、学生の主体的な参加（アクティブラーニング）を促すことにも役立っている（4-3-2）。これら以外にも、2年次で受講可能な一般演習なども用意する。外国語科目についても、習熟度別クラス編制とし、評価、出席管理等を複数の担当者が合意形成しつつ、シラバスにのっとった授業運営を進めている。

（CAP制について） 単位制度の趣旨及び教育効果の観点から、授業外学修時間の確保も考慮し、CAP制を導入して1年以内に履修できる単位数を制限する履修制限を設けている（ただし、教職課程科目・司書課程科目・インターンシップ科目等は除く）（4-3-3）。

（学修指導）

各学部において、毎年度初めに履修ガイダンスまたはオリエンテーションを行い、また基礎ゼミから専門演習に至るまで担当教員によるマイキャンパスプランや自己発見レポート（入学時実施）を用いた指導の中で、学生生活を計画的かつ有意義に過ごせるよう、振り返りを踏まえた勉学と学生生活全般のサポートを行っている（4-3-4）、（4-3-5）。オフィスアワーを全教員が設定し、時間帯をUNIPA等で周知し、学修相談や履修指導に応じる体制を構築している（4-3-2）。

また経済学部では、学習履歴の異なる入学者に対して、初年次教育ではリメディアル教育を実施して、高等学校で数学Ⅱ・数学B以上の学習が未達な学生を対象に、「特殊講義ⅠA（数学入門Ⅰ）、特殊講義ⅠB（数学入門Ⅱ）」を開講し、大学生活への早期対応を図っている（4-3-6）、（4-3-7）。

（大学院）各研究科では、大学院学則に基づき、講義科目と演習科目を用意するが、学部に比し

て学生数は少なく、事実上双方向授業が原則となっている。また、CAP 制は導入しておらず、学生の自主性に委ねられるが、履修には指導教員の承認を必要とするなどして、履修の合理性を担保している。また、多くの研究科で学生に研究指導計画を作成させ、それに基づいて論文執筆を教員のマンツーマンに近い形で指導している（4-3-8）、（4-3-9）。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

各学部（医学部を除く）とも、大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成している。シラバス作成にあたっては、所管委員会等が点検にあたり、よりわかりやすい記載を各教員に求めるなどしている。この事前点検に加えて、平成 25 年度からは事後点検として、発行後も訂正・補完等を追跡調査し、それらの集約に努めることとした（法学部）。また授業評価アンケートでシラバスに沿った授業が行われていたか確認し、また教員相互のピアレビューなども実施しながら、授業内容と授業計画との整合性の確認と助言を行っている（経済学部）。シラバスは本学のホームページから個別科目のシラバスならびに授業計画冊子を閲覧することができる。法学部ではこれに加え、英語科目の体系性が明確に表されるようにも配慮している。

大学院についても、各研究科で統一的にシラバスを作成し、研究科のサイトで公表するなどしている。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

各学部とも、学則及び大学設置基準にしたがい、厳格な単位認定を行っている（ただし医学部は国家試験合格を目指し全科目が必修であり、単位制も導入していない）。全学的に、1 単位につき 45 時間の学修（教室外学修を含む）を要することとしている。また、成績評価についても 100 点満点とし、秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（60 点未満）の 5 段階の成績評価と定め（ただし平成 25 年以前入学生については秀評価はない）、履修要項において単位と併せてこれを明記するとともに、シラバスにおいても各科目の成績評価の基準項目と比率を明示している（4-3-2）、（4-3-10）。平成 26 年度入学生からは新たに GPA 制度も導入している（4-3-11）。

成績評価に際しては、授業に出席することは受講者の責務であることを鑑みて、出席点及びこれに相当するものを算入してはならないものとしたうえで、試験・レポート・授業中課題への取り組みなど、各科目の授業内容や方式に応じた成績評価基準を認めている（4-3-2）、（4-3-3）。

各教員は、成績入力を WEB（UNIPA）上で実施するが、その際に成績評価分布を確認するこ

とが可能なシステムとなっており、各教員はこれらを参考に厳格な成績評価を実施している。

編入学者の既修得単位数は、教務委員会において審議したうえで、一括認定で単位認定を行っている。一方、海外の提携校への留学によって修得した単位についても、同様に教務委員会で認定し教授会で承認している。この場合は、学部内規により、当該授業内容を精査し、当学部のカリキュラム上の科目の単位として認定している。

文芸学部において特徴的な芸術学科等の演習（実習）科目では、平常の学修の積み重ねが成績に加味される配慮がなされている。学生による合同講評会を全ての教員で実施し、複数の教員の評価を受ける（意見が聞ける）場を設けている。作品創作を課しているが、制作した作品や公演発表などで評価をしており、適正に行われている。

大学院についても、大学院学則に基づく修了所要単位を、各研究科の実情に応じた方法により、適切に認定している。

（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

全学 FD 研究集会在年に 2 回開催されているが、そこでは学外から講師を招いたり、学内専任教員により日頃実践している内容の報告などがなされているが、教員は積極的に参加している（4-3-12）。また、これとは別に各学部で FD 研修会が開催されており、教育方法・内容などの改善を図るための組織的研修の機会としている。

さらに、各学部では、ピアレビュー及び授業評価アンケートとそのレフレクションにも積極的に取り組んでいる。

各学部においては、教務委員会等の学部の委員会で教育内容・方法とその成果が検討され、改善案が教授会に報告される（P）。教授会で案が承認されると、授業改善の取り組みが各委員会や教員で始められる（D）。その成果が、授業評価アンケート、リフレクションペーパー、ピアレビュー、ピアレビュー報告書等により学部長を中心とした執行部で確認され（C）、問題点が見つかれば学部長から当該委員会へ再検討が指示される（A）という流れで、PDCA サイクルが機能している。

大学院については、FD 研修会を実施している研究科もそうでない研究科もあるが、学生数も少なく、彼らに合わせた、各自での授業改善が行われている。その参考となるよう、授業評価アンケートを実施する研究科も多い。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

教育方法及び学修指導は適切かについては、現状説明のとおり、少人数教育、アクティブラーニング等に資するものとなっている。また学修指導についても年度始めのガイダンス等により、学生と履修科目とのミスマッチを極力少なくすることができている。単位についても CAP 制導入により、学修時間を十分に確保できるようになっている。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、医学部を除き大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成しており、例えば出席は当然の前提であり出席点加味してはいけないことなど、共通認識としている。そのため特段の改善ポイントはないとする学部が多かった。医学部については、カリキュラムのユニット制との関連で別様式にし、学年別シラバスの冊子としていたことが、学生からの評価も高く、予復習に用いられている。

成績評価と単位認定は適切に行われているかについては、現状により学修時間が確保され、かつ厳格な単位認定がなされている。

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているかについては、ピアレビュー、学生評価アンケート、FD 研修会等が、教員の講義能力向上、シラバスへの講義内容の適切な反映等に役立っている。

(2) 改善すべき事項

教育方法及び学修指導は適切かについては、現状で問題なしとする学部も多いところであるが、学生評価アンケートに対するレフレクションペーパーの利便性向上の必要性や、海外提携大学との単位互換（読み替え）の改善の必要性等を指摘する学部もある。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、その点検体制が、教員個人に委ねられている面もあり、また教務委員など一部の担当者の負担となっていることから、全学的な点検体制の構築が必要であるとの意見もある。内容的には、医学部が特にユニット制であることから共通書式では書ききれないこともあり別書式を用いるほか、経済学部・経営学部においても段階的・体系的な履修のために、共通書式では対応できない部分につき学部独自の追加項目を必要とする。

成績評価と単位認定は適切に行われているかについては、GPA 導入に一部戸惑いが見られるとの見解もある。また、とりわけ法学部では定期試験のみでの単位認定の科目も多く、出席が当然の前提であるとの趣旨が学生に伝わっていないとの懸念もある。

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているかについては、とりわけシラバスの点検等が、教員個人、所管委員会委員の無償の貢献によって成り立っており、システムティックな点検の方法が必要ではないかとの意見がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

教育方法及び学修指導は適切かについては、少人数かつ専門的な専門演習はアクティブラーニングにとっても重要な科目であるが、3、4年次の2年間必修にし、密接な関係での教育が可能である。ただそれは反面で教員・科目と学生とのミスマッチがあった場合には問題も生じる。ミスマッチのないよう、オープンゼミ、説明会、UNIPAでの告知等をより一層活用する必要がある。経営学部については平成26年度から全学科を対象としたインテンシブインタナショナルプログラム(IIP)や平成27年度から会計学科対象のインテンシブアカウンティングプログラム(IAP)などが開設されているが、更なる深化が望まれる。

CAP制の導入による学修時間の確保は一定の効果を上げているが、成績優秀者に対してはCAP上限を緩和するとか、成績不良者には厳しく制限するなどの措置が必要との意見もある。

シラバスに基づいて授業が展開されているかについて、シラバスの点検や改定は、毎年恒常的に行う必要がある。

成績評価と単位認定は適切に行われているかについて、卒業生のGPA値の分析を通じた、GPAの進化の必要性、また、授業外の学修時間の実質化を図るためのFD研修会等の必要性を唱える見解がある。

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているかについて、アンケートの回収率向上や、各学部における実情に応じた追加項目などについて、さらなる検討を要する。

(2) 改善すべき事項

成績評価と単位認定は適切に行われているかについて、平成28年度から出席管理システムが稼働する法学部をはじめ、多くの学部で出席管理が整備されたため、出席は当然の前提とする認識を、教員・学生ともに一層徹底する必要がある。

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつ

けているかについて、ピアレビューに代えて、ビデオレビューによる授業方法の改善策も講じていく必要がある。

4. 根拠資料

- 4-3-1 近畿大学学則
- 4-3-2 各学部授業計画（シラバス）2015
- 4-3-3 各学部履修要項 2015
- 4-3-4 マイキャンパスプラン（My Campus Plan）
- 4-3-5 自己発見レポート
- 4-3-6 経済学部授業計画（シラバス）2015
- 4-3-7 経済学部履修要項 2015
- 4-3-8 大学院学則
- 4-3-9 各研究科履修要項・授業計画（シラバス）2015
- 4-3-10 平成 27 年度シラバス作成の留意事項
- 4-3-11 平成 27 年度全学 FD 研究集会アンケート集計

IV-4. 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

1) 大学全体

平成 25 年度の自己点検・評価から、KINDAI 戦略構想における全学的な教育研究推進体制の整備と拡充のなか(4-4-1)、教育目標の達成基盤となる教育改善の PDCA サイクルがほぼ確立した。21 世紀教育改革委員会(教学系 IR 策定)(Action)の下部組織として、「(「学士力強化委員会」、「学修・学生生活支援検討委員会」、「大学院教育強化検討委員会」、「グローバル推進検討委員会」)(Plan)を、教育改革推進センター(Do)の下部組織に「学士力強化部会」、「学修・学生生活支援部会」、「大学院改革推進部会」、「グローバル推進部会」、および「教育改善部会」を設置した。これらの活動を、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会および IR 情報検討委員会(Check)が点検・支援する体制となっている。教育改革推進センターを中心とした全学的な取り組みとして、各学部・研究科の年間教学活動の振り返り、実施状況把握、その教育効果を測定する様々な方策の策定等、教育改善に関する PDCA 活動が定常化している。

学部学生の学修評価を測定するため、学生が自らの学修計画や将来の目標などをシートに記述する「マイキャンパスプラン」や、「自己発見レポート」、「卒業アンケート」などを全学で実施するなど、適切に成果を測るよう努めている(4-4-2)。一方で、卒業後一定期間経過した卒業生による大学の教育内容・方法に対する評価や、卒業生が就職した会社・組織における卒業生および大学の教育内容・方法に関する評価について、評価指標を整備することが、平成 26 年度大学評価(認証評価)結果において期待されている(4-4-2)。

2) 学部共通事項

毎年 3 回の教育改革推進センター運営委員会では、「全学 FD 研究集会の内容」、「新任教員研修会」、「カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングの公開」、「GPA の活用」、「シラバス作成の全学的な統一と充実」、「授業評価アンケートの学期内中間実施の検討」、「シラバスの作成における点検・監査」、「入学前リメディアル教育」、「授業評価アンケートの実施内容」等が検討され、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリングの再整備や改善と WEB 公開等の高い達成度で教育改善が進んでいる(4-4-3)。教員による学生の学修成果を測定する「自己発見レポート」、前後期 Semester 毎に全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、さらに各学年での学生生活の目標を設定し、年度

毎の点検から自身の成長を評価する「マイキャンパスプラン(MyCampusPlan)」の実施を継続しており、入手情報の解析から、各学部・研究科等で実効的な活動に繋がっており、上記の教育改善はその事例である。平成26年度に正式導入されたGPA制度は、教育改革推進センターを中心に、全学的あるいは各学部独自の活用の検討が進められている。11学部（法学部、経営学部、経済学部、理工学部、建築学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部）で実施される「学業優秀者対象特待生制度」は学生自身の学修成果の把握および学修活動へのインセンティブを与えている。

3) 研究科共通事項

「学位論文の審査および最終試験」によって学修成果を評価している(4-4-4)。ほとんどの研究科において「学会発表や学会賞」などによっても学修成果を評価している(4-4-2)。平成26年度大学評価(認証評価)結果において、多くの研究科に対し、いっそう客観的で適切な学修成果の評価指標の開発が期待されている(4-4-2)。

4) 各学部・各研究科

【学部】

法学部は入学直後に新生の基礎学力・学修意欲・学修実態の組織的把握を行う「自己発見レポート」、前後期 Semester 毎に全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」、卒業式当日に卒業生を対象として学生生活の満足度を測定する「卒業アンケート」を実施している。「近畿大学外国語教育の目的と共通基本目標」(4-4-5)に沿った教育成果の一環として、英語副専攻プログラムによってカナダのカルガリー大学に留学した学生全員を対象にした「帰国報告会」を毎年実施するとともに、レポートを冊子化している(英語副専攻留学レポート)。同様の行事としては、法学部インターンシップに参加した学生による成果報告会もここに挙げられる。

経営学部は卒業後の評価については、組織的な取り組みが十分にされていない。

文芸学部は教育目標に沿って、授業計画(シラバス)には「成績評価方法および基準」を、卒業要件についても履修要項に明示しているほか、すべての学科・専攻において卒業論文・卒業制作・卒業公演を必修科目とし厳正な審査を行っている(4-4-6)、(4-4-7)。卒業論文・卒業制作・卒業公演は、各学科・専攻で発行する紀要への掲載、論文発表会、展覧会、舞台公演などの形で公開されるとともに、そのプロセスにおいて、複数の教員による論文・作品等に対する

る審査・評価が行われているなど教育効果を高める審査の厳格性の向上に繋がっている(4-4-6)、(4-4-8)。

生物理工学部は「近畿大学学則」および「生物理工学部履修要項」に示された卒業・修了要件に則り、各学科で単位修得状況などを確認した上で、教務委員会と教授会の合議にて承認することで公正性の確保を進めている(4-4-4)、(4-4-9)。

工学部は卒業研究の単位認定を数値評価すべく、観点別に複数の教員で評価を行うことによって評価の標準化が図られている(4-4-10)。JABEE認定を得ている学科では、卒業時および卒業後にアンケートを実施するとともに卒業生の所属企業の上司によるアンケートも行ない、カリキュラム編成に有効活用されている。

【研究科】

法学研究科は「修了生アンケート」、修論の「評価ルーブリック」によっても学修成果を評価している(4-4-2)。

商学研究科は学生による「授業評価アンケート」や、修了生による「修了生アンケート」によって、学修成果を測定していない(4-4-2)。

経済学研究科は学生による「授業評価アンケート」や、修了生による「修了生アンケート」によって、学修成果を測定していない(4-4-2)。

総合理工学研究科じゃ「修了生アンケート」と「M1 アンケート」を年度末に実施しているが、「進路先によるアンケート」や「OB・OGによるアンケート」は実施していない(4-4-2)。平成26年度大学評価(認証評価)結果において、アンケートの分析結果の活用を期待されている(4-4-2)。平成27年度より、「中間報告会」によっても学修成果を評価している(4-4-11)。

薬学研究科は課程修了時に「学会発表などの業績リスト」を学生に提出させている(4-4-2)。

総合文化研究科は「修了生アンケート」を修了後に実施している(4-4-2)。

医学研究科の学位授与の要件の一つは、自身が筆頭著者として査読制度のある国内外の学術雑誌に掲載許可されることである(4-4-12)。これは極めて客観的な学修成果の評価指標である。早期修了の条件は、学位論文が、概ねインパクトファクター5以上の主要国際誌に掲載許可されること、または学位論文が概ねインパクトファクター3以上の主要国際誌に掲載され、学位論文と参考論文の掲載誌を合わせたインパクトファクターが10以上となることである(4-4-12)。

システム工学研究科は「中間報告会」によっても学修成果を評価している(4-4-2)。「研究指

導計画書」を毎年、指導教員の下で学生が作成し、自己評価し、副指導教員とともに中間報告会や公聴会で達成度等の評価・点検に利用している（4-4-13）。

産業理工学研究科は「中間報告会」と「修士研究進捗状況報告書」によっても学修成果を評価している（4-4-2）。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

1）大学全体

平成25年度の自己点検・評価後も、学部学士課程の学位授与は、学則ならびに学位規程に従って策定したディプロマポリシー（学位授与の方針）を踏まえて厳格に運用されている（4-4-4）。

卒業・修了の要件は、学則や入学時に配布する履修要項に明確に示され、履修ガイダンス等で学生に周知されている（4-4-2）。

学位授与については、その要件と論文審査合格基準を学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、履修ガイダンス等で学生に周知している（4-4-2）。また、規定に則り、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している（4-4-2）。

学位授与方針は「ディプロマポリシー」に明記し、ホームページに公開している（4-4-14）。

2）学部共通事項

各学部は、ディプロマポリシーに則り学則に定められた全ての卒業要件を満たしている学生に対して、各学科の卒業資格判定後、教授会で卒業が認定されている。これに基づき、大学協議会の議を経て、学長が学士の学位を授与している（4-4-4）。入学時のオリエンテーションや履修ガイダンスを通じて周知している。入学時に配布される履修要項・教育要項および各学部WEBページでも常時閲覧・ダウンロード可能として明示され、入学時のオリエンテーション・履修ガイダンス等で周知されている。学位授与に係る活動は、各学部での卒業研究（卒業制作、卒業研究に係る公演）の従前よりの数値評価や多重審査体制等の厳格化が進むなかで、運用が続けられている。一方、各学部で9月卒業での学位授与が認められているものの、法学部を除く学部での学生に対する明示および明確な規程の策定、学生への周知方法の課題が示されたが、改善の途中で具体的な対応がされていない（4-4-15）。

3）研究科共通事項

平成 26 年度大学評価（認証評価）結果において、「満期退学者（博士課程または博士後期課程において修了に要する単位を取得後、退学した者）が、学位論文を提出することによって「課程博士」として学位認定することは適切でない」との指摘を受けたため、平成 27 年度より、再入学しなければ学位認定しないように改正した（4-4-4）。

4) 各学部・各研究科

【学部】

法学部は学年制および科目の配当学年、進級要件、ならびに CAP 制を厳格に定め、各年次における学生の学修を体系的かつ着実なものとするように配慮の上、これを補うディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの対応を可視化したカリキュラム・マップと科目ナンバリングを作成し、可視化したカリキュラム・ツリーを学生に公開している（4-4-16）。ディプロマポリシーに定める学位（学士（法学））に適う資質を備えた人材の育成を目指している。

経済学部および経営学部は 4 年次の演習において卒業研究論文の作成・提出を推奨し、総合的学修の総仕上げとして機能させている。論文審査では、論文の様式、体裁、評価方法などが記載された卒業論文提出要領を演習担当者が配付して対象となる全学生に毎年、説明している。

文芸学部は各学科・専攻において、卒業論文・卒業制作・卒業研究（公演）を必修科目とし（4-4-6）、担当教員が責任を持って指導に当たるとともに、厳密な評価を行なっている。卒業判定では、事務部により判定資料が作成され、主任会議で審査後、教授会が判定している。その後、学科・選考会議、教員会議を経て、学位授与が決定されている。さらに、各学科・専攻で発行する紀要への掲載、論文発表会、展覧会、舞台公演などの形で公開されるとともに、そのプロセスにおいて、複数の教員による論文・作品等に対する審査・評価を行っているが、学部・学科（専攻）として学修成果を測定するための評価指標の開発には至っていない。なお、卒業要件は新入生ガイダンス、進級ガイダンス時に学科単位で詳細に説明されている（4-4-6）。卒業論文の作成は、実験・実習・演習科目として設けられた卒業研究の一部であり、これを論文単体として審査はしないため、その水準を設定していない。また、学科・専攻で異なる卒業論文もしくは卒業制作の審査基準を学科・専攻毎に学生に明示している。

総合社会学部は卒業論文の評価基準を専攻単位で、論文作成開始時に学生に公表している。

建築学部は卒業研究（卒業論文・卒業設計）におけるテーマの設定方法、研究方法、求められる論文の内容を授業計画（シラバス）に記載し、卒業研究の他の専門科目との位置付けを示している。

農学部は学位論文審査基準がない。

生物理工学部は卒業要件について、少人数教育の各ゼミナール担当の教員を通じて学生へ周知させている（4-4-17）。また、学位論文の審査水準は未設定である。

工学部は学部全体ではないが、授業計画（シラバス）で卒業研究評価シートの中で学位論文の評価基準を示し、卒業研究の授業計画で学修教育目標や到達目標が記されている。

産業理工学部は卒業要件およびディプロマポリシーは、冊子「履修の手引」や「授業計画（シラバス）」を配布し、前期・後期開始時の「在学生ガイダンス」でも口頭説明している。また、4年次の4月にガイダンスで説明している。

【研究科】

法学研究科は修士論文の評価基準をまとめた「評価ルーブリック」を履修要項に載せている（4-4-16）。

医学研究科は学位論文審査基準を、ディプロマポリシーと医学研究科便覧に明示し、また共通必修講義・演習の初回に学生に説明している（4-4-12）。

システム工学研究科は「修学のガイドライン」によっても修了の要件などを学生に明示している（4-4-19）。

産業理工学研究科は学位の申請資格、審査基準、審査手順、手続き、申請書類等書式等を記載した冊子「学位論文審査に関する手引き」を配布し、入学時のガイダンスで説明している（4-4-20）。その特徴は、各学生に対して①3名の教員による研究指導グループの形成、②各年度初めの「研究計画書」の提出、③各年度末の「修士研究進捗状況報告書」の提出、④学位論文提出前の「予備審査」を行っている点である。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

1）大学全体

21世紀教育改革委員会および教育改革推進センターの下部組織の設置と教学ガバナンス強化により、教育改善のPDCAサイクルの実効化が進展している。複数回の授業評価アンケートの実施やWEB機能利用によるペーパーレス化、学生評価の時短等に向けたWEBアンケートの実施等への活動がある。

2）学部共通事項

学生の学修を測定する評価指標として、「自己発見レポート」、「マイキャンパスプラン」、「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待制度」の全学レベルでの実施は、評価の精密化や学生の学修活動へのインセンティブを高める活動として、教員のピアサポート等を実施しつつ精密化と活用の幅を拡げつつある。卒業認定は、全学部で継続的に厳格に実施されているのみならず卒業認定での重要項目である卒業論文等に対して数値化も視野に入れた評価基準策定といった精密化が進んでいる。

3) 各学部・各研究科

【学部】

法学部は「マイキャンパスプラン」の活用から、学生自身が自らの学修を自己評価し、短期目標の設定、行動計画の策定、自己点検の実施、次セメスターの行動計画への反映を行い、学修活動のPDCAサイクルが確立しつつある。GPA制度により、学修の質を客観的によりよく可視化する仕組みを策定している。英語副専攻とインターンシップ報告会やレポートで、学生の成就感や達成感を認める多数の報告がある。4年間の学修成果を示す卒業要件は履修要項に明示されている。入学時ガイダンス等および基礎ゼミ教員による口頭説明を通じても周知されている。

経済学部は「基礎ゼミ」（1年次前期）での全学生への書き方を指導後、1年後期から2年にかけては、基礎ゼミ担当教員が学生からの相談に応じる制度とし、学生と教員とのコミュニケーションツールとなっている。「自己発見レポート」は、入学時に全員受けさせたあと、分析結果を基礎ゼミで個人別に手交し、アッセンブリーアワーの時間帯を活用して読み方を指導している。英語と他の学業の両方で所定の成績を修めた1～3年次の翌年度の学費等を半額に抑える「経済学部在学学生スカラシップ」を実施している。さらに入学時の成績に基づく「学業優秀者対象特待生制度」とともに学生の学修へのインセンティブを高めている。

経営学部は計画・事後の振り返りと次期プラン作成時への反映が行われるようになり、とくに、1・2年次に、基礎ゼミ担当教員との面談で確認された計画・実績とフォロー結果を2年次後期の演習選考の資料として用い、計画的な学修目標設定と達成支援に有効に働いている。「ビジネスプラン・コンテスト」により、学生のビジネスへの意識を高め、企画力・プレゼンテーション力の向上に取り組んでいる。

文芸学部は教育目標の達成の成果として、学生は、卒業論文・卒業制作・卒業公演などで厳正な審査を受けて、卒業資格を与えており、卒業アンケートで、「学生時代には勉学に励みまし

たか」、「自主的に勉強し、問題を解決する能力が養われましたか」の設定項目では良好な回答を得ている(4-4-6)。さらに4年次では、全ての学科・専攻で、卒業論文・卒業創作・卒業制作・卒業公演を課しており、優れた論文や作品が各学科専攻の紀要に発表されている(4-4-6)。卒業論文・卒業創作・卒業公演は、審査基準が定められ、全学生が事務部による資料作成段階での点検を含め、主任会議審議、教授会承認の3段階の審査を受けて卒業資格としている。

建築学部はインターンシップへの参加を推進し、卒業後の進路を見据えた学修目標を定める意識の向上が認められる。4年間の学修成果を示す卒業要件は履修要項に明示されている。

薬学部は高い薬剤師国家試験の合格率(医療薬学科)と高い大学院進学率と就職確定率(創薬科学科)に繋がっている。

医学部は医師国家試験の新卒者合格率100%達成(平成27年度)に繋がっている。

農学部は筆記試験の成績を通知し、学修成果の自己評価に繋げて、「学業優秀者対象特待生制度」取得への関心も高めている。卒業論文が学修成果を総合的に示す指標となっている。

工学部は学生の学修成果を測定するための評価指標として、「英語のプレイスメントテスト」、「自己発見レポート」、「マイキャンパスプラン」、「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待生制度」等に活用が及んでいる。成績評価の一部にGPA 制度が導入されている(4-4-4)。4年間の学修成果を示す卒業要件は履修要項に明示されている。また、一部学科では卒業研究を数値評価している。

産業理工学部は授業評価アンケートでの受講生、「公開授業アンケート」での聴講者との双方向のやりとりからも、授業改善が進んでいる。「卒業アンケート」により、4年間の学生生活を通してカリキュラムや行事などについて総合的に要望を調査している。TOEIC 団体受験を実施し、一定スコア以上の取得者に資格奨学金の給付を実施している。シラバスの詳細な記載事項の共通化による授業内容、評価、目標等の明確化を行っている。UNIPA は履修登録、就職活動、成績確認、授業資料のダウンロードなどに役立っている。

【研究科】

商学研究科は平成27年度に、学位論文の具体的な審査基準を「教育方針」に明記した。

総合理工学研究科は「学会発表の旅費」を学生に支援している(4-4-11)。

薬学研究科は学会発表などは第三者評価であるため、学生の学修成果を測定するための適切な指標であると判断される。

医学研究科は平成27年度に医学研究科の「学位審査に関する申し合わせ」を改正し、主査は指導教授以外の研究科教授とすること、学位論文の共著者は副主査または副査としないことを

明記した(4-4-21)。これにより、「主査が指導教授」である点に関する平成26年度大学評価(認証評価)結果における指摘が解消された(4-4-2)。

システム工学研究科は「研究指導計画書」によって、学生・指導教員・副指導教員が、学期ごとに成果を評価し、計画を修正している。

産業理工学研究科は改組前の産業技術研究科で作成された冊子「学位審査に関する細則と様式」の配布により、学位授与基準・学位授与手続きの適切性が高まり、煩雑な手続きを効率よく処理できるようになった(4-4-22)。

2. 点検・評価

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

各学部事項で言及する。

2) 学部共通事項

平成25年度自己点検・評価時に課題とした卒業後の一定期間経過した卒業生の評価や、卒業生が就職した会社・組織における評価について、実施している学部が限定的であり、検証の評価指標の整備には未着手である。改善項目として規定した情報の収集と評価指標の策定が急がれる。

3) 各学部・各研究科

【学部】

経済学部および経営学部は学業成績優秀者とTOEIC高得点者を対象としたスカラシップ奨学金の受給者は増加しているが、全体での割合は高くないことから、学修活動へのインセンティブのみならず日常的に学修成果を確認できる例として、3・4年次を対象として既学修知識を社会・企業との関わりの下に活用し、評価できる仕組みなどが求められる。

文芸学部は卒業アンケート活用による教育活動への活用が必要である。学位授与において、学生成果を測定する評価指標の開発から学部内規程の策定と手続きの明文化が必要である。

総合社会学部は学位授与基準の設定と明示が必要である。

理工学部は卒業アンケート活用による卒業研究における教員間格差の解消および教育活動への活用が必要である。

建築学部は進級前後の学生の成績調査から、コース分け、専攻分属の学生との適合性を検討する必要があり、とくに、文系試験入学者の成績、卒業生の一級建築士の取得状況等の継続的調査が必要である。学位授与において、卒業研究（卒業論文・卒業設計）に関する審査基準の定期的な検証が必要である。

農学部は「学生による授業評価アンケート」を教育改善に活用し、学部・学科レベルの教育目標、教育内容、教育方法、TOEIC 団体受験の結果と学業優秀者対象特待生制度の実施内容が学部全体に周知される仕組み作りが必要である。学位授与基準の設定と明示が必要である。

工学部はGPAの課題の抽出と有効活用法の開発が必要である。「卒業アンケート」や「企業アンケート」などの取り組みから、評価指標を点検・評価する体制の組織的な確立の必要もある。学位授与における学則上の規定を教員へ周知することと9月卒業に関する学生への周知方法などの整備も必要となる。学位授与基準の設定と明示が必要である。

生物理工学部は学修成果を測定するさらなる評価指標が必要である。

産業理工学部は「マイキャンパスプラン」により、学生自身による自己評価と行動計画の促進では、一部の学生への効果があるものの学生全体への学修意識の向上に繋がらず制度の検証および改善が必要である。またGPAの課題の抽出と有効活用法の開発も必要である。学位授与の手続きの明文化が必要である。

【研究科】

商学研究科は「修了生アンケート」を実施していない。

総合理工学研究科は「学会発表の旅費」の学生への支援が不十分である。「進路先によるアンケート」や「OB・OGによるアンケート」を実施していない。

農学研究科は学位論文以外の学修成果についての評価指標を検討する。専攻間で、論文の評価基準の違いがどの程度あるか検討する。

生物理工学研究科は学生の学修成果を測定するためのさらなる評価指標を開発する。博士後期課程の論文審査の基準を、ガイダンス等で統一的に告知することを検討する。

システム工学研究科は社会が要請する研究者・技術者の能力に関する達成度を評価する。「研究指導計画書」によるPDCAサイクルを点検・評価する。学位授与基準を明文化して、学生に配布・周知する。論文審査の詳細評価が十分でないため、項目別達成度評価などを検討する。

産業理工学研究科は学位取得までのプロセス管理となる教育の指標を設けていない。研究成果の独自性や水準を組織的に検証する仕組みがない。「授業評価アンケート」、「修了生アンケート」、「進路先によるアンケート」の実施が求められる。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 大学全体

21世紀教育改革委員会および教育改革推進センターの教学ガバナンス強化により、学生の学修評価を測定するための評価指標や複数回の「学生による授業評価アンケート」の運用等が進んでおり、情報収集によって、リフレクションペーパー記載事項の改善活動が、教員個人および組織として実質化すると考えられる。

2) 学部共通事項

「自己発見レポート」等の各種の特徴ある教育活動の実施から、それらの結果を検証して、教育内容・方法の改善のモデルケースの開発が進展すると考えられる。

3) 各学部・各研究科

【学部】

経済学部はマイキャンパスプランが学生と教員間のコミュニケーションツールとして有効活用されている。また、「経済学部在学学生スカラシップ」ならびに「学業優秀者対象特待生制度」が在学生の学修意欲の向上に繋がっている。

農学部はマイキャンパスプランが自己評価ツールとなっている（4-4-23）。

【研究科】

商学研究科は平成28年度より、改定した「教育方針」を履修ガイダンスで学生に周知する予定である。

総合文化研究科は論文の質を向上させるため、修士論文を公表する。

医学研究科は今後も、学位審査の過程の公平性と透明性を高める。

システム工学研究科は、平成26年度より、産総研（独立行政法人産業技術総合研究所）と提携し、産総研の研究者が院生を指導できるようになった。産総研などの研究者による外部評価を受け、評価指標に関する助言を求める。学位論文に求める水準を明確にして修了要件に明文化し、論文審査基準を明確にする。たとえば、学会発表などの第三者評価を指標の一つとして検討する。

産業理工学研究科は「学位審査に関する細則と様式」の記載内容について、適切性の検証を

続ける。

3. 将来に向けた方策

(2) 改善すべき事項

1) 大学全体

各学部事項で言及する。

2) 学部共通事項

卒業後一定期間が経過した卒業生が行う大学の教育内容・方法に対する評価や、卒業生が就職した会社・組織による卒業生および大学の教育内容・方法に関する評価を得て検証するための評価指標整備が課題となっていた。教育改革推進センター・教育評価部会・授業評価ワーキンググループが主幹として割当てられた活動をさらに推進する必要がある。

3) 各学部

3-1) 全体

Action、Plan 段階から Do 段階へ（生物理工学部）の様に、各学部の教育活動ガバナンスの強化による改善活動の実質化が求められる。学修の質を高める方法となりうる GPA 制度について学生・教員の双方で相互理解し（法学部）、有効活用する必要がある。マイキャンパスプランを電子化し、可視性・可用性を高めつつ（法学部）、学生と教員間のコミュニケーションツールとして、教員面談との併用から、将来設計への目標意識を高めること（経営学部）、学園全体および各学部独自での実施の学生向けの各種教育活動（「英語のプレイスメントテスト」、「自己発見レポート」、「マイキャンパスプラン」、「学生による授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待生制度」等）の評価指標を効果的に運用するシステムを組織的に構築する必要がある（工学部）。とくに、「学生による授業評価アンケート」の結果や「リフレクションペーパー」は、授業等を通じての学生への周知（建築学部）、教員個別の授業改善から、FD 活動としての模範授業の選定と公開を実施する。当該教員の授業支援を実施し、授業手法の全体的な底上げを図る（産業理工学部）。さらに、FD 活動を授業改善の技術や知識の共有場として継続して、教育効果の高い活動事例を学内外に積極的に発信する（産業理工学部）（4-4-24）。「授業評価アンケート」、「入学時・卒業時アンケート」を継続し、学部で統一かつ有効活用する仕組みと教育成果の測定を課題とした解決が必要である（文芸学部、生

物理工学部)。

学生が教育目標を認識して学修に取り組むためのガイダンス等での説明を継続し(文芸学部)、留年者を最小とするため、成績不振学生への個人指導の徹底、多留年生へのフォローアップ体制の一層の充実を図る(医学部)などのピアサポート型活動の継続も必要であり、IIP 履修学生枠の拡充と社会的評価の高い資格取得に対する表彰制度の創設、スカラシップ支給対象者の増枠、短期留学を含めた海外留学支援の拡充など、学生の学修へのインセンティブを高める制度の充実が求められる(経営学部)。

3-2) 学位授与の責任体制

カリキュラムの実施のPDCAサイクルに基づいて、科目配当学年の適切性、科目履修の体系的性、CAP制による学修の質、ならびにGPAによる学修成果の可視化の必要がある(法学部)。学位授与基準の明確化と厳格化を保持するため組織的な検証が必要となる(建築学部、工学部)。

3-3) 学位授与の判定における卒業要件

卒業要件の明示と周知徹底を継続するために適切な施策の実施(法学部、建築学部、工学部、産業理工学部)、卒業論文・卒業制作・卒業公演等の厳密な審査の継続(文芸学部、医学部)、卒業研究の内容および実施方法の適切性の検討が必要である(農学部)(4-4-25)。

3-4) 学位授与の判定における卒業論文審査

卒業研究(卒業設計含)の審査基準と審査方法の明示(文芸学部、建築学部)と審査基準の適切性と改善を継続的に実施する必要がある(工学部)。

4) 各研究科

商学研究科は「修了生アンケート」を実施する。

総合理工学研究科は「学会発表の旅費」の学生への支援を増額する。「進路先によるアンケート」や「OB・OGによるアンケート」を実施する。「M1アンケート」、「修了生アンケート」の結果を分析・活用して学修成果を測定する。

総合文化研究科は学生に修了要件の周知が行き届いているかを指導教員が最終年度初めに確認する。いっそう客観的で適切な評価指標を開発するため、研究科内に評価指標を開発する委員会の設置などを検討する。

農学研究科は学位論文以外の学修成果についての評価指標を検討する。学位取得後のキャリアパスを追跡し、農学研究科出身者の社会への貢献について把握する。学位審査申請を認める時点での成果の基準について検証を進める。

生物理工学研究科は学生の学修成果を測定するためのさらなる評価指標を平成 28 年度に作成し、平成 29 年度より実施する。博士後期課程の論文審査の基準を、ガイダンス等で統一的に告知する方法を平成 28 年度に作成し、平成 29 年度より実施する。

システム工学研究科は平成 28 年度に学位授与の適切性を検証する。「修了生アンケート」や「外部評価」などを行い、その結果をもとにカリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・学位授与基準を検証し、必要があれば修正する。平成 28 年度より、明文化した学位授与基準を配布・説明して学生に周知させる。修了要件と論文審査基準を再検討して、学生に周知させる。平成 28 年 4 月より、学位授与をより適切に行うために論文審査組織を設置した。

産業理工学研究科は学位取得までのプロセス管理となる教育の指標を設ける。その指標に基づいて研究成果を検証する委員会組織を立ち上げる。

4. 根拠資料

- 4-4-1 平成 27 年度 第 1 回教育改革推進センター運営委員会資料 1～3
- 4-4-2 平成 27 年 3 月 近畿大学に対する大学評価（認証評価）結果（公益財団法人 大学基準協会）<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h26.html>
- 4-4-3 平成 26 年度 第 3 回教育改革推進センター議事録
- 4-4-4 近畿大学 学則 <http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/regulations.html>
- 4-4-5 法学部授業計画（シラバス）
- 4-4-6 文芸学部履修要項
- 4-4-7 文芸学部のポリシー
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/bungei.html>
- 4-4-8 文芸学部 学科のポリシー
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/bungei.html>
- 4-4-9 生物理工学部履修要項
- 4-4-10 工学部学生便覧 2015
- 4-4-11 総合理工学研究科 研究科委員会 議事録
- 4-4-12 医学研究科理念・目的・沿革 <http://www.med.kindai.ac.jp/daigakuin/purpose.html>

- 4-4-13 システム工学研究科 平成 24 年度第 2 回研究科委員会議事録
- 4-4-14 近畿大学各学部・各研究科 ディプロマポリシー
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>
- 4-4-15 近畿大学 自己点検・評価報告書 平成 25 年度 p. 299
- 4-4-16 法学部履修要項
- 4-4-17 生物理工学部教育要項
- 4-4-18 近畿大学各学部・各研究科 履修要項
- 4-4-19 システム工学研究科 修学のガイドライン
- 4-4-20 産業理工学研究科学位論文審査に関する手引き
- 4-4-21 医学研究科便覧
- 4-4-22 産業技術研究科「学位審査に関する細則と様式」
- 4-4-23 近畿大学 自己点検・評価報告書 平成 25 年度 p. 322
- 4-4-24 産業理工学部資料（近畿大学 自己点検・評価報告書平成 25 年度 根拠資料 4-4-81）
- 4-4-25 農学部戦略会議議事録（平成 28 年 1 月 28 日）

基準V. 学生の受入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受入れ方針を明示しているか。

1) 求める学生像の明示

本学は、未来志向の「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育理念として掲げて、学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）を定めている（5-1）。さらに、学部・研究科ともに建学の精神と教育理念をふまえて、学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）を大学ホームページ（5-2）、（5-3）で明示・公表している。また「近畿大学入学試験要項」（5-4）、「近畿大学大学院学生募集要項・大学院研究科概要」（5-5）においても高校生や受験生ならびに保護者が理解しやすいように明示し公開している。

2) 当該学部に入學するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準等の明示

学部・研究科の入学試験要項・募集要項において、入学試験方式ごとに出願資格を設定している。入学するにあたっての必要な知識・水準については各学部のアドミッションポリシーで明示している。また、入学前学習の支援については、リーフレット（5-6）などで周知している。

3) 障がいのある学生の受入れ方針の明示

本学における障がいのある学生の受入れについては、近畿大学障がい学生支援委員会規程（5-7）に則って適切に対応している。特に入学試験要項（5-4）において、身体の機能に障がいのある人で、受験時および入学後の就学に特別の配慮を必要とする場合は、出願前に入学センターに申し出ていただくよう明記して、受験生および保護者に対して周知している。

(2) 学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

1) 学部における学生募集および入学者選抜の適切性

本学の入学者選抜においては、アドミッションポリシーに適合する学生を確保するために、様々な入試制度改革を行ってきた。入試制度は、入試ガイドや大学ホームページなどに掲載することで広く受験生に告知している。

本学における学部学生の受入れは、全学統一的に実施する一般入試や推薦入試（一般公募）などに加えて、文化・芸術活動に優れた学生を受入れるための推薦入試や、高等学校長の推薦

により学力および人物ともに優れた学生を受入れる指定校推薦入試、21世紀パートナーシップ協定を締結した協定校や附属高等学校7校から受入れる推薦入試など、多様な入試制度によって行っている。各入学試験の実施前には、全ての監督者と事務担当者が一堂に会し、全体打合せを行う。この場において、監督要領や、前年度の入学試験で発生したトラブルなどのケーススタディ、不正行為への対応など特に注意を要する事項について説明し、合わせて入学試験実施本部長からの訓示も行い、入学試験の厳正な実施を担当者に依頼している。

本学で統一的に実施している入試制度には、推薦入試（一般公募）、一般入学試験として一般入試・前期（A日程およびB日程）と一般入試後期、PC方式（前期・後期）、C方式（前期・中期・後期）がある。各学部の受験教科・科目および利用可能な入試判定方式については、入試ガイド（5-8）や入試要項（5-4）等で詳しく紹介されているほか、ホームページにも公開している。

学生の実入力は、一般入試や推薦入試（一般公募）などとして行われる入学試験を、各学部が個別に行うのではなく、全学統一的に実施している。入学試験担当副学長を入学試験実施本部長とする「入学試験実施本部」を設置して、業務で発生する不測の事態などに対応している。また、入学試験実施本部は、年間で12日間の試験日に備え、学部長から1名を副本部長とし、教学本部長や入学センター事務部長、試験を実施する各学部の学部長や事務（部）長などから構成されている。

入学試験は、複数会場において実施され、全国33会場（一般入試・前期A日程）に及ぶ。各会場には学部から推薦された教員を会場責任者として配置し、また、地方試験会場事務責任者には原則として課長補佐以上の事務職員、および事務副責任者を配置し、地方試験会場内で行う業務に対応するとともにその責任（連絡）体制を明確にしている。重要な判断を要する事態については、連絡担当者を配置して入学試験実施本部と地方試験会場との連絡体制を組織化している。また、試験実施に必要な事項を定めた「実施要領」や試験監督者の業務等について定めた「監督要領」を整備し、不測の事態への対応なども明確にしている。

特別な配慮を必要とする場合は、出願前に入学センターに申し出があれば診断書などの提出を受けて、事前に該当学部と対応内容を協議している（5-4）、（5-9）。特別措置の内容は試験時間の延長や試験問題の活字拡大、別室での受験など多岐にわたるため、試験会場は原則として大阪（東大阪キャンパス）に限定をして受入れている。

試験当日における不測の事態への対応については、全国各地で入学試験を実施するため、入学試験実施本部と地方試験会場の試験本部と密に連携し、問題が起こらないよう実施している。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当している。入試問題の作成は、副学長を出題委員長とし、2名の副委員長が、文系科目および理系科目を担当する出題委員をそれぞれ統括する。試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行う。具体的には第三者機関に委託し、合格発表までに入試問題が適正であったかを検証して、出題委員で最終判断を行っている。これにより出題ミスによる追加合格などの事故を防止するための取り組みを実行している。

入学者の選抜は、実施された選考結果を学科長会議で精査、議論を行い、その後教授会にて厳正かつ公平に審議のうえ、大学協議会で承認している。

各学部で協議された学生募集や入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な方法であることを保証するために、適宜入学センターがその透明性を実務的に検証している。また、全試験終了後に各学部の代表者が集まる入試反省会において、当該年度に発生した事故に対する再発防止策や次年度に向けた募集戦略、学部ごとに提案される入試変更点などの議題について協議し、次年度入試の選抜方法を決定している。決定された内容は「近畿大学入学試験要項」に記載される(5-4)。入学試験要項は、全学部の情報を一括して全学統一形式で作成されており、受験生に分かりやすく提示され、周知できている。あわせて、入試概要や前年度の入試結果を分かりやすく解説した「入試ガイド」も作成し、例年、速報版から夏版、決定版と随時最新の内容に更新することで、受験生にいち早く情報を提供している(5-8)。これらの情報は紙媒体ならびに大学のホームページに公表することで全学的な入学者選抜の透明性を保証している。

2) 大学院における学生募集および入学者選抜の適切性

大学院の入学者選抜においては、アドミッションポリシーに基き、公正かつ適正な選抜が行われるように大学院全体で統一した日程に従い、入学試験を実施している。この日程は大学院委員会において決定される。年2回の一般入学選考・社会人入学選考に加え、留学生入学選考も年2回行っている。さらに学内入学選考、学内推薦入学選考をそれぞれ1回ずつ行っている。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となっているが、募集要項は大学院委員会において大学院全体で統一したものが作成される。選考結果は、最終的に3月の大学協議会で報告される。

各研究科の学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、学生の受入れ方針に基づいた公正さ、ならびに適正さが確保されるよう「大学院学生募集要項・大学院研究科概要」が作成され、公表されている。あわせて各研究科の教育内容を紹介するパンフレット「近畿大学大

学院」を毎年作成し公表している。また、文系研究科（法学研究科、経済学研究科、商学研究科、文芸学研究科）の合同入試説明会も開催している。入試説明会では、研究科の概要、教育内容、進路等を説明し、その後に参加者に対する個別相談会を実施している（5－10）。

研究科の入学者選抜は「入学選考日程表」に記されている、学内学生・一般学生・社会人を対象とした「9月入試」と、一般学生・社会人を対象とした「2月入試」を実施している。また、学内学部生で優秀な成績を修めた者の進学促進を図るため、7月には学内推薦入学選考を実施している。また、外国人留学生入試を11月および2月に実施し、優秀な人材を広く募集している。

入学者の選抜においては、実施された選考結果を、研究科委員会にて審議、承認している。当該委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性についても確認を行い、透明性を確保している。また、過去の入学試験問題を進学希望者に配布し、必要な入学試験の水準について受験者へ情報公開を行っている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

平成27年5月1日を基準とする全学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.15となっている。また、入学定員に対する入学者数比率は1.17となっており、概ね適切である。また、平成27年5月1日を基準とする大学院研究科全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程0.81、博士後期課程0.50となっており、概ね適切である。

収容定員の管理については、各学部教授会や研究科委員会において、入学者数、在籍学数、収容定員が大きく乖離することがないように、過年度の入試結果および入学者数をふまえ慎重に合否判断を行っている。全学的には、事務部長会議、学部長会議、大学協議会において、適正な定員管理を行って、教育環境を確保するよう周知されている。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学では、入学者選抜後に行われる合格発表までに、大学協議会が開催される。学長が議長となるこの協議会では、学部長から各学部の志願状況や合否判定結果などが報告され審議される。入学センターからは、地域別志願者数の推移や他大学の志願状況、附属高校からの進学状況などが報告され、全学的に情報が共有され、以降の入試に向けた課題を明確にし、戦略的な

学生募集を展開している。

入試実施内容や入試制度、学生募集活動などについて、それぞれの学部で様々な観点から検証された結果として、新たな入試方式の導入や次年度に向けた改善方策、取り組むべき課題に関する事項などを検討し、入学センターに提出される。入学センターでは、これらを議事として取りまとめ、入試反省会に報告し協議される。その結果、全学部の合議により次年度の入試概要が決定される。入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ、各学部にも所属する教職員に対して報告会を行っている。報告会では、受験産業が発表する偏差値の推移や他大学との志願状況の比較なども検証しており、学部にも所属する教職員に学部の入試の現状を報告し、学生募集に対する意識を高めることで、高校訪問やオープンキャンパスなどのイベントへの協力体制を構築している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<学生の受入れ方針の明示>

アドミッション・ポリシーを学部・学科レベルで定め、これを学則、入学試験要項及び大学ホームページでも公開している(5-2)。さらに、オープンキャンパス、学外での受験生・高校教員対象の進学相談会、高校や予備校訪問、高校への出張講義や学部ガイダンス等でもアドミッション・ポリシーを説明することで、受験生を含む社会一般に対する説明責任を果たしている。

<障がいのある学生の受入れ>

平成27年4月に学生部内に障がい学生支援課が設けられ、障がいのある学生を支援する体制が整備された。障がい学生支援課では「バリアフリーマップ」(5-11)を作成し、平成27年10月から配布することで、ハード面で障がいのある学生の受入れ態勢を整えているとともに、相談窓口及びカウンセリングルームの設置・充実によりソフト面でも十分な対応ができるようにしている。

<学生の公正な受入れ>

中等教育段階での知識・技能等の修得については、これを問う体制が整えられており、多様で弾力的な入試方式を採用することによって、アドミッション・ポリシーと適合するさまざまな

能力をもつ入学生を確保している。毎年 10 万人を超す受験生を定常的に集め、適切に入学者数を確保している。

たとえば医学部では、一般前期入試に二次試験を導入し、一次試験の合格者全員に面接を実施するよう改善を行った結果、コミュニケーション能力に問題を持ち、留年を繰り返す学生の数が減少する傾向が見えている。

<適切な定員の確保と在籍者数>

各学部では、一定の受験者数を確保することができ、各入試における適切な定員の設定と適正な入学選抜の実施により、収容定員に対する在籍学生数の割合を適正に保持できている。これにより、必要とされる能力を持つ多様な学生を受入れることができている。入試終了時に、学科会議、執行部会、教授会等において入試に対する検証を行い、結果を次年度の入試における受入れ方針、学生募集、実施方法などに活用している。

<学生受入れの適切性>

毎年度初めに全体会議において入学センター職員による当年度入学試験の動向に関する研修会を開催している。

たとえば法学部では、入学者の確保にあたる常設委員会として入試対策委員会を設置し、学校推薦入学試験対象校の選定から入学試験判定案の策定まで広く扱っている。入試対策委員会は、入学者選抜に際して、執行部に合同して入試判定小委員会を主宰し、合格基準・合格者数の全体会議（判定会議）上程案を策定している。また学生募集・入学者選抜の方法、指定校の選定等についても必要に応じて執行部と連携して、定期的に検証している。

(2) 改善すべき事項

<学生の受入れ方針の明示>

多様な入学生を確保するために方式の異なる入学試験を多数回にわたり実施することから、各学部の入学試験制度が相当に複雑化している。アドミッション・ポリシーは全ての種別の入学試験に妥当するものであるため、ある程度は抽象的・包括的表現になる。

<学生の公正な受入れ>

入学試験の種別によっては、基礎学力の判定に重きを置かない場合もあり、入学後の学修に

支障の生ずることが懸念される。多様な入試制度によって受入れた学生に対し、入学後の成績（席次、平均点）を追跡し、入試制度ごとの受入れ学生数が適切かどうか検証を行う必要がある。入学後、実施されている英語や数学の基礎学力テストが各学科で実施されている基礎ゼミ等の活動評価による受入れ方針との整合性の検証も必要である。

<適切な定員の確保と在籍者数>

各研究科においては、平成 25 年度の入学定員に対する入学者数比率は、博士前期及び博士後期課程のいずれも定員充足が不十分であり、改善する必要がある。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

<学生の受入れ方針の明示>

社会一般への説明責任を果たすために、従来どおり入学試験要項と大学ホームページ上で公開するとともに、保護者懇談会、高校説明会やオープンキャンパス等でも積極的にアドミッション・ポリシーの周知を図っていく。受験生に向けた各種説明会やイベントでもアドミッション・ポリシーのさらなる理解の浸透を図る。

<障がいのある学生の受入れ>

障がいのある学生の受入れについての体制は整ったので、受入れの方針について入学試験要項や大学ホームページ上で公開し周知を図る。

<学生の公正な受入れ>

学部独自に行う入学選考でも、記述式試験を経るものにおいては、英語等の基礎知識を問う筆記試験を課している。記述式試験を経ないものにおいても、高校での学習成果、本学部への志望理由や入学後の学習計画を問う面接試験を課している。今後も面接試験・筆記試験ともに、より適切に学力を測定できるものを探っていく。

医学部では、これまで入学試験の実施時期と入学時期の近接性から面接の実施が困難と考えられていた一般後期入試についても、学力試験の採点を迅速に行うなどして対応し、面接を加える予定である。

<適切な定員の確保と在籍者数>

合否判定に際しては、定員管理に係る公的規範に合致するよう細心の注意を払って入学者数予測を遂行したうえで、予測と実数に差が生じた場合は原因を追及し再発防止に努める。入学後の学生の成績を追跡調査し、入試制度を検証するというこれまでのシステムを今後も継続する。

<学生受入れの適切性>

学生の受入れの責任主体・組織、権限、手続きの検証、そこで生じた問題点に対する改善が適切になされているので、これを今後も維持していく。

(2) 改善すべき事項

<学生の受入れ方針の明示>

複雑な入学試験の種別に応じたアドミッション・ポリシーが却って複雑化することのないようアドミッション・ポリシーを再構成する必要がある。AO入試で入学した学生の成績だけでなく学生生活の様子も調査し、それをもとに受入れ方針や制度の存続を検討する。

<学生の公正な受入れ>

記述式試験を経ないで入学する者の基礎学力を担保する仕組みを確立する。長期的には受験人口が減少する中で、入学者の学力水準を担保させつつ受験者数を確保するために、入試制度の拡充・発展をさせていく必要がある。

<適切な定員の確保と在籍者数>

入学者数予測に際しては、全学的な課題としてこれを捉え、入学センターや他学部との情報交換を密に行ない、適確に予測できる体制を整える。

大学院生の就職率を高めるとともに大学院での教育研究の成果を生かせる専門性のより高い職種・分野への就業が増えるよう就職支援にもいっそう力を入れる。また、現行のTA制度や授業料減免制度以外にも、大学院生を経済的に支援する新たな制度方策の検討を始める。さらに、学会・国際会議での大学院生による発表件数や国内外の研究機関への派遣を増やすなど研究の活性化を図る。そして、それらの成果を足掛かりにして学外への広報を強化して他大学や社会人の受験者増に努める。

後期課程については、将来、研究職につけるように出口保証を検証する必要がある。

4. 根拠資料

5-1 近畿大学 HP 近畿大学教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/kindai-policy/index.html>

5-2 近畿大学 HP 学部・学科の教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/department-policy/index.html>

5-3 近畿大学 HP 法科大学院・大学院研究科の教育方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/graduate-school-policy/index.html>

5-4 平成 27 年度 入学試験要項

5-5 平成 27 年度 (2015) 近畿大学 大学院学生募集要項・大学院研究科概要

5-6 近畿大学入学前学習支援 リーフレット

5-7 近畿大学障がい学生支援委員会規程

5-8 入試ガイド 2015 近畿大学 [速報版・夏版・決定版]

5-9 障がいのある受験生への対応について

5-10 文系 4 研究科合同 平成 28 年度大学院入学試験説明会開催案内(平成 27 年 6 月 24 日)

5-11 バリアフリーマップ

基準VI 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、平成 18 年 2 月に「21 世紀教育改革委員会」を設置した際、委員会内に「学習支援検討委員会」を設置、平成 21 年 10 月からはこれを「学修・学生生活支援検討委員会」に改称し、学生の学修・生活の支援について検討することとしている。同委員会では、①学修支援、②生活支援、③キャリア形成および進路・就職支援（平成 27 年度から「全学就職支援委員会」に移管）の三分野を主軸とする総合的支援体制を確立して、入学前から卒業に至るまで学生の支援を展開することにより、建学の精神に基づいた学生を育成することを目指している。同委員会の設置目的や基本方針を含む第一次から第三次教育改革について（「第一次教育改革成果報告書」、「第二次教育改革成果報告書」、「第三次教育改革の基本方針」他）は、大学 HP の「21 世紀教育改革委員会」のページ（6-1）で公開されている。

学生生活全般に一定の方向性を示すための諸方針は、平成 23 年度に実施された「学生生活実態調査」の結果（6-2）を踏まえて策定され、それをまとめたものが「学生生活ガイドブック 2014・2015」（6-3）として学生および教職員に配布されている。

第一次から第三次の教育改革の中で、「教員と職員が一体となって学生の学修環境の改善に努める」方針が明示され、「学修・学生生活支援検討委員会」、学生部、学務部をはじめとして、学生委員会、ハラスメント全学対策委員会、就職委員会、キャリアセンター、保健管理センター（カウンセリング室を含む）等が協力して学生支援に当たる体制を整えている。

特に就職支援に関しては、平成 27 年度に「近畿大学全学就職支援委員会規程」（6-4）を作成し、学生の就職活動を適切に支援することを規程として明記した。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

1) 入学前の補習・補充教育

附属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試、A0 入試合格者等を対象としたリメディアル教育（入学前補習教育）を各学部の状況に応じて実施している。

内容としては、高校の基礎的教科の e-Learning 教育、課題提出、プレエントランス講義、対面指導等、学部の状況に応じた方法が用いられている。

2) 入学後の学修支援体制および補習・補充教育

全学的に1年生を対象とした「基礎ゼミ」を必修科目として設定し、「読む・書く・話す」の基礎力強化を行っている(6-5)。「基礎ゼミ」は専任教員が担当する少人数授業であり、学生の能力に応じた指導が可能になっている。「図書館ガイダンス」等を含むことによって、入学直後の大学に不慣れな学生が大学での学修に速やかに適応できるよう配慮するシステムになっている。

全学的に週1時限のオフィス・アワー(シラバスに掲載、インターネットでも閲覧可能)を設定しており、学生が個別に専任教員に修学について相談する機会を創出している。

その他、学部ごとに学生の個別相談に応じ、補習・補充教育を行うシステムを設けている。

3) 留級者・休学者・退学者への対応

休学・退学の申請は、各学部事務部担当者および担当・指導教員等が面接を行った上で学部で受け付け、学則第53条2号に定めるとおり、各学部の定例教授会において休学・退学の可否を審議している(6-6)。面接の段階で、事前に留級等を回避するべく適切なアドバイスや指導を行うこととしている。

平成27年度から、学部ごとに「出席管理システム」を利用しながら欠席・不登校がちな学生を早期に認識し、速やかな進級と卒業を目指して、担当教員による学生の個別相談を実施している。また、同年度から保護者ポータルサイトとして、保護者が Universal Passport(以下、UNIPA)を通じて、学生の出席や成績状況を閲覧できるシステムを構築し、保護者側からも学生の修学を支援できるようになっている。

4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生の支援については、「障がい学生支援委員会」が所轄し、身体障がい専門部会と精神障害専門部会が設置されている(6-7)、(6-8)、(6-9)、(6-10)。また、平成23年度に「近畿大学障がい学生支援ガイドライン」(平成23年10月1日)(6-11)と「障がい学生支援マニュアル」(平成23年10月1日)(6-12)を作成し、障がいの特性に応じた支援に努めている。

さらに、対応部署として、学生部に「障がい学生支援課」を設けるだけでなく、他キャンパスにおいても担当者を配置している。東大阪キャンパスでは平成27年度から「ユニバーサル相談室」を開設し、発達障がい学生の支援と関連教職員の相談に対応する体制を整えた。スロ

ープ、障がい者用トイレ、スライド式ドアの設置等、ハード面での受け入れ態勢を整備し、「バリアフリーマップ」(6-13)を作成して配布した。また、入学志願者に対しては、特別室を用いた入学試験を実施するなどの対応を行っている。

障がいのある学生を受け入れる際には、事前に学部の教職員が学生・保護者と面談を実施し、支援方法、配慮事項、緊急時の対応方法等の情報共有を行い、受け入れ後には受講する科目の全担当教員に配慮事項の確認を行う等の対応を実施している。

5) 課外学習

正課の授業外にも学生の修学支援に資する施設と制度を設けている。

東大阪キャンパスの「英語村 E³ (e-cube)」は、英語ネイティブ担当者が多様なアクティビティを通じて学生に生きた英語に接する機会を提供する施設であり、英語文化とともに実践的な語学を学ぶことができる。「語学センター」では、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・イタリア語・スペイン語の7カ国語の講座を設け、外国語の修得を支援している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 学生生活全般

毎年度、新入生に「学生生活ガイドブック」(6-3)を配布し、学生生活における各種問題への基本的対応方法および大学の支援体制等について周知に努めている。

学生の個別生活相談には、主に「学生部」が窓口となり、幅広い内容の相談に対応している。近年の支援を要する問題は、人間関係、経済的な問題、課外活動等、多様化しているため、相談内容により所属学部の教職員あるいは保健管理センターのカウンセラー等が同席し、悩みや不安を早期に解決できるよう各学部や関連部局と連携する体制を整えている。その他、独自の生活支援システムを設けている学部もある。

保護者に対しては、毎年2回の「近畿大学フェア」(6-14)を東大阪キャンパスをはじめ全国の拠点9箇所で開催し、個別面談を通じて保護者からの学生生活全般に関する相談にも対応している。

2) 心身の健康保持・増進

学校保健安全法および本学学生規定第27条(6-15)に基づき、毎年4月に全学生を対象とした「定期健康診断」を実施し、要再検診となった学生に関しては、個別に再検診を指導してい

る。また、東大阪キャンパスに「保健管理センター」を設けて、専任の医師による診察に加えて、健康相談等を実施している。

心に不安を抱える学生については、「保健管理センター」において臨床心理士によるカウンセリングのシステムを設け、学生の希望に応じた個別相談を実施している。

日常的な学生の健康保持・増進に関連して、東大阪キャンパスでは11月ホールにフィットネス施設「Keep」を設け、希望学生が専属トレーナーの指導のもと健康と体力の保持・増進に役立てられるように配慮している他、平成27年度からは「100円朝食」など学食で低価格の朝食を提供している。

3) 安全・保安

構内に複数の守衛室を設け、常駐の警備員が配置され構内巡回することによって、学内の保安に努めている。モニターカメラの設置および全教職員の職員証携帯による安全性の向上にも努めている。

また、所轄の警察の協力を得て、薬物乱用防止、交通ルールとマナー、カルト等に関わる講演を毎年開催し、全学生対象に注意喚起を行っている。また、「マナー&防犯ガイドブック」(6-16)を配布し、防犯・安全等に関するインストラクションを実施している。

また、本学は学生健保共済会を有しており、その事業として「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」に全学生が加入することによって、災害および事故への対策を講じている。

4) 奨学金等の経済的支援

修学・生活の経済支援のために、各種制度を設けており、学生部奨学課が所管している。

学内奨学金としては、下記のような奨学金制度を設けている(6-17)。

A: 近畿大学給付奨学金：年額30万円（給付）

B: 近畿大学奨学金：年額60万円（貸与・無利息）

C: 近畿大学災害特別奨学金：災害に遭い、経済的理由による修学が困難となった学生対象。
年額60万円（貸与・無利息）

D: 近畿大学応急奨学金：家計急変による学業継続が困難な学生対象。年額60万円（貸与・無利息）

また、学内制度として、下記のような学費減免制度を設けている。

A: 入学試験成績優秀者対象特待制度

B: 在学中成績優秀者対象特待制度

さらに、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体における奨学金を学生が受給できるようにサポートしている。

5) ハラスメント防止措置

「近畿大学ハラスメント対策委員会」を設け、「近畿大学学園ハラスメント防止ガイドライン」(6-18)を制定して、「いかなるハラスメントも容認しない」方針で臨んでいる。

新入生にパンフレット「ハラスメント防止のためのガイドライン」(6-19)を配布し、入学時からハラスメントについて周知をはかるとともに、「全学対策委員会」ならびに各学部に「ハラスメント防止委員会」と相談窓口を設け、迅速な対応に努めている。

また、ハラスメントを人権問題ととらえ、平成24年7月に制定された「学校法人近畿大学倫理憲章」(6-20)を踏まえつつ、「人権問題研究所」および「人権事務室」を設け、人権教育と啓蒙のために講演会およびビデオ学習会等を開催している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

1) キャリアセンター

学生のキャリア形成および進路・就職支援のために、充実した「キャリアセンター」が東大阪キャンパス本館1階に設置されている。キャリアセンターは、新入生から将来の就職活動への意識を高める方策を講じつつ、最終的に学生が就職するまでの過程を総合的に支援するシステムを構築している。

キャリアセンターでは、相談窓口、大学独自の就職支援（就職ガイダンス・自己分析セミナー・業界研究会・学内合同企業セミナー・模擬面接および模擬グループディスカッションなど）の実施を軸に、キャリア形成支援を実施している。また、WEB上のUNIPAを通じて4年間のキャリアサポートプログラムを提示し、学生が新入生の段階から将来の就職活動への意識を高められる方策を講じている。

キャリアセンターでは、一般的な就職情報サイト以外に、大学独自に企業からの求人情報を入手し、学生の円滑な就職活動をサポートしている。このため、本学卒業生の採用実績のある企業を中心に、1万件を超える企業に対して求人依頼を行い、最新の求人情報、セミナー情報の収集に努めている。これらの情報を学生に公開することによって、学生がタイムリーな求人

情報を受けることができている。

さらに、平成 26 年度からは「東京センター」を開設し、首都圏およびグローバルな就職を志す学生の支援を展開している（6-21）。

2) キャリア支援組織・体制

UNIPA を通じて、学生がインターネットからオンデマンドで情報提供のサービスを受けることが可能になっている。内容は、①大学に直接寄せられた求人検索、②大学のデータベースに登録された企業情報検索、③先輩からのアドバイスや採用試験の内容の閲覧等である。進路状況について、①卒業後の進路希望、②就職活動の内定先や決定先、③後輩へのアドバイスや就職試験の内容を、自宅からも登録することができる。これらの登録された情報は、担当教員も閲覧することができ、未内定学生を把握できるため、きめ細かな進路指導が可能になっている。

平成 27 年度から、学生支援のうちキャリア形成および進路・就職支援について、従来より設置している「全学就職支援委員会」に短期退学部および大学院各研究科の代表を委員として加えた。また、各学部に「就職委員会」が設置され、キャリアセンターと合同して年 3 回「全学就職支援委員会」を開催して、各学部の取り組みなどの情報を共有している。同委員会が、学部ごとに特色のある就職支援の中核を担っている。

さらに、平成 27 年度から、新たに「キャリアアシスタント制度」を導入し、主に 4 年生後期に進路未定の学生を対象として、担当職員が学生個別に就職活動をサポートする仕組みを備えた。この制度によって、なかなか就職先や進路が決まらない学生の個別の悩みに対応することを目指している。

3) 教育上の指導・ガイダンス

カリキュラムに組み込んだキャリア支援も実施している。1 年生の「基礎ゼミ」において、ポートフォリオである「マイキャンパスプラン」の作成を通じて、キャリア形成を含めた在学期間中の計画を指導している。

多くの学部において正課の科目として「キャリアデザイン」が設定され、学生が着実に就職に向かって成長できるように努めている。また、平成 26 年度から、主に文系学部を対象とした筆記試験対策講座（「SPI 対策講座」等）を設けて、就職対策を強化している。

教員は週 1 時間の「オフィス・アワー」を設け、学生の個別相談に対応している。

4) インターンシップ

学生が実際の職場に直接触れ、就業体験できるように、インターンシップに積極的に取り組んでいる。インターンシップは、①キャリアインターンシップ、②学部インターンシップ、③パブリックインターンシップ、④スクールインターンシップ、⑤オープンインターンシップ、⑥グローバルキャリアプログラムに分かれる。キャリアインターンシップ、学部インターンシップ、スクールインターンシップおよびグローバルキャリアプログラムでは、「マナー」、「企業研究」、「コミュニケーション」等の事前研修を行ってから、学生を送り出している。

5) 課外講座

資格取得に向けた「課外講座」を、キャリアセンターが進路支援の取り組みの一つとして開講している。「公務員試験対策講座」、「教員採用試験対策講座」、「社会保険労務士試験対策講座」、「税理士試験対策講座」、「行政書士試験対策講座」等 20 講座を設け、キャンパス内で学位取得のための授業と並行して無理なく受講できるようにしている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<学生支援の方針明確化とその実施>

平成 18 年の「21 世紀教育改革委員会」の設置とその後同委員会が主導する第一次から第三次の教育改革によって、学生支援に関する組織的な充実と改善がはかられてきており、学生支援に関する方針が明確化されてきた。教育改革についての方針と成果が WEB を通じて周知されることによって、現在実現に向かって効果が上がっている。各学部では、学生一人一人の担当教員を明確化し、学生へ周知している。担当教員は「マイキャンパスプラン」に基づく個別面談を全学年にわたりそれぞれ年 2 回以上実施している。また、専任教員は週に 1 回 90 分以上のオフィス・アワー(面談時間)を設けている。新入生を対象に行われる入学後オリエンテーションでは、学生に対する修学支援、生活支援について学生生活のハンドブックやハラスメントのガイドラインなどについても説明している。

法学部では、年度初めの履修登録期間中に全学年を対象に履修相談を行うだけでなく、学生委員会による生活相談も行なっている。

農学部では、学生生活全般に一定の方向性を示すための諸指針を策定し、それを「CAMPUS LIFE 2015」(6-22)として冊子にまとめ、全学生に配布している。

<学生への修学支援>

休学・退学に関する事項は、教授会の審議事項であり、教授会において休学・退学の可否を審議し、全体会議で休学・退学の概要(人数・事情等)を報告することにより、全教員が学生の学修状況を把握し、補習等が必要な学生に対応できるよう努めている。

各学部では、附属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試合格者を対象者とした入学前補習教育(リメディアル教育)を実施している(6-23)。

入学後の学修支援について、基礎ゼミ、オフィス・アワー、担任制等を通じた個別相談が有効に働き、学生にきめ細かい学修支援ができるようになっている。

障がいのある学生を受入れる際には、職員による当該学生(及び必要に応じて保護者)との事前面談を複数回実施し、修学に対して十分な配慮を行ない、配慮事項及び緊急時の対応方法を全教職員へ周知している。

留年生などの成績不振者に対しては、担当教員が修学相談を実施し、留年生がスムーズに修学できるよう配慮している。休学・退学に際しては、学生が直接、担任教員と面談し担任教員の承認印を得ることを要件とすることで、安易な休学・退学を避ける一助となっているとともに、各種奨学金制度や学習方法等の個別説明・指導の場として機能している。

留学生の学修支援について、「国際交流室」の充実によってより広く支援の幅が広がった。

<学生の生活支援>

各学部では、オフィス・アワーやアセンブリー・アワーを利用して、学生の心身の健康保持や安全等についての指導を行っている。ハラスメントの防止については全学挙げて取り組んでおり、セクシュアル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメントについて大学作成のパンフレットを配布して相談先を明確にし、学生等の相談を容易にするため、ハラスメント相談員として置いている。

「マイキャンパスプラン」の面談など学生が研究室を訪れる機会が増し、学生の心身の健康保持・増進に気を配られるようになった。

カウンセリングルームを設置し、心に不安を抱える学生に対して、臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを行うとともに、連携体制のもとで学生の心身の健康管理に配慮している。

<学生の進路支援>

各キャンパスに就職を支援する部署を設置し、学生の進路支援を行っている。各キャンパスで求人情報や、学生の就職支援に関する配付用資料の共有化などを図り、総合大学としてのスケールメリットを活かした支援を行っている。

学生の就職活動状況については、UNIPA を導入したことにより、キャリアセンター、学部就職担当教員、卒業研究ゼミなどの担当者が Web でその状況を容易に把握できるようになった。この情報一元化によって、学生の就職活動について強力かつ多角的なサポートが可能となったと言える。

学生に対して将来の目標設計や自己理解に有効なツールを提供する目的で、1年生全員に適性検査（ベネッセコーポレーションによる自己発見レポート）(6-24)を実施し、これを基礎資料としながら、担任教員が個別面接を通じて、学生一人ひとりの個性に応じた大学生活や学習の方向性についてアドバイスしている。

各学部の就職委員会はキャリアセンターと密に連携をとりながら、4年生の定期的な進路決定状況を数値で把握し、教授会ならびに連絡会での情報共有と共に、各演習での教員による情報提供ならびに、組織的な指示の伝達ならびに情報把握を行っている。

本学は、かねてから進路支援について充実している大学との評価が高く、キャリアセンターを中心として、すでに組織的・体系的で充実した進路支援を実現してきている。

1年生からの多様なキャリア教育と各種ガイダンスやセミナー等が、1年生から学生の意識を高め就職への準備を促しながら、3年生以降の具体的な就職活動へと導き、就職率の向上に大きく寄与している。また、文系学部を対象とした筆記試験対策講座は、就職活動の具体的対策として効果を上げている。

履歴書の書き方指導、模擬面接・グループディスカッションは、学生の就職活動を技術面からもきめ細かく支援している。さらに、平成27年度から導入された「キャリアアシスタント制度」は、就職活動が難航している学生を最終段階でサポートするために貢献している。

多数のインターンシップと課外講座の設置および「東京センター」の活性化は、学生のキャリア形成と就職活動への後押しに貢献している。

(2) 改善すべき事項

<学生への修学支援>

長期欠席、成績不振、留年、退学を減らすための対策をさらに積極的に取り組む必要がある。

<学生の生活支援>

近年心理面の健康維持の重要性が認識されており、本学においても「保健管理センター」における「心理療法士によるカウンセリング」システムが今後も有効に活用されることが期待される。奨学金制度の充実については、すでに改善されつつあるが、十分な学修時間を確保するためにはさらに総合的な視点から奨学金制度を改善し、運営していく必要がある。また、大学院については、大学院学生を対象とする奨学金以外に TA としての採用枠を増やす必要がある。

<学生の進路支援>

大学院では、大部分が学部のを基礎としてこれと連携するかたちで実施されているが、学部と比較して、配属研究室での対応が非常に重要であるのが現状である。学生の要望に対応する窓口、修学状況の把握や問題点を抽出する仕組み、修了時の学生の満足度調査や進路先の継続的なフォローなどに対して、大学院の組織的な取り組みが望まれる。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

<学生支援の方針明確化とその実施>

各学部では会議やメーリングリストを通じて、学修支援・生活支援に関する情報が全専任教員に伝わるようになっている。その方針に基づいて、各教員は必修ゼミの時間や「マイキャンパスプラン」の個別面談を通じて、学生指導を行なっているが、今後は UNIPA の利用を通じて、瞬時に正確に学生支援を行なうことができる体制を構築する。

農学部においては、「CAMPUS LIFE」が学生の修学・生活・進路支援の基本的な指針を与えるものとして効果をあげているので、これらを随時見直し、実状に応じて適宜適切に改訂を行っていく。

<学生への修学支援>

引き続き、留年者、休・退学者の状況把握に努めるために、担任教員による休退学前個別面談と学生委員会による留年者面談、さらに長期欠席者の把握を実施するとともに、これらに加えて、新たに留年者予備軍に対する個別面談・学習指導を組織的に実施する必要がある。全学的な取り組みとして成績不振の学生に対して、本年度は面談を充実するなどの措置を行った結

果、留年生の減少という効果を上げたので、引き続き、成績不振学生への対策を効果的に行う予定である。

入学前の e-Learning によるリメディアル教育の有効性を今後も検討するとともに、必要であれば対象学生を広げていく。

<学生の生活支援>

担任教員以外の者に相談する場合の体制をさらに整えるべく、現在行っている事務部での相談受付に加えて、学生の相談に応じる体制をさらに整備し、周知徹底を図る。

<学生の進路支援>

インターンシップへの参加者をさらに増やすため、講義やゼミでの告知の強化、ガイダンスや報告会の充実などに取り組む。ゼミナール担当の教員が就職活動の実情を十分に把握し、学生の心の支えになるとともに、適切な助言を行う。特に、学生が多様な進路の中から、自分に本当に合った進路を見つけられるよう、教職員が支援することが大事である。

学生に役立つ就職対策セミナーになっているかどうか、参加状況を睨みながら、年々新しい企画立案をしていく努力を行う。

(2) 改善すべき事項

<学生への修学支援>

長期欠席、成績不振、留年、退学に結びつく勉学への意欲を失う要因を早期に発見し、支援できるシステムを構築する必要がある。所属研究室のみならず、専攻内で学生の要望、修学状況の把握、問題点抽出など情報を共有し、組織的に取り組む。

<学生の生活支援>

心理的な問題を抱える学生の中には、特に医学的に発達障害と診断されうる学生が含まれており、配慮する必要がある。医学部を擁する本学としては、人権問題や個人情報保護も十分に考慮した上で、心理療法士によるカウンセリング、医学的な診断・治療、学部における教育担当者の対応等が緊密に連携する総合的な生活・学修支援システムを構築することが望まれる。

奨学金制度、特に給付型の奨学金を拡大することは、経済的不況により学資負担者からの学費の支弁を停止された学生にとっては大きな支えとなり得るため、その充実が望まれる。大学

院生対象の TA 枠増加、レベルの高い大学院生を確保するため、学費免除制度の導入が必要と考えられる。

また、悩みやトラブルを抱えている学生の早期発見と対応に、より効果的なシステムを構築し、運営を行う。

<学生の進路支援>

正課科目のキャリア・デザインの内容を見直し、自己分析、業界・企業研究、模擬グループディスカッションなど、就職活動に直結した実践的なものにリニューアルする必要がある。課外のガイダンスや講演会、インターンシップ、業者と提携した自己発見レポートなど、現行のキャリア支援対策をさらに強化・充実させ、多面的・総合的なキャリア支援体制の構築を図る。

大学院においても、学生の就職活動状況の把握や問題点を抽出する仕組み、修了時の学生の進路先の継続的なフォローなどに対して、組織的に取り組む必要がある。

4. 根拠資料

6-1 近畿大学 HP 21 世紀教育改革委員会

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html>

6-2 近畿大学 HP 近畿大学学生生活実態調査報告書、近大生の生活報告

http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/pr/kindai-family/download-data/vol_3.pdf

6-3 学生生活ガイドブック 2014、学生生活ガイドブック 2015

6-4 近畿大学全学就職支援委員会規程

6-5 近畿大学学則 各学部授業科目表

6-6 近畿大学学則第 53 条第 2 号

6-7 近畿大学障がい学生支援委員会規定（平成 26 年 4 月 1 日改正）

6-8 障がい学生支援委員会身体障害専門部会運営に関する細則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

6-9 障がい学生支援委員会精神障害専門部会運営に関する細則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

6-10 障がい学生支援委員会名簿（平成 26 年 4 月 1 日改正）

6-11 近畿大学障がい学生支援ガイドライン（平成 23 年 10 月 1 日）

6-12 障がい学生支援マニュアル（平成 23 年 10 月 1 日）

6-13 バリアフリーマップ

6-14 近畿大学フェア 2015 パンフレット

6-15 近畿大学学則」第 27 条

6-16 マナー&防犯ガイドブック

6-17 近畿大学ホームページ

<http://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/>

学生生活ガイドブック pp. 59-69

6-18 近畿大学学園ハラスメント防止ガイドライン (平成 21 年 4 月)

6-19 ハラスメント防止のためのガイドライン

6-20 学校法人近畿大学倫理憲章

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/ethics.html>

6-21 キャリア・アドベンチャー・プログラム

<http://www.kindai.ac.jp/topics/2014/12/post-694.html>

6-22 CAMPUS LIFE 2015

6-23 近畿大学入学前学習支援 リーフレット

6-24 自己発見レポート

基準Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

本学は、平成 27 年度から第三次教育改革に取り組んでおり、21 世紀教育改革委員会、学士力強化委員会、学修・学生生活支援検討委員会、大学院教育改革検討委員会、グローバル推進検討委員会のそれぞれの委員会において教育研究等環境の整備に関する基本方針を定めている(7-1)、(7-2)、(7-3)。第三次教育改革で掲げている目標は、「学生を大切に作る大学づくり」そして「教員の教育力の向上と自己刷新」であり、さらに、国際化の強化ならびに企業が求めるグローバルに活躍できる人材育成への取り組みの強化である。また、今後は、近畿大学未来戦略機構のもと、総合大学としてのスケールメリットを生かした、各学部間の有機的連携による高効率な教育体制を確立し、教育プログラム策定・教育力向上・教育グローバル化を推進、支援する。さらに、部局横断的教育分野領域の教育に取り組み、学園の教職員が一丸となり教育の目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成し、社会に送り出すために、第三次教育改革を進めているところである。

本学は、上記のソフト面での教育研究等環境の整備に取り組むとともに、ハード面での改善にも取り組んでいるところである。本学は、平成 26 年 7 月より近畿大学東大阪キャンパス整備計画「超近大プロジェクト」を始動させている(7-4)。本プロジェクトは、平成 32 年(2020 年)の完成を目指し、東大阪キャンパスの大規模整備を目的としている。本プロジェクトによって、本学の新たなシンボルとなるタワー棟(地上 11 階・高さ 57m)、3 学部(法学部、文芸学部、外国語・国際系学部<名称未定>)の新校舎及び従来の機能を一新した図書館などを建設する予定となっている。同時に、グローバル機能を集約した『インターナショナルフィールド』、日本最大規模の座席数を備え、24 時間対応の自習室が核となる『ナレッジフィールド』、社会の窓口となる機能(産学連携・就職支援・卒業生・地域)に特化した『オープン・キャリアフィールド』、学生・教職員の交流の場となる食堂・カフェ・ラウンジ『アメニティフィールド』、といった 4 つの『フィールド』を創り出すことが特色となっている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

学部の基礎ゼミ、大学院の総合セミナーなどの少人数教育科目の導入、マスプロ教育の改善などが進んだことは、少人数、セミナー形式に適した教室などの整備だけでなく、教室の絶対数も確保する必要があることを意味している。新棟の建設などで、教室の増加は図られている

ものの、こうした新しい形態の科目増加への対応は、難しくなっているのが現状である。また、教室、ICT 環境は充実してきたものの、学生が自由に懇談し、必要に応じて討論・議論するオープンスペースが十分に整備されていないことが問題である。TA、RA、PD に関しては、実施学部では既に定着した感があるものの、未導入の学部へは、大学院進学者数の増加と学部の枠を越えた支援体制の構築が必要である。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

電子媒体（電子ブック、電子ジャーナル等）の効果的な導入と利用促進は、今後ますます重要な課題である。本学は、電子媒体を用いた非来館型学習・研究の支援を充実させるため、学術情報の利用環境整備として、OPAC による検索結果の提示、リモートアクセスによる自宅やスマホからの利用に対応している。また、学修支援・情報リテラシー教育充実のため、図書館員による新入生対象の基礎ゼミガイダンスや各種データベースの講習会の実施等、各図書館は、学修支援として継続した情報リテラシー教育の取り組みを行っている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

本学では、高度化・多様化する教育・研究に対応できる環境にふさわしい機能や質的水準を備え、変化に対応できる柔軟性を持った施設・設備を提供するという方針に従い、施設・設備の維持・管理を計画的に進めている。各学部においては、教育研究等環境の整備に関係する各種常設委員会を設け、学習環境、教育研究環境の整備に関して、継続的な改善に努めている。各キャンパスでは、教育の ICT 化に対応するために、最新の情報通信機器を配備した教室を整備している。また、キャンパスアメニティとして、本学の特徴である豊かな緑地空間の活用と、リフレッシュスペースや女子学生のためのパウダールームなどの設置実績も増えている。より快適な学生生活を送るための学生相談室やカウンセリングルームを設置し、カウンセラーによるサポートも進めている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

文部科学省は、平成 19 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（根拠資料 7-5）を定め、その中で各研究機関に対し研究倫理の体制整備等について規程等を整備し、その制定状況の報告を求めてきた。しかし、その後においても公的研究費の不正使用が後を絶たないことから、平成 26 年 2 月に同ガイドラインが一部改正され、平成 26 年 8 月に

は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(7-6)が示され、平成 27 年 3 月には「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に係る質問と回答 (FAQ) (7-7) の最新版が公表されている。

本学は、文部科学省の指導に応じて、平成 19 年 4 月に「研究活動上の不正行為等への取扱規程」(7-8)を定め、平成 21 年 4 月には「近畿大学利益相反マネジメント規程」(7-9)を設け、平成 24 年 7 月には「学校法人近畿大学倫理憲章」(根拠資料 7-10)、「学校法人近畿大学職員倫理規程」(7-11)、「学校法人近畿大学公益通報等に関する規程」(7-12)を制定している。また、各年度 5 月から CITI Japan プロジェクト e ラーニング受講を教員に対して義務づけ、当該年度の 9 月末日には受講が修了するように周知している (7-13)、(7-14)。さらに、大学院生の研究倫理に関する指導については、学期はじめの開講式 (オリエンテーション) や授業等においてそれを実施している (7-15)、(7-16)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<教育研究等環境の整備に関する方針の明確化>

本学のグローバル化の推進については、グローバル推進検討委員会が当該委員会の活動に関する基本方針に基づいて、平成 27 年 3 月に「近畿大学国際化のビジョン」(7-17)を策定し、国際交流を進展させてきた。とりわけ、交流協定校は、平成 28 年 6 月時点で世界 36 カ国・地域、全 177 大学・機関 (平成 27 年末時点、世界 33 カ国・地域、全 131 大学・機関) となっており、交換留学の受け入れ数も 30 名を超える状況となっている (7-18)、(7-19)。

各学部では、常設委員会である教務委員会、FD 委員会、予算委員会、学生委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会等において、教育研究環境の整備に関して継続的に課題を確認し、改善に努めている。高度化・多様化する教育・研究に対応できる環境にふさわしい機能や質的水準を備え変化に対応できる柔軟性を持った施設・設備を提供するよう努めている。

<十分な校地・校舎および施設・設備の整備>

東大阪キャンパスでは、38 号館、39 号館の新設に伴って、教室の拡充、整備が進んだ。

文芸学部は、平成 26 年度に芸術学科の老朽化した校舎に代えて D 館が新築され、芸術学科の大半の演習授業ができるようになった。また、キャンパス禁煙化を計っており、喫煙場所を限定し清潔で健康的な教育環境が維持されている。学生自治会が毎年 2 回計画するキャンパス清

掃週間には多くの学生が積極的に参加している。

農学部奈良キャンパスでは、禁煙化対策の促進、トイレの改修、教室の改装、障がい学生に対する学習環境の配慮、コンビニエンスストアの開設などの改善を行っている。すべての校舎の耐震診断を完了し、診断結果をもとに耐震補強工事を順次実施し、安心安全なキャンパス計画を進めている。

工学部の東広島キャンパスでは、野球場、テニスコート、400mトラック、サッカー場を備えるグラウンドを有し、多くのスポーツを同時に楽しめるよう、整備されている。平成26年度に工学部土地造成工事が完了し、G館裏に「ものづくり工房（仮称）」の建築を検討中である。平成26年度の土地造成により、一部のスポーツ活動での運用が開始された。

産業理工学部の福岡キャンパスでは、すべての校舎について耐震診断を完了した。

<図書館、学術情報サービスの利用>

中央図書館（東大阪キャンパス）は、本学の教育方針に沿いながら、情報の選択、取得、整理、提供、保存、活用、教育支援、発信に加え、デジタル化等環境の変化に対応した学術コミュニケーションを実現する施設と機能を有している。

全図書館の職員は、司書資格を有する者が60.5%を占める。経験等を考慮した上で、国立情報学研究所等の研修を効果的に受講するよう配慮し、貴重書勉強会等の館内研修を継続して、専門知識の涵養を支援する体制を敷いている。

学外リモートアクセスなど、デジタルリソースを有効活用するためのサービス環境が整備され、活用実績も上がっている。

<教育研究等を支援する環境>

専任教員の研究費については、個人研究費（A）年間26万円が各教員に配分されているが、平成20年より研究意欲を向上するための措置として、個人研究費のインセンティブ運用の制度がある。この他、図書予算として、毎年、各学部の規模に応じて教員研究図書費が計上されている。さらに、学内研究助成金給付を受けている教員もいる。

在外研究及び研究休暇制度の運用にあたっては、各学部で専任教員に周知徹底している。

<研究倫理を遵守するための措置>

不正防止計画の推進を担当する組織として、コンプライアンス委員会を設置している。研究

活動上の不正行為等については、相談窓口に通報があれば、関係部署と連携し、学長に報告後、予備調査委員会の調査により不正行為の可能性があると判断された場合は研究公正委員会で審査、判定が行われる。不正行為が存在しないことが確認された場合には、調査対象者の名誉回復等の措置をとると共に、学外関係機関へ判定結果を通知することとしている。

研究倫理を浸透させるための措置に関しては、全学レベルでの取り組みとして、確認書（誓約書）の提出、研究者に対するモニタリングの実施、研究者と事務職員の双方を対象にした年間複数回にわたる研修会・説明会等の実施、研究者への理解度アンケートの実施、担当事務職員の外部研修会等への参加による理解と意識の向上、研究費執行ガイドブックの作成、相談窓口の明確化、不正告発窓口の設置、内部監査室による定期的な業務監査、物品納入業者の原簿検査を視野に入れた対応の構築などが図られている。

（２） 改善すべき事項

<図書館、学術情報サービスの利用>

中央図書館では、座席数がやや少なく、学生が学習できる環境の整備が望まれる。

農学部図書館においては、中央図書館との交流や研修を増やす必要がある。

<教育研究等を支援する環境>

所属学部内に研究室がない教員がいる。離れた別の建物に研究室が位置することは、学部教員としての研究・教育を効率的に進め、また教員間でコミュニケーションをとる上で支障となる恐れがある。

研究支援体制の充実のためには、研究時間の確保が最重要課題である。科目の見直し、校務の効率化に加えて、在外研究制度、研究休暇制度のいっそうの充実により、教員が研究に専念できる環境づくりを進めていく必要がある。

<研究倫理を遵守するための措置>

研究情報源としてインターネット等電子メディア参照が増加しているため、学生論文作成の指導に及ぶ学生と一体となった研究者倫理の順守が必要となる。また、研究費の公正な使用のみならず共同研究者等としての研究業務分担と義務に関して、当事者間での文書等での確認と第三者による確認が必要である。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

<教育研究等環境の整備に関する方針の明確化>

グローバル推進検討委員会は、平成 27 年 12 月には教育改革推進センターのグローバル推進部会が実施・実現すべき検討課題（7-20）を提案し、「KINDAI ホームビジットプログラム」（ホストファミリー制度）を実現する（7-21）。

キャンパスにおけるアメニティスペースおよび学生のための生活の場としての施設設備の整備が進められてきている。東大阪キャンパス整備計画が進んでおり、学習環境の改善が期待される。

<十分な校地・校舎および施設・設備の整備>

キャンパス禁煙と学生によるキャンパス清掃を今後も継続することで、豊かな人格、積極的な奉仕精神と実践力を兼ね備えた人材を多く育てる。

「超近大プロジェクト」により、今後大幅な施設、設備の整備が行われるが、教育効果と利用者の便宜・快適性を最大限発揮できるよう、詳細については十分に検討する必要がある。また、既存施設の中では、余剰スペースを活用するなど計画的に施設を利用する。

農学部では、体育館を含めた運動施設、禁煙化対策の促進、トイレの改修、教室の改装、障がい学生に対する学習配慮、コンビニエンスストアのさらなる充実を図る。

工学部では、施設計画及び建設までに、教育研究活動あるいは学生活動を支援する有効利用の策定が急務である。

<図書館、学術情報サービスの利用>

電子媒体（電子ブック、電子ジャーナル等）の効果的な導入と利用促進は、今後ますます重要な課題である。電子媒体を用いた非来館型学習・研究の支援を充実させるため、学術情報の利用環境整備として、利用者を一次資料へシームレスに導くディスカバリーサービスを提供する。

図書館施設の多くが老朽化し、東大阪キャンパス整備計画により改修される。東大阪キャンパスのシンボルとなるアカデミックミーツ棟を含む「超近大プロジェクト」が提示された。大学教育の変化、アクティブラーニング等、新たな学びに対応した支援を行い、本学の特色に沿った図書館を中心とした教育施設群が予定されている。中央図書館は、年間開館日が 330 日を

超える。また、中央図書館は開講期 9 時（試験期間は 8 時 30 分）から開館し、22 時閉館まで長時間にわたる学修支援を実現している。平成 25 年度より開講期の開館時間を 9 時から 8 時 45 分に早め、授業開始前利用のニーズにも応えている。

中央図書館はこれまでの課題を克服し、アカデミックミーツ棟とのコラボレーションにより「知の空間」、「学びの場」として、座席、閲覧スペース環境の改善、ラーニング・コモンズ機能の導入、「知の集積」のための書庫スペースの確保などをおこない、大学コミュニティの中心として新たな学びを支援する。

<教育研究等を支援する環境>

TA、RA、PD 制度だけでなく、学部上級学年生による SA についても導入の検討を行う必要がある。教員の講義、指導だけでなく、ピア・サポートによる教育効果は非常に高く、今後導入の価値は十分にある。

研究支援体制の充実のためには、研究時間の確保が最重要課題である。科目の見直し、校務の効率化に加えて、在外研究制度、研究休暇制度のいっそうの充実により、教員が研究に専念できる環境づくりを進めていく。

<研究倫理を遵守するための措置>

若手研究者の研究や学生の卒論および修士論文においても、研究者倫理が順守されているかどうか、著作権侵害等の有無について、より精査する必要がある。

(2) 改善すべき事項

<図書館、学術情報サービスの利用>

図書館とコラボレーションするアカデミックミーツ棟を含む「超近大プロジェクト」が進行中である。完成後は、それが有効に利用されているかを定期的に検証する必要がある。

また、電子媒体を用いた非来館型学習・研究の支援をより一層充実させるため、学術情報の利用環境整備として、利用者を一次資料ヘシームレスに導くディスカバリーサービスの提供を検討する必要がある。また、学習支援・情報リテラシー教育充実のため、実施アンケート結果や教員ヒアリングに基づき、学生、教員のニーズに沿ったプログラム提供を行うことを含め、教員、他部署との連携を進め、学習支援の質的向上を図ることが求められる。

農学部図書館では、中央図書館との交流や研修の機会を増やすとともに、学術情報の共有化

とオンライン化を図る。中央図書館との情報交換を密にして農学部図書館の利用環境を充実していく。

<教育研究等を支援する環境>

平成 28 年度から法学部は、新館に移転する。個人研究室は、語学特任を含む特任・専任教員全員に割り当てられ、いずれも新館に位置するように設定予定である。

在外研究制度、研究休暇制度のいっそうの充実により、教員が研究に専念できる環境づくりを進めていく必要がある。たとえば、派遣選考委員会では各年度において各学部から派遣する人数を学部教員数 100 名までに対して 1 名としており、在外研究を取得する機会が極めて限られており、改善が求められる。

また、研究休暇制度の適用要件を満たす教員に対して積極的に制度を利用するよう働きかける。

<研究倫理を遵守するための措置>

各教員が所属している学部等の事務部で、日頃から監査できる体制の整備および競争的資金だけでなく本学経費で購入する物品等を検収するといった拠点の強化を行う（7-22）。

4. 根拠資料

7-1 21 世紀教育改革委員会 第三次教育改革

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/download-data/innovation/third-order-01.pdf>

7-2 21 世紀教育改革委員会

www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html

7-3 21 世紀教育改革委員会・各委員会の基本方針

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/download-data/innovation/third-order-01.pdf>

7-4 近畿大学東大阪キャンパス整備計画「超近大プロジェクト」始動！（2014 年 7 月 18 日）

<http://www.kindai.ac.jp/topics/2014/07/post-617.html>

7-5 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

7-6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

- 7-7 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に係る質問と回答 (FAQ)
http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1352820.htm
- 7-8 研究活動上の不正行為等への取扱規程 (制定平成 19 年 4 月 1 日、最終改正平成 27 年 4 月 1 日)
- 7-9 近畿大学利益相反マネジメント規程 (平成 21 年 4 月 1 日)
- 7-10 学校法人近畿大学倫理憲章 (平成 24 年 7 月 1 日)
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/ethics.html>
- 7-11 学校法人近畿大学職員倫理規程
- 7-12 学校法人近畿大学公益通報等に関する規程
- 7-13 平成 28 〇〇 CITI Japan プロジェクト e ラーニング受講について (通知)
- 7-14 平成 28 年度版 CITI Japan e ラーニング受講手順
- 7-15 平成 28 年度第 1 回大学院商研究科委員会大学院商研究科〔博士前期〕指導教員会議議事録
- 7-16 平成 28 年度第 1 回大学院商研究科委員会大学院商研究科「博士後期」指導教員会議議事録
- 7-17 近畿大学国際化のビジョン (平成 27 年 3 月 5 日)
- 7-18 近畿大学海外協定校一覧・平成 28 年 6 月末時点
- 7-19 近畿大学海外協定校一覧・平成 27 年 12 月末時点
- 7-20 グローバル推進部会 短期・中期の検討課題について (平成 27 年 12 月 5 日)
- 7-21 交換留学生ウェルカムパーティーを開催しました！
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/topics/blog/2016/04/post-109.html>
- 7-22 近畿大学における競争的資金等の取扱に関する規程

基準Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

1-1 社会との連携・協力に関する基本方針

本学は、大規模総合大学としての特長を活かし、従来より社会連携・社会貢献にも積極的に取り組んできた。本学は、建学の精神として、「実学教育」と「人格の陶冶」を謳っており、建学の精神そのものが社会との連携・協力の基本方針の第一となっている。これは大学創始者である初代理事長世耕弘一の「学問・実際一如の有機的教育の徹底を建学の精神とし、特に魂の啓培に力を注ぎ、堅実な思想を持つ有為な人材育成を目的とする」とする思想を反映したものである。また、教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」としており、社会に受け入れられ、役立つ人材を育成することをめざしている(8-1)。さらに、中長期的な教育改革の方針策定のため「21世紀教育改革委員会」を設置しているが、委員会がまとめた「近畿大学 21世紀第一次教育改革実施大綱」でも、到達目標として「4. 知財を活用した産官学の連携を強化する」として「本学がすぐれた成果を発信し、産業界のパートナーとしての期待に応えられるよう、大学の知的所有権獲得のための支援機能と産業への技術移転機能を強化する」と謳っている(8-2)。すなわち、社会との連携・協力に関する本学の方針は、①実学志向の教育・研究を柱とする、②社会貢献を行う人材を養成する、③大学や有する知財を活用した産官学の連携を強化する、の3点である。

1-2 社会との連携・協力に関する体制

1) 産・学・官の連携

本学では、産・学・官の連携については、学術研究支援部が統括し、連携拠点としてリエゾンセンターを設置している(8-3)。

産・学・官の連携拠点として、平成12年にリエゾンセンターを設立した。また(独)中小企業基盤整備機構・大阪府が中心となって東大阪市に設立した「クリエイション・コア東大阪」の構内にリエゾンセンターのサテライトオフィスを設置し、コーディネーターと常時コンタクトできる窓口機能を利用できる体制としている(8-4)。さらに、平成25年に本学東京センターに「リエゾンセンター東京オフィス」を開設、首都圏の企業との接点として稼働している(8-5)。

本学では、知財管理、共同研究、シーズ発表などにおける手続き手順、手続き書類の標準化と見直しを持続的に行い、産・学・官連携にかかる各種の取り組みは、ほぼ全てが「該当手続き」によって手際よく進められる状況にある（8-7）（8-8）（8-9）。

東大阪キャンパスでは「理工学総合研究所」など4つの研究所があり、和歌山キャンパスに「先端技術総合研究所」、広島キャンパスに「次世代基盤技術研究所」、福岡キャンパスに「分子工学研究所」が、それぞれ関連研究所として設置され、各地域における産・学・官の連携の取り組みを進めている。また、クロマグロの完全養殖に成功した「水産研究所」は和歌山県白浜町等全国5カ所に、「附属農場」は和歌山県湯浅町・有田川町に、「バイオコークス研究所」は北海道恵庭市と東大阪キャンパスに拠点を置き、研究成果の実用化に向けた体制を整備している。さらに、文系の研究でも、「産業・法律情報研究所」では知的財産に関わる判例データベースを構築する体制を整え、「世界経済研究所」や「経営イノベーション研究所」では、経済学・経営学部門の政策提言を行う体制をとっている（8-10）。

2) 地域社会・国際社会への協力

本学では、地域社会への協力については総務部が、国際社会への協力については国際交流室が統括する体制となっている（8-11）。また、交際交流室の運営のために国際交流委員会を設置している。

「人権問題研究所」では、地域社会や国際社会における人権問題の解決に向けた取り組みを行っている（8-12）。アンチエイジングセンターは奈良病院、農学部、薬学部、薬学総合研究所などと共同して、地域の健康増進・啓蒙を進めるために、公開講座やスポーツ教室などを定期的に開催している（8-13）。「原子力研究所」では社会における原子力の有効利用や諸課題解決に向けての研究を進めている。とくに福島第一原発事故への対応では、発災直後から当研究所の所員が被災地支援に尽力している（8-14）。さらに、「日本文化研究所」で一般市民向けの講座を開講し、研究成果の社会還元のための体制を整備している（8-15）。

3) 教員自己点検・評価システムにおける社会連携・社会貢献促進

本学では教員評価に関する教員業績評価自己申告表によって教員の自己点検・評価を行っているが、その中で「社会活動」の項目を設け、本学の社会的知名度、評価水準の向上に寄与する社会活動の成果、公職、学外の委員会委員等の活動実績について、全教員が毎年自己点検・評価するシステムを構築している（8-16）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、総合大学の利点を活かし、さまざまな社会貢献を行っているが、以下では代表事例について述べることとする。

<東日本大震災への対応>

平成 23 年 3 月に発災した東日本大震災では、本学は地震発生翌日から医療チームの現地派遣や、医療物資の提供などにより医学部を持つ大学として貢献した。また、福島第一原発事故では、日本で唯一稼働中の原子炉を持つ私立大学として被曝者対応や被災地の復旧・復興に携わってきた。

被災地の中ではとくに福島県川俣町からの要請を受け、平成 24 年 5 月に“オール近大”復興支援プロジェクトを立ち上げ、本学の総力を挙げて復興支援を開始した。地震・津波と原発事故による被害を克服し、川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築をめざし全学で支援するものであり、「除染」「産業振興」「心身ケア」の3分野に特化して支援している。長期的な復興支援体制を整備するため、平成 24 年 11 月にプロジェクトの拠点となる「東日本大震災復興支援室」を設置し、毎年「“オール近大”川俣町復興支援プロジェクト報告会」を開催し、支援活動を検証するとともに、支援の更なる充実を図っている。(8-17)

<クロマグロの完全養殖>

本学では、建学の精神である「未来志向の実学教育」を原動力にして、その活動を充実させてきた。実社会で役立つ知識や技術を重視する風土が、研究者の社会貢献に対する前向きな意識と機動的な活動を支えている。

そのような姿勢が明確に現れている最も代表的な例がクロマグロの養殖である。本学のクロマグロの養殖研究は昭和 45 年に開始され、現在まで 45 年以上にわたって継続的に研究に取り組んできている。その研究成果が実り、平成 14 年に卵から孵化させ養殖するという完全養殖を世界で初めて成功させたが、大学発ベンチャー企業として設立した(株)アーマリン近大によって稚魚ならびに成魚の販売を行っている(8-18)。

<バイオコークス>

理工学部井田民男教授が平成 17 年に開発に成功した固形燃料バイオコークスは、木くず、

茶かす、稲ワラなどの植物由来の廃棄物を原料とする極めて独創的なものである。バイオコークスを石炭コークスの代わりに使用することで、CO₂を直接削減できることにより、CO₂実質排出量ゼロの“夢の固形燃料”と呼ばれている（8-19）。

<大学発ベンチャー>

大学発のベンチャー企業としては、(株)アーマリン近大をはじめ、(株)ア・ファーマ近大、(株)ア・アトムテクノ近大などがある（8-20）、（8-21）

平成16年に設立された(株)ア・ファーマ近大は、薬学部・農学部・生物理工学部・附属農場・東洋医学研究所が連携して進めている「かんきつ類薬用研究開発プロジェクトチーム」を母体として誕生した。薬学部を中心とするグループが、早摘みの青みかんにポリフェノールの一種「ヘスペリジン」が多量に含まれることを発見し、サプリメントとして製品化している。

(株)ア・アトムテクノ近大は、私立大学で唯一原子炉を保有する原子力研究所と放射線計測機器・医療機器等の開発と販売を行う株式会社千代田テクノと共同で平成17年に設立された。原子力・放射線の平和利用の推進を旨とし、各種試料の放射能、化学成分、細菌等の測定・分析業務や医療、健康、環境、エネルギー関連分野の調査やコンサルティングを行っている。

<産学連携商品>

本学では実学の成果として、産学連携によって商品化に成功した例があり、近年は多くの商品が販売されている。生物理工学部の「梅わかもち丸」、薬学部の「クロモンモイスチャーローション」、「リーブトニック髪皇すぷらうと」、「セル・シュシュ〈保湿美容ミスト〉」、「クロモンモイスチャー石鹸」、文芸学部の「wire COLOR（ワイヤーカラー）」、「Postman（ポストマン）のパッケージ」、「ダンボールテント” Twinkle tent”」、「ビーズクッション柄” Peace Flower”」、農学部の「日本酒 平群」、「ごはん革命 金賞健康米」、「虫こないDAY天然系虫よけスプレーピュアゾーンコパイバ・カセット」、近畿大学水産研究所の「近大マグロ使用 中骨だしの塩ラーメン」、工学部の「フラボノキューブ 15/フラボノジャーキー5(犬用サプリメント/犬用おやつ)」、「化粧水” lemoist(レ・モイスト)」、理工学部の「アロマトリエシリーズ」等が、平成26年度および27年度中に発売となった。

<地域の中小企業との連携>

本学の東大阪キャンパスは、わが国を代表するモノづくりの町、中小企業の町、東大阪市に位置するので、技術立国日本のモノづくりを支える優秀な技術を持った中小企業に貢献することに高い優先度を持たせている。これらの企業との教育・開発連携を目的とした大学院総合理工学研究科「東大阪モノづくり専攻」(8-22)や、東大阪の金型事業者との広範な技術分野での連携を目指す「大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究(金型プロジェクト)」はそのような背景で企画された取り組みである。この金型プロジェクトは平成27年4月に「理工学部地域連携先端研究教育センター(通称:近大ものづくり工房)」へと発展した。近大ものづくり工房は、学生の加工実習を行ってきた機械工作実習工場に加え、地域の産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献することを目的に、金型デザイン室や地域連携技術開発室を設置したもので、地域との連携をより強め、金型プロジェクトをより広く社会に発信し、ものづくり機能・基盤の統合化を図っていく(8-23)。

また、中小企業の取りまとめ組織である東大阪商工会議所とは定期的に会議を持ち、連携の質、量の向上に努めており、東大阪商工会議所の協力のもと地元中小企業対象に「近畿大学シーズ発表会」を開催した(8-24)。

<人文・社会科学系の社会還元>

本学では、自然科学系の研究だけでなく、人文・社会科学系の研究における社会還元も積極的に行っている。たとえば、法学部、経済学部、経営学部、総合社会学部の教員を中心に、国や地方公共団体の審議会等委員として貢献している(8-25)。また、文芸学部では、芸術が持つ「デザイン」や「企画力」を活かし、企業のパッケージやロゴマーク、サイン等のデザインを制作するなど社会還元を図っている(8-26)。さらに、まちづくりや地域活性化を研究分野とする総合社会学部、経営学部、建築学部では、地域の住民や事業者等と協働活動を展開している(8-27)。

<公開講座の開催>

地域社会への教育研究成果の還元や地域社会における生涯学習機会創出への協力という点では、公開講座の開催が重要な役割を担っている。本学では、学部・研究所等で企画・実施される公開講座も多くあるが、昭和55年から全学的行事として総務部主催で取り組んでいる。東大阪キャンパスの他、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、その

ほか各地の学外会場で開催されている。平成 26 年度は総務部主催で 10 講座が開講され、受講者数は 733 人であった。この公開講座の様子はホームページ上で公開している (8-28)。また、これらの講座とは別に、WEB 限定講座の動画を配信する取り組みも行われている。さらに、日本文学研究所では「寺子屋塾」を開講し、一般市民向けの教養講座を提供している。

<国際交流・国際貢献>

国際貢献の代表例として、農学部では、独立行政法人科学技術振興機構 (JST) と独立行政法人国際協力機構 (JICA) が共同で実施している、地球規模課題解決のために日本と開発途上国の研究者が共同で実施するプログラムである「地球規模課題対応国際科学技術協力」SATREPS において、パナマ共和国の水産資源庁、全米熱帯マグロ類委員会・パナマとの連携協力がなされ、キハダの資源に関する技術開発協力を行った。また、ナミビア共和国のナミビア大学とは、大学間学術協定を結び、SATREPS プログラムを介した研究協力を進めている (8-29)。

また、本学では、カリフォルニア大学デイビス校 (アメリカ)、ウエストバージニア大学 (アメリカ)、ワイカト大学 (ニュージーランド)、北京大学 (中国)、タマサート大学 (タイ) と学術交流協定を締結したのを始め、世界中に 128 の協定校を持ち、教員・学生の留学交流や共同研究、学術的資料・情報の交換などを行っている (8-30)。さらに、特長あるプログラムとして「世界を見つめ、日本を見つめ、そして自分自身の生き方を探究する旅」として「未来をひらく旅」を平成 22 年度からスタートさせた (8-31)。これは教員から公募でプログラムを募り、採択されたプログラム内容で学生募集を行い実施するものである。平成 26 年度は「環境先進国ドイツ・バウハウスへの旅」というプログラムが企画され、現地大学学生との交流・ベルリン市街施設訪問・フライブルク最新の環境政策を体験するなど幅広い知識を得ることにより、自己原点を発見する旅として実施された。

<大学施設の一般開放>

総合大学であるがゆえに所有するさまざまな施設や広大なキャンパス空間を住民に開放することを通じて、地域貢献を行っている。中央図書館では「近畿大学中央図書館一般公開規程」に従い、所蔵する学術資料および施設を近隣住民などに提供・公開している (8-32)。また、英語力の向上のため「遊びながら英語を楽しく学ぶ」というコンセプトで設置された「英語村 E³ (イーキューブ)」は、夏休み、春休み期間に限って一般公開を行っている (8

ー33)。さらに、農学部キャンパス内には染井吉野・八重桜・枝垂れ桜を始めとする数百本の桜の木が植栽されているが、桜が満開になる時期に公開日を設け、一般開放を行っている(8-34)。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

<研究成果の社会還元>

本学における「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評価できる。とくに、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして社会でも注目を集める結果を出している。また、次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオコークスも実用化が進みつつある。産学連携商品は、平成26年度9件、平成27年度11件の商品化が進められた。

<リエゾンセンターを核とした社会連携>

表1 特許出願・登録数(累積数)
(意匠・商標・TLO出願は除く)

大学	出願数	登録数
近畿大学	661	287
立命館大学	641	249
同志社大学	551	240
関西大学	418	163
龍谷大学	173	28
関西学院大学	109	66
甲南大学	36	11
京都産業大学	37	6

※関西圏の主要私立大学、出願数は再表含む
(出展:「J-PlatPat」H28年2月29日での検索結果)

表2 民間中小企業からの受託研究実施件数(平成26年度)

順位	大学	件数
1	近畿大学	100
2	立命館大学	94
3	大阪府立大学	66
4	拓殖大学	64
5	日本大学	60
6	九州大学	43
7	東海大学	42
8	慶應義塾大学	41
9	早稲田大学	37
10	芝浦工業大学	36

※全国大学の順位
(出展:文科省「平成26年度大学などにおける産学連携実施状況について」)

こうした産・学・官連携の研究及び実用化の取り組みは、拠点としてのリエゾンセンターの存在が大きい。リエゾンセンターの主な事業として技術相談、技術指導、共同研究、受託研究、知的財産管理等々があるが、企業からの技術相談、技術指導などの件数は平成 22 年度 46 件であったものが平成 26 年度は 250 件と、5 年間で約 5 倍に増えている。特許出願・登録数（累積数）は関西圏の私立大学では第一位である（表 1）。さらに民間企業からの受託研究実施件数 234（平成 26 年度）は全国の国公私立大学の中で第二位と常に上位に位置しているが、本学は中小企業との連携にも力を入れており、平成 26 年度では全国の国公私立大学の中でトップという実績をあげている（表 2）。

大学と企業との連携を推進するためには、その接点となる企業等からの大学の技術シーズに関する相談窓口の役割が極めて重要であり、相談件数が増えているということは本学の研究活動が企業等に認められ、リエゾンセンターが十分に機能を発揮しているといえる。また、今までは近大マグロ、バイオコークスといった理系の研究成果が主であったが、折りたたみ式スチールラックやトイレトペーパーのデザインなど文系での研究成果も実用化されてきた。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の復興まちづくりは、今後も長期間続く社会的重要な課題であるが、本学は「東日本大震災復興支援室」を設置し、総合大学の利点を活かした支援活動を行ってきた。私立の総合大学で医学部を持つ大学は限られているが、本学はその利点を活かし震災発生直後から医療も含め総合的な支援を行ってきた。また、今回は原発事故も発生しており、原子炉を持つ原子力研究所を中心に、被曝対応や放射能の除染についても貢献している。とくに福島県川俣町からは震災復興アドバイザーを委嘱されており、総合的な復興支援を全学挙げて取り組んできたところである。川俣町は内陸部に立地し、原発からの距離もあることで、被害状況をメディアが取り上げることが相対的に少なかった。そのため、町長みずから本学に支援を求めてきたものである。そうした地域の期待に添えるよう、今後とも川俣町を全面的に支援していくことを確認している。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

大学本部が位置する東大阪市は、全国有数の中小企業のまちであり、その特長を活かした社会連携・社会貢献を行ってきた。大学院総合理工学研究科に設置された「東大阪モノづく

り専攻」を核とした地域連携は成果を上げている。

また、平成 27 年 4 月 1 日には理工学部地域連携先端研究教育センター（通称：近大ものづくり工房）」を設立した。これは、平成 24～26 年度に取り組んだ近大金型プロジェクトで構築した「大阪東部地域に向けたものづくり研究拠点」と、長年にわたり「学内のものづくり教育拠点」であった機械工作実習工場を統合した研究教育機関で、金型の設計から製造、評価まで可能な最新設備を持ち、学内外からの研究・調査、工作・試験の受託が可能である。ここは、企業・教員・学生の新たな「交流の場」としての一面を持ち合わせている。地域との産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献するという、教育・研究の成果を産業に結びつける「実学教育」を柱とした本学ならではの機関といえる。

<全学公開講座の実施>

全学挙げて取り組んできた「近畿大学公開講座」は、総務部が事務担当となり公開講座委員会が企画・運営を行うなど、教職員が一体となって極めて機能的に行われており、公開講座の継続的・発展的な展開に向けた実施体制を備えている。実施にあたっては、学部・研究所等が担当し、東大阪キャンパス、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。また、大学が主催とする近畿大学公開講座と併行して各学部、研究所等が独自の専門性や地域の特性を生かした公開講座なども活発に行っている。

(2) 改善すべき事項

<社会との連携・協力に関する方針のさらなる明確化>

現在は、「建学の精神」「教育の目的」「近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱」で方針を謳っているが、これらをより明確化するために「近畿大学社会連携・社会貢献方針」策定の必要がある。この点についてはすでに文案を用意した段階にあるが、いまだ策定には至っていない。早急に策定するとともに、方針策定後はその周知を図るため、学内報、ホームページ等のメディアによる広報に努める。

<地域社会・国際社会への協力の強化>

地域社会・国際社会への協力についても大学にもとめられた水準を満たす一定の成果を上げていると評価できるが、産・学・官の連携の成果にくらべると相対的に弱いと判断する。

産・管・学の連携については、リエゾンセンターを核とした全学的な推進体制を構築しているのに対し、地域社会・国際社会への協力は教員単位、研究室単位のケースが少なくなく、全学的な取り組み・支援体制の強化が必要である。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

<研究成果の社会還元>

本学では産・学・官の連携による教育研究成果の社会還元について、十分に効果が上がっている。さらなる充実を図るためには、(1)成果の社会還元を視野に入れた研究の量的・質的向上、(2)研究成果の実用化に向けての産官学マッチングの強化、が重要であると考え。そのため具体的には、以下の事項について検討・強化を行う。

①インセンティブの明確化による研究の活性化

企業においては、実用化の見通しが不透明な「基礎研究」を幅広く維持することは企業戦略として可能性が小さい。そのため、優れた基礎研究を大学が担うことにより、産学連携を図るニーズは今後とも大きいと考えられる。こうした有機的で効果的な産・学・官の連携を推進するため「優れた研究成果」を本学から継続的に発信できる研究環境づくりをしていく。具体的には現在本学が推進している個人研究費のインセンティブ制度の更なる有効活用によって、個々の教員に明確なインセンティブを与え、研究の社会貢献の活性化を図る。

②研究成果をわかりやすく発信する

社会連携をさらに発展させていくためには、研究内容・研究成果のわかりやすい発信に努める。本学ではすでに「シーズ集」を作成しホームページで公開しているが、いっそうの充実を図る。また、シーズ発表会などへ積極的に参加し、より多くの方々に知ってもらうことで、実用化をめざす。さらに、広報部により研究内容についてもわかりやすく広報をおこなっていく。

<リエゾンセンターを核とした社会連携>

①コーディネート機能の充実

本学では、リエゾンセンターを核に多様な社会連携を行ってきたが、今後もさらにリエゾ

ンセンターのコーディネート機能を充実させていく。

優れた基礎研究成果を技術や製品にまでつなげるには、コーディネーターの役割は大きい
が、本学の産官学連携活動を日本のトップクラスまで引き上げるために努力してきたベテラ
ンコーディネーターが平成 27 年 3 月をもって退職した。今後は新人コーディネーターを含
む 5 人のコーディネーターがお互いに情報を共有し、組織としてのコーディネート能力を強
化していく。また、センター所員にも「研究成果から技術を見抜く能力」を一層高めてもら
うとともに、「技術の活用市場を見出す能力」を有する人材の養成・補強を図る。

②リエゾンセンターを発展させた社会連携推進体制の充実

平成 19 年度の自己点検評価報告書で記述した改善方策で「研究高度化推進機構の整備」
を挙げたが、現在未だ実現されていない。この機構は、大学の産学連携と研究体制の整備を
学術研究の支援を含めて行うセンターであり、リエゾンセンターと当時の研究助成課を統合
発展させたものを構想していた。リエゾンセンターの得意とする産学連携に、地域連携や国
際協力のさらなる充実を含めて「知的財産部門」「産学連携部門」「地域連携部門」「研究支
援部門」から構成される「社会連携推進機構」の早期実現のための具体的な検討を行う。

<東日本大震災への対応>

言うまでもなく震災復興には長時間を要する。そこで「東日本大震災復興支援室」を拠点と
して継続的な支援を行っていく。現在は、「除染」「産業振興」「心身ケア」の 3 分野に特化して
支援しているが、今後は分野を広げ、より総合的な支援をめざすとともに、時間の経過ととも
に変化する地域課題に対応するため、地元の方々との協議によって支援内容の見直しも図って
いく。また、目標として掲げている川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築を実
現させるべく活動を行う。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

大学院総合理工学研究科に設置した東大阪モノづくり専攻において進めてきた産・学・官連
携をさらに充実し、東大阪商工会議所との連携によって 9000 社ある中小企業と実務レベルの連
携を増やしていく。また、モノづくりの知識・ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する
人材を育成するとともに、モノづくり分野の革新につなげる高度な知識、および確かな技術を

併せ持ち、モノづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできる人材の育成を継続的に行っていく。

<全学公開講座の実施>

公開講座は、団塊の世代の退職により、生涯教育の重要性が注目される中、生涯教育の一環としての役割が大きい。新聞等で広告活動を行っているが、開催する地域の卒業生のネットワークを通じて広報をすること等、広報の工夫によって受講者を増やしていく。また、講師に学外の著名人を招聘した講座も開催するなど、より魅力のある公開講座にしていく。

(2) 改善すべき事項

<社会との連携・協力に関する方針のさらなる明確化>

「近畿大学社会連携・社会貢献方針」の周知を図るため、学内報、ホームページ等のメディアによる広報に努めるとともに、社会連携・社会貢献に関するフォーラム、シンポジウムを開催する。また、今後は、方針に基づいた社会連携・社会貢献が図られているかについて、自己点検・評価システムの中で継続的なモニタリングを行っていく。

<地域社会・国際社会への協力の強化>

地域社会・国際社会への協力について、全学的な取り組みに発展させ、支援体制の強化を図るしくみについて検討を開始した。案としては、先述の「社会連携推進機構」あるいは社会連携センターの新設などが考えられる。他大学の事例も研究しながら実効性・持続性ある体制の早期実現化を図る。また、平成 28 年度には国際学部の開設も予定されており、国際交流室を核とした国際社会への協力体制の一層の充実を図る。

4. 根拠資料

8-1 近畿大学 HP 建学の精神 / 教育の目的

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/principle/founding-principle/index.html>

8-2 近畿大学 21 世紀第一次教育改革実施大綱（平成 19 年 3 月）

8-3 近畿大学 HP リエゾンセンター

<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/klc.html>

8-4 ものづくりビジネスセンター大阪 HP 近畿大学リエゾンセンター（KLC）

- <http://www.m-osaka.com/jp/university/2209/>
- 8-5 リエゾンセンター東京オフィス HP
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/campus-guide/tokyo-office/liaison.html>
- 8-6 近畿大学リエゾンセンター HP リエゾンセンター所員紹介
<http://ccpc01.cc.kindai.ac.jp/KLC/syoin.html>
- 8-7 技術相談・共同研究関連（様式等）：近畿大学リエゾンセンター受付票、技術相談等報告書、秘密保持契約締結申請書、秘密保持契約書（案）、研究成果有体物移転申請書、研究成果有体物提供に関する契約書、展示会出展の申請、講演発表の申請、委託研究依頼申込書、委託研究契約書（案）、〇〇商品における学校名記載の件、当社商品における学校名掲載・引用申込書
- 8-8 地財関係（様式等）：近畿大学職務発明取扱規程、特許出願許可申請書、共同出願契約書、審査請求許可申請書、意見書提出申請書、特許の権利維持申請書、特許実施許諾契約締結申請書、特許実施許諾契約書
- 8-9 近畿大学 HP 学内規程（不正防止計画を含む）
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/campus-regulations.html>
- 8-10 近畿大学 HP 研究所・センター等
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/index.html>
- 8-11 近畿大学 HP 国際交流室のご案内
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/guidance/index.html>
- 8-12 近畿大学人権問題研究所 HP
<http://ccpc01.cc.kindai.ac.jp/human/>
- 8-13 近畿大学アンチエイジングセンター HP
<http://www.kindai.ac.jp/antiaging/>
- 8-14 近畿大学原子力研究所 HP
<http://www.kindai.ac.jp/rd/research-center/aeri/index.html>
- 8-15 日本文化研究所 HP
<http://kindai-nihonbunka.seesaa.net/category/6839830-1.html>
- 8-16 教員業績評価自己申告表（大学・短大・高専等教員用）
- 8-17 近畿大学 HP 東日本大震災復興支援室

- <http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/earthquake-east-japan/index.html>
- 8-18 アーマリン近大 HP
<http://www.a-marine.co.jp/>
- 8-19 近畿大学バイオコークス・プロジェクト HP
<http://www.kindai.ac.jp/bio-coke/>
- 8-20 近畿大学リエゾンセンター HP 近畿大学発ベンチャー企業
<http://ccpc01.cc.kindai.ac.jp/KLC/renkei.html>
- 8-21 近畿大学 HP 大学発ベンチャー
<http://www.kindai.ac.jp/rd/collaboration/venture.html>
- 8-22 大学院総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻 HP
<http://ccpc01.cc.kindai.ac.jp/mono/>
- 8-23 大学院総合理工学研究科大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究プロジェクト HP
<http://www.mec.kindai.ac.jp/kanagata/>
- 8-24 リエゾンセンター・トピックス「近畿大学研究シーズ発表会」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/topics/150701.html>
- 8-25 学外兼職（文系学部）一覧（平成 27 年度）
- 8-26 リエゾンセンターHP「事例紹介-産官学連携商品：ビーズクッション柄 Peace Flower」
<http://www.kindai.ac.jp/liaison/example/>
- 8-27 近畿大学 HP 教員・学生のまちづくり活動支援事例
<http://www.kindai.ac.jp/sociology/news/post-21.html>
<http://www.kindai.ac.jp/architecture/new/2016119.html>
- 8-28 近畿大学公開講座 Web 講座
<http://kouza.kindai.ac.jp/>
- 8-29 近畿大学 SATREPS HP
<http://satreps-kinkiuniv.jp/japanese/index.html>
- 8-30 近畿大学 HP 海外協定校及び交流状況
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/partner/index.html>
- 8-31 近畿大学 HP 海外研修ツアー「未来をひらく旅」
<http://www.kindai.ac.jp/international-exchange/international-understanding/t>

our/index.html

8-32 近畿大学 HP 中央図書館一般公開

<http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/library.html>

8-33 近畿大学 HP 英語村 E [3 e-cube]

<http://www.kindai.ac.jp/rd/social-activity/e-cube.html>

8-34 近畿大学農学部 HP 桜ゾーン一般公開

http://nara-kindai.univ.jp/01gakubu/topics/topics_20120302.html

基準IX 管理運営・財務

IX-1. 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念、目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

〈管理運営方針の策定と大学構成員への周知〉

本学の管理運営は以下の三本の柱からなっている。すなわち、第一は、経営責任を担う意思決定機関である理事会並びに評議員会、第二は、大学全般の重要事項についての審議機関である大学協議会並びに教育研究に関する専門的な審議を行う機関である各学部と研究科の教授会、第三は、これらの二つの組織が行った決定を実現するうえで実務的責任を負う事務部門である。

第一の柱については、「学校法人近畿大学寄附行為」(9-1-1)が根本となり、昭和26年2月21日に認可を受け、以降いっそう合理的かつ変化する実情に適合したものにすべく、改正を重ね今に至る。第5条～第40条に7章にわたって法人役員(理事・監事)の任務・権限・選出・解任規定、資産運用等が定められている。特に第14条から第16条で理事会、同第17条から第23条で評議員会の任務・権限・選出と解任の規定がそれぞれ定められている。第24条から第35条までは資産及び収益事業の運用に関する規定である。

第二の柱については、大学運営上の根幹となる「近畿大学学則」において、第9章「教職員組織」は、教員組織の構成と各機関の任務と権限を規定している。教授会に関しては、学則第52条～第58条に規定するほか、「教授会運営に関する細則」を定め、その権限と責任を明示している(学則第52条にその構成員に関する事項が、第53条にその審議事項が定められている)(9-1-2)。また「近畿大学大学院学則」第5章が大学院の管理運営上の規則を規定している(9-1-3)。各学部並びに研究科には、さらにその運営を実情に即し、いっそう円滑ならしめるための独自の内規を定めている。これら学則等をさらに補完するため、「学校法人近畿大学職制」が昭和42年1月1日に制定され、種々の改正を経て今に至る。第4条(学長規程)、第4条の2(副学長規程)、6条(学部長規程)、9条(学科長規程)、10条(大学院部長規程)、11条(研究科長規程)に教務組織の各長の職務と権限が規定されている(9-1-4)。

第三の柱については、平成19年度から「学校法人近畿大学事務部門全学的方針」を毎年度始めに発表している(9-1-5)。平成27年度の事務部門全学的方針は全学的な項目が13、教学系の項目が11、管理系の項目が5、全部で29の項目が明示されている。全学的な項目では、「建学の精神、教育理念を踏まえた学校・病院づくり」、教学系の項目では、「学士力の強化と教育の質

の保証、学生・教員比率の改善」、管理系の項目では、「財務基盤の安定化及び外部資金の獲得」などが示されている。これらの方針を踏まえて、事務部門では、事務部長、事務長が各部署の1年間の目標を立てて、各所属部署の事務職員に示し、人事制度としての目標管理制度と連動させている。

上記のうち、「近畿大学学則」、「近畿大学大学院学則」は、いずれも本学のホームページ上に公開されている。

< 意思決定プロセスの明確化 >

「学校法人近畿大学寄附行為」及び「近畿大学学則」の規定に基づいて、理事会・評議員会・大学協議会・教授会等が開催され、その際の議題、議事進行、採決等に関しては民主的に行われている。

また、事務部門においては、事務部長・事務長会議が1年間に複数回、定期的で開催されており、この会議においては、理事長を筆頭に、法人内の全事務部門の所属長（事務部長・事務長）が、情報と意識の共有・部門間の連携を進めていくことと、大学の取り組むべきテーマについて意見を述べる機会として機能している。

加えて、平成27年度から予算委員会が1年間に3回、定期的で開催されている。理事長を筆頭に、理事長が指名する常任理事・法人本部長・教学本部長・総務部長・人事部長・財務部長・資金部長・管理部長・広報部長・理事長が必要と認める者を構成員とし、法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として機能している。

< 教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と明確化 >

「学校法人近畿大学寄附行為」・「近畿大学学則」・「近畿大学大学院学則」・「学校法人近畿大学職制」によって、教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限は明確に規定され、学則については、ホームページ上に公開されている。

法人組織の権限は、学校法人近畿大学寄附行為の第5条から第40条に定められている。

教学組織においては学校法人近畿大学職制4条、4条の2、6条、9条、10条、第11条に学長、副学長、学部長、学科長、大学院部長、研究科長の職務が規定されている。

< 教授会の権限と責任の明確化 >

教授会における議題、議事進行、採決等は、「近畿大学学則」第9章第52条～第58条に定め

られ、民主的に行われている。

なお、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行された。これにより、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、学校教育法上の副学長・教授会等の職や組織に関する規定の見直しが図られた。このたび、近畿大学学則、近畿大学大学院学則及び近畿大学法科大学院学則並びに学校法人近畿大学職制の各関係規定も、法改正の趣旨に則った改正が行われ、教授会の権限と責任の明確化がより一層図られることとなった。

近畿大学学則第52条は、本大学各学部教授会を置くことを定めている学校教育法第93条に従って、「当該学部の専任教授をもって構成する」としているが、教授会の構成員については、各学部において別途内規や申し合わせ事項を定めている場合があり、例えば講座制を採用している医学部の場合、教授会は原則として講座主任教授によりこれを構成し、必要に応じて学部長の指名する講座主任以外の教授を出席させることができるとしている。その他、学部長選出などに関わる教授会については、医学部でも全教授をその構成員とする拡大教授会を開催している。教授会は学部や大学院の各種審議を行う機関として、学部については学則第52条で教授会、大学院については大学院学則第29条で研究科委員会（研究科教授会）がそれぞれ位置づけられている。教授会においては、学長が次の事項を決定するにあたり、意見を述べるものとされている。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要と学長が定めたもの。また、教授会では、(1) 教育課程及びその担任に関する事項、(2) 休学、退学、転学及び復学に関する事項、(3) 学生の試験に関する事項、(4) 学生の補導に関する事項、(5) 教育及び研究に関する事項、(6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の選考に関する事項、(7) その他教学に関する事項などについて審議し、学長・学部長の求めがあれば、意見を述べることができるとされている。

大学院研究科委員会においても、学生の入学及び課程の修了、並びに学位の授与などについて、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとされている。また、(1) 教育課程に関する事項、(2) 授業科目担当者の選考に関する事項、(3) 学生の退学・休学及び復学に関する事項、(4) 試験に関する事項、(5) 学位論文の審査に関する事項などについて審議し、学長・研究科長の求めに応じて、意見を述べることができるとされている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

〈 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用〉

教育基本法の本旨に則って昭和41年12月1日に近畿大学学則が定められ、最近の改定が平成27年4月1日に行われている。学則第59条に、本大学に大学全般の重要事項について審議するため大学協議会を置くことと定められている。本学の運営組織図によれば、大学協議会は大学院委員会、学部長会議、事務部長会議の上位に位置し、本学の運営に関する重要事項についての審議機関である。学則第60条で、大学協議会は学長、各学部長、各事務部長、図書館長及び教授若干名をもって構成すると定めており、同じく第62条には、大学協議会は学長が招集し、その議長となると定められている。

また、学則の第61条によれば、大学協議会は次の事項を審議することとなっている。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 学生の定員又は募集に関する事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (4) 学部その他の機関との連絡調整に関する事項
- (5) 学長の諮問した事項
- (6) その他大学の運営に関する重要事項

これに加えて、「近畿大学大学協議会規程」が定められており、大学協議会は学部の意思を踏まえた事項の他、大学としての共通事項、学長、理事長の諮問事項の審議を行うとされている。大学協議会による審議事項の具体例としては、入学試験結果の審議・承認、学生の卒業判定の審議・承認などがある。

学則第5条では、本大学に大学院及び法科大学院を置くことを定めており、同条第2項で大学院及び法科大学院の学則は、別に定めるとしている。近畿大学大学院学則は、昭和27年4月1日に制定され、最近の改正は平成27年4月1日に行われている。大学院学則の第26条に、本大学院に大学院委員会を置くことと定められており、大学院委員会は大学院部長、各研究科長及び各研究科委員会の委員若干名を持って組織するとしている。

大学院学則第27条では、大学院委員会は学長がこれを招集してその議長となるとしているが、その第2項により、大学院部長は学長の命を受け、その都度議長を代行することができる。また、大学院学則第28条に定める大学院委員会の審議事項は、次の各項である。

- (1) 大学院学則及び諸規程の変更に関する事項
- (2) 大学院教員の審査に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) その他各研究科に共通する重要な事項

本大学院の各研究科には、大学院学則第29条により研究科委員会（研究科教授会）を置くこととなっており、研究科委員会は各研究科の授業を担当する教授をもってこれを組織すること、必要があるときは授業を担当するその他の教員を加えることができると定められている。また、研究科委員会は当該研究科長が招集し、その議長となる。

法科大学院については、平成16年4月1日制定の近畿大学法科大学院学則があり、最近の改正が平成27年4月1日に行われている。法科大学院学則ではその第18条で、法科大学院の専任教授をもって教授会を構成すると定め、第20条で、教授会は法科大学院長が招集して、その議長となるとしている。

法科大学院学則第19条に定めるとおり、法科大学院教授会では、学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与などを学長が決定するにあたり、意見を述べることとされているほか、次の各項目について審議し、学長又は法科大学院長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 授業科目担当者の選考に関する事項
- (3) 学生の休学・復学・退学及び復籍に関する事項
- (4) 成績評価に関する事項
- (5) 実践的教育に関する事項
- (6) 教育内容の改善のための教員の組織的研究及び研修に関する事項
- (7) 学生の補導に関する事項
- (8) その他大学院に関する事項

これらの、教学の管理運営に関する組織は学校教育法等の諸法規に則り、学則に基づいて適切に設置・運営されており、それぞれの審議事項の分担や承認系統は、大学運営の組織図に示される通り合理的かつ適切に配分され、運用されている。

〈学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化〉

近畿大学学長は、「理事会の議を経て、理事長において任命される」と近畿大学職制第4条に定められており、「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とともに、「近畿大学学園の教学を掌理する」と示されている。

また、学則及び大学協議会と学部長会議に関する諸規程には、これらの会議を学長が招集し、議長となることが定められている。さらに、大学院委員会も学長が招集することが定められており、これらのことから、学長は文字どおり本学の教学の最高責任者であると言える。

また、副学長は、職制第4条の2により、「学長の推薦に基づき理事長において任命される」ことが定められており、学長を補佐する役目を担う。

大学院の学務は大学院部長が総轄し、各研究科の学務は研究科長が処理することが大学院学則第31条に定められている。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。

学部長は、学校法人近畿大学職制第6条において、当該学部の校務にあたり所属職員を監督すると規定されている。なお、本学には、各学部の学部長が各学部共通の教学に関する事項を協議するための場として、学部長会議が置かれている。学部長会議の構成員は、学長、副学長、各学部長とされているが、大学院部長及び法科大学院長も出席することが通例となっている。学部長会議では、各学部共通の教学に関する事項を協議することとされており、毎年度5月、11月及び3月に定例会が行われ、各学部共通の課題や学部間連携、情報共有について、学長を中心とした活発な意見交換の場となっている。

また、多くの学部が学科を設けているが、それら学科においては学科長が、職制第9条の定めるところに従って学部長を補佐し、当該学科の教務を掌理することとなっている。学科長（コース主任を含む）候補者は各学部長が推薦し、学長の承認を経て理事長が任命する。

法人の理事会は、平成27年5月1日現在役員として理事長を含む理事10名及び監事2名から構成され、また評議員会は33名で構成される。理事、監事及び評議員は、学校法人近畿大学寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切にリーダーシップを発揮しており、教学に関しても、学長、学部長等と日常から意見交換をして連携を密にし、重要案件については理事会に諮り審議することとしている。また、理事会と教学部門との連携については、学長、評議員、及び学識経験者のうちから選任された者が理事会構成員になっており、意見交換・審議を尽

くしている。

また、主に教学面の重要事項について審議する大学協議会には、理事長、理事も積極的に出席し、各学部長、事務部長などの提言を真摯に受け取め、必要に応じて理事会の審議事項として取り入れている。

このように、学長・学部長・大学院部長・研究科長・学科長の権限と責任については、学則、職制及び関連の各種規程に明確に定められており、相互に重複や齟齬はなく、教学の最高責任者が学長であることは明らかである。また、理事会・評議員会の機能と大学協議会の機能は明確に区別されており、しかもこれらの構成員が互いに密接な連携を行うことで、教学面の要求が法人の意思決定に反映され、法人の定める方針が教学面において周知されやすい体制となっている。

< 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性 >

近畿大学学長は、「理事会の議を経て、理事長において任命される」と近畿大学職制に定められている。

学部長候補者の選考は、「学部長候補者選考規程」（最終改正平成13年4月1日）により、学長が教授会を招集してこれを行う。選挙資格者及び被選挙資格者は、各学部専任教授である。選挙に関する事務は、学長又は学長の指名する代理人がこれを管理している。学部長候補者選考に関する規程の他、各学部でこれに関する内規や申し合わせ事項を定めており、講座制を取り入れている医学部の場合は、選挙資格者は医学部専任教授全員、被選挙資格者は講座主任教授としている。また、教授会において投票で学部長候補者選考委員を選出し、選考委員会による審議の結果を教授会で承認する方式を採る場合もある。

いずれの場合も、教授会は選挙により選ばれた候補者2ないし3名を学長に報告し、学長は候補者の中から学部長を指名して、理事長が任命する。学部長の任期は2年であるが、再任を妨げないとしている。

研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。

本学における学部長選任の過程は一見煩雑であるが、各学部の構成員による直接選挙では避けられない、いわゆる「学閥」による多数派人事や、それに伴う学部運営方針の極端な揺れ、あるいは法人及び大学本部方針との大幅な乖離を避けられる利点があり、各学部教授会と学長及び理事会の考え方を高所で統一するという点で、極めて適切に運用されていると言える。また、研究科長の選考が母体となる学部の学部長の推薦により行われる点も、学部と大学院研究科の運営方

針に齟齬を生じない点で適切である。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

〈事務組織の構成と人員配置の適切性〉

本学は、「学校法人近畿大学事務組織規程」(9-1-6)により、事務組織及び事務分掌を定めている(9-1-7)。東大阪キャンパスには、大学事務部局として、教学本部、学務部、各学部事務部、入学センター、学生部、キャリアセンター、人権事務室、保健管理センター等を設置している。また、国際交流室、総合情報システム部、中央図書館事務部等は、大学事務部局と独立して設置している。

法人本部事務部局としては、秘書室、総務部、人事部、財務部、資金部、管理部、学術研究支援部、広報部を設置し、学校法人近畿大学の法人業務や学園全体の経営に関わる業務を担当している。総務部、人事部、財務部、資金部、管理部、学術研究支援部、広報部については、大学事務部局としての業務も所管して、効率的な運営を行っている。

監査室は、本学の業務全般の監査及び法人倫理推進を担当する部署として、大学事務部局及び法人本部事務部局から独立して設置している。

また、東大阪以外のキャンパス(医学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)には、事務部を設置し、事務(部)長のもとに、庶務、管理、会計、教務、学生、就職、図書館等の業務を行い、必要に応じて課を置いている。

事務組織の各部署には、事務(部)長を置き、事務(部)長は理事長の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。特に、法人部門、教学部門の長として、それぞれ法人本部長、教学本部長を置き、全体的に統括している。

人員配置については、業務の状況や超過勤務状況、各部署からの報告を踏まえ、4月及び10月のみならず、適宜積極的に人事異動を行い、適正な人員配置に努めている。

また、組織についても常に組織の効率化のため、そして社会からの要請に応えるため柔軟に変更や新しい部署の設置あるいは改組を行っている。

一例として、東日本大震災への復興支援として平成24年11月に「東日本大震災復興支援室」を設置した。本学においては、既に教職員の賞与の一部を原資とした約2億円の義援金を元にしたプロジェクト方式で被災地支援を行っていたことと、既に福島県川俣町から「震災復興アドバイザー」を委嘱されていたこともあり、本学に対する復興支援への期待がいっそう高まっていた。今後、東日本大震災復興支援室においては「“オール近大”川俣町除染支援プロジェクト」として、

活動内容を「除染」、「復興」、「産業振興」、「医療・心身ケア」の4つのテーマに区分けし、大学が持つあらゆるリソースを最大限に活用し復興支援に取り組んでいく予定である。

〈 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策〉

事務職員が担う業務が多様化、複雑化する中で、様々な対応を行ってきた。以前は、4月の定期異動のみで対応してきたが、変化する状況に柔軟に対応すべく、4月及び10月の2回の定期異動を行うことにした。また、近年においては、定期異動の時期に限らず、必要に応じて柔軟に人事異動を行っている。

また、専門スキルを持った職員や即戦力となる職員等を確保するため、キャリア採用試験を行っている（9-1-8）。

有期雇用の職員がモチベーションを維持し、仕事に取り組み、即戦力となる職員になってもらう仕組みとして、任用替試験制度を平成20年から実施している（9-1-9）。任用替試験では、本学の過去の歴史、現在の状況等の知識を問う筆記試験、業務の現状と改善に関するプレゼンテーション及び面接を課すことにより、本学に対する理解や現在の業務の見つめ直しを促す効果を図っている。この任用替試験により、平成27年度は契約職員から嘱託職員へ19名、そして嘱託職員から専任職員に8名が任用試験に合格し、ステップアップできることになった（9-1-10）、（9-1-11）、（9-1-12）。

また、超過勤務の削減は、事務機能の改善の大きな課題である。時間外労働の限度に関する基準に準じ、1ヵ月45時間を超える超過勤務を行った職員本人及び直属の上司に報告書の提出を義務づけることにより、業務の見直しを促している（9-1-13）。

平成27年10月から週40時間のシフト制勤務を施行し、メリハリのある勤務を目指し推進している。この制度の活用により、部署毎に業務を調整し、週休2日となる週も増加している。

〈 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用〉

職員については、平成19年度から資格制度を設け、職員の職務遂行内容及び職務遂行能力を基準として、資格の格付けと運用基準を定めている。また、内規としてこの資格の昇格基準を定め、資格昇格を厳格に運用している（9-1-14）。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

< 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 >

人材育成と学園の活性化を図ることを目的とする教・職員評価制度のもと、職員評価においては、これまでも運用してきた人事考課制度に加え、平成19年度から人事考課に行動評価を取り入れるとともに目標管理制度を新たに導入した。

事務職員については、平成19年度から教職員のモチベーションを高め、そこから生まれる各職員の成果・努力に見合った支給ができる新たな給与体系を導入した。各職員の成果・努力を評価する制度として人事考課及び目標管理制度に基づく評価制度を導入し、その評価結果を持って、給与に反映することにした（9-1-15）、（9-1-16）。

平成19年度に導入した新給与体系は、それまでの本俸を基本給、資格給、職務給の3つに分け、S・A・B・C・Dの5段階の評価を職務給に反映できる仕組みにした。

これにより、以前は、等級号俸が同一の場合、同額の本俸となる仕組みから職員の成果・努力を反映した給与となる仕組みに移行した（9-1-17）。

< スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性 >

本学では、事務職員に対しては、人事部が昭和62年度から毎年度夏期に職階ごとに研修を実施している。併せて、事務職員の自己啓発の制度として、平成9年度から通信教育講座を実施している（9-1-18）。

上記の目標管理制度を導入した平成19年度以降は、目標管理制度に関する内容を研修のテーマとして継続して研修を実施してきた。目標管理制度は、一人ひとりが組織と個人の両方にとって価値ある目標を追求することによって、組織の発展と個人の成長をともに実現することを目的とした制度であり、スタッフ・ディベロップメント（SD）の制度の一つとして位置づけている。現在は、大学アドミニストレーターとなる人材を求めており、研修等だけではなく、普段の業務を通じて、人材育成を行っている（9-1-19）。

さらに、平成23年5月に教学系職員は、学生や保護者からの多様化する相談や学生支援等、喫緊の課題に対応するため、教学系SD勉強会を立ち上げた。それまでは各学部ごとに行われていた運営方法や対処方法について、各々が理解するだけでなく、学部の独自性を維持しながらも見直しや基本的な考え方の統一を図る必要があり、①教学系職員としての知識、②教学系職員としてのスキル、③意欲や自立性の3点についてグループに分かれて勉強会を開催し、報告会を行っている。また、勉強会のメンバーが中心となり部署に関係する問題について勉強会を行っている。現在、学生や保護者から寄せられた質問や相談、教員や他部署からの問い合わせについて調

査（SD フォーマット）を行い、それぞれの対応についても、経験年数や職位によって対応が異なるようデータ化を進める準備を始めている。

また、法人財務部主導により毎年秋に、各会計単位の経理担当者を本部に集め、業務知識の向上と法人の財務データの共有を目的に研修会を実施している。この研修会により、各会計単位経理担当者は、本学の財政状況を把握し、適正な予算執行に役立てることができると考える。さらに、平成24年度からは、本部の各所管職員に対して本学の財務状況説明会を実施している。

また、平成21年度より日本私立学校振興・共済事業団の補助金説明会・研修会が本学を会場として実施されており、職員のみならず多数の教員の参加もあり、積極的な補助金獲得姿勢が見られる。

2. 点検・評価

基準IX-1の充足状況については、以下のとおりである。

①管理運営方針の策定については3つの柱の下、各種規程を定めるほか、運営の実情に則し円滑に行うための内規を定め、適切に運用している。

また、教学組織の権限と責任及び法人組織の任務と権限は、明確に規定され、適切・公正に行われている。大学の管理運営についても、「近畿大学学則」・「近畿大学大学院学則」・「近畿大学大学協議会規程」などの整備と適切な運用がおこなわれている。

②管理運営については、明文化された規程に基づいて合理的・適切に運営されている。

③大学業務を支援する事務組織が設置されて、適正な人員配置に努めている。

④事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策としては、職員の成果・努力を反映した給与となる仕組みになっている。

(1) 効果が上がっている事項

理事会を始めとする法人の経営における理事長のリーダーシップ、教学面での学長のリーダーシップは、それぞれ十分に発揮されている。

それとともに、管理運営に関しては、寄附行為に理事会、評議員会などについて明文化され、その定めに従って、適切・公正に行われている。

また、学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、前掲の大学協議会、学部長会議、教授会、大学院委員会、研究科委員会等の規程で、それぞれ審議事項の項目に明示されている。

人事に関して、異動を柔軟に行う体制を整えたことにより、さまざまな変化に柔軟に対応することができるようになった。

また、任用替試験を行い、有期雇用職員のステップアップが可能となり、モチベーションの向上につながるとともに、職員の戦力化につながっている。

1 ヶ月45 時間を超える超過勤務を行った職員及び直属の上司に報告書を提出させることにより、業務の見直しにつながり、業務の質の向上に寄与している。

目標管理制度の実施により、各職員の業務の目標が明確になり、業務の質の向上や上司と部下のコミュニケーションの変化が見られる。

(2) 改善すべき事項

中長期財務予測における戦略的事業計画ができていない。前述の毎年度始めに示される事務部門の全学的方針の各項目が達成されるまで改善すべき事項は多々あり、各事務部で毎年目標課題としてあがっている。

人員配置については、各部署の業務の状況や勤務実態等を踏まえ、各部署の適正人員を明確化する必要がある。

目標管理制度をはじめとする評価制度については、給与への反映につながる制度として、より適正な評価となるよう見直しを行う必要がある。

超過勤務削減については、ワークライフバランスの観点からも進めていく必要がある。

職員研修については、受講人数を適正化し、研修効果を高める必要がある。また、研修テーマを増やし、それぞれのテーマの研修を受講すべき職員や受講を希望する職員に適確に行っていく必要がある。全国に広がる職員に対して研修を実施する方法を検討する必要がある。

現在、教学系SD 勉強会は定期的に行われているが、勉強会という名称であり、対象者が教学系であること、勉強会のメンバーのみで行われ他職員には報告会として報告されており、メンバーのみがSD の意識を持った取り組みで終わっていることなど、全職員が参加するシステムが構築されていない点は、改善すべきである。

3. 将来に向けた方策

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育理念である「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的とすることとしており、その達成を管理運営方針としている。

(1) 効果が上がっている事項

法人の中長期に係る経営方針及び部門間の連携、情報共有その他全学的な事項の審議を目的として、事務部長・事務長会議が開催されている。事務部長会議規程において、「理事長、各事務部長をもって構成する。ただし、必要に応じ理事も出席することができる」とされているように、理事長及び常務理事をはじめ、法人の全事務部門の所属長が一堂に集まり、各種の協議や報告が行われている。従来、不定期に開催されてきた事務部長・事務長会議であるが、平成25年1月以降、3カ月に1回のペースで定期的で開催されるようになり、理事長から示された方針や課題、部署間での情報共有等について、スピーディに対応できる体制づくりにも取り組んでいる。

また、予算編成のガバナンス強化並びに経営層と法人本部長や教学本部長、総務部・人事部・財務部等の管理部門との意識の統一を目的として、予算委員会が開催されている。法人全体と各会計単位の収支状況だけではなく、単年度・中長期事業計画における予算を審議・査定することで、投資の意思決定が実現し、経営層から示される方針に沿った予算編成が可能となっている。

時代の流れや学園の方針に柔軟に対応できるよう人事異動は必要な時期に適切に行っていく。任用替試験制度を適切に運用し、戦力化できる職員を育成し、その職員を適確に任用替し、各職員のモチベーションの向上を維持していく。

超過勤務については、時間と内容のバランスに目を向け、細かく削減に向けた指導を行なっていく。

目標管理制度については、制度の見直しを継続的に行い、より良い制度となるように努力する。

(2) 改善すべき事項

人員配置については、各部署の業務内容を見直し、各部署の適正人員を策定する。

評価制度については、各職員の努力に報いるよう、常に公正な評価を心掛けることが必要である。

2. 根拠資料

9-1-1 学校法人近畿大学寄附行為

9-1-2 近畿大学学則

- 9-1-3 近畿大学院学則
- 9-1-4 学校法人近畿大学職制
- 9-1-5 平成27年度 学校法人近畿大学 事務部門全学的方針
- 9-1-6 学校法人近畿大学事務組織規程
- 9-1-7 学校法人近畿大学・新事務組織（平成25 年10 月1 日現在）
- 9-1-8 平成26 年度専任（嘱託）職員求人募集要項（キャリア採用）
- 9-1-9 事務職員任用替試験実施要項
- 9-1-10 嘱託職員の就業に関する規程
- 9-1-11 学校法人近畿大学契約職員の就業に関する規程
- 9-1-12 定時職員の就業に関する規程
- 9-1-13 時間外上限超過報告書
- 9-1-14 学校法人近畿大学職員資格規程
- 9-1-15 職員人事考課実施要項 （人事部人事課・人事部労務課）（H24. 12）
- 9-1-16 職員目標管理制度実施要項（人事部人事課・人事部労務課）（H24. 4）
- 9-1-17 近畿大学の人事制度
- 9-1-18 職員研修実施記録（管理者・夏期）
- 9-1-19 近畿大学が求める職員像

基準IX—2 財務

1. 現状の説明

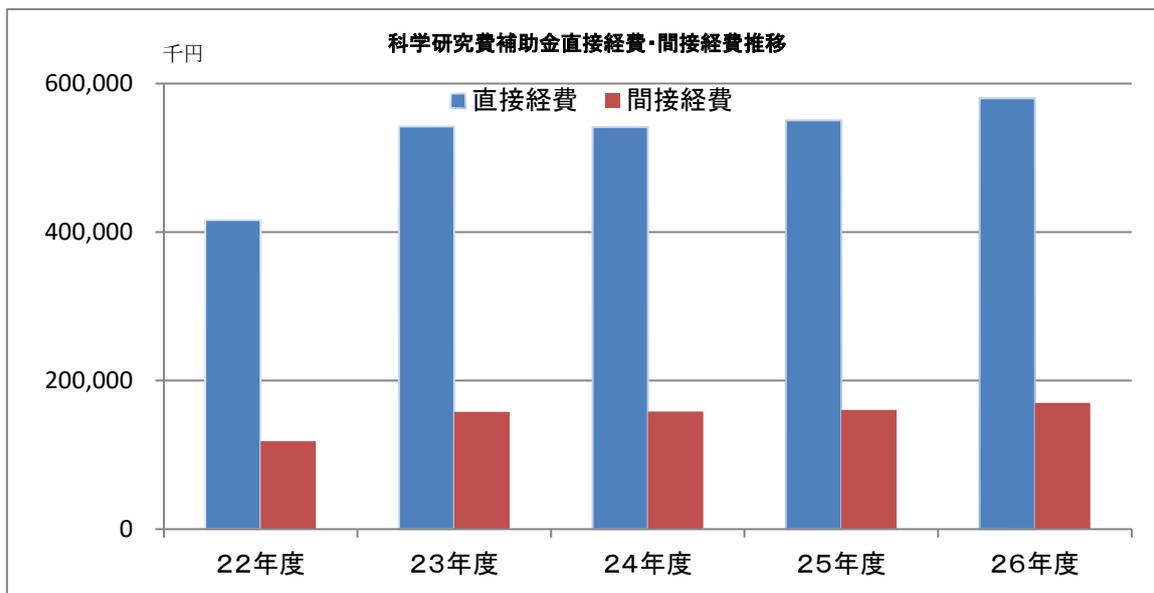
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

<中・長期的な財政計画の立案>

質の高い教育研究活動の継続、国際化、情報化、社会からの多様なニーズに対応するためには、長期的な財政基盤の安定が不可欠であり、資金計画の策定がこれまで以上に重要になる。そのために、平成23年度より従来の5カ年収支予測の方法を改め、10年間の財務中長期予測の作成に取り組んでいる。各会計単位からの収入・経費を積み上げるのではなく、法人総合の収支を予測し、保有資金の予測を財務部で作成している。その理由は、会計単位からの積み上げでは、予算額が膨らみ適切な収支の予測が出来ないため、大型事業計画のみ会計単位から収集し、法人総合の収支予測を行っている。更に、毎年徹底した見直しを行なったうえで、単年度の予算編成と中長期財政計画の策定・更新を行ない、財政の健全性を維持し、安定した財政運営を図っていくことを目指している。

<科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況>

科学研究費補助金の5ヶ年の推移については、平成22年度以降、各学部からの申請件数も増加し、研究種目も各分野で採択され、申請件数・採択件数とも増加している。直接経費については、平成22年度268件 約416,268千円、平成23年度325件 約542,426千円、平成24年度362件 約541,597千円、平成25年度382件 約550,617千円 平成26年度388件 約580,169千円と推移し、間接経費についても、平成22年度 約118,520千円、平成23年度 約157,808千円、平成24年度 約158,309千円、平成25年度 約160,322千円、平成26年度 約170,107千円と推移している (9-2-1)。



これとは別に、厚生労働科学研究費補助金も平成23年度約240,798千円、平成24年度413,149千円、平成25年度約357,022千円、平成26年度約286,614千円（研究代表者）の採択も受けている（9-2-2）。

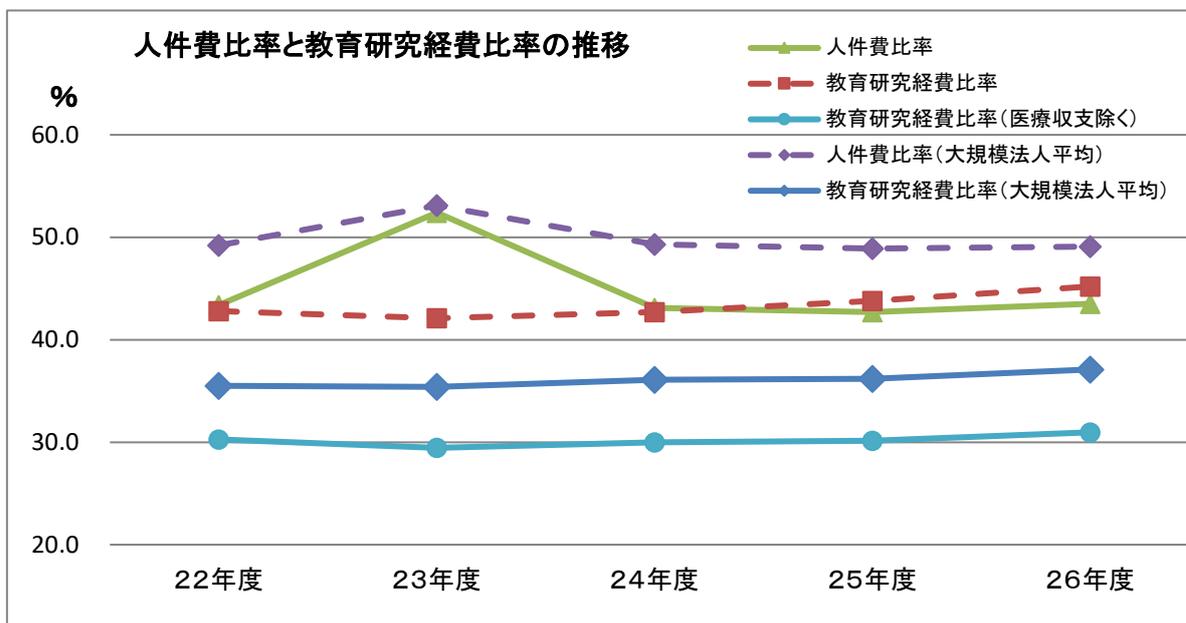
文部科学省の国公立大学を通じた大学教育改革支援（G P）などの補助金事業は、年度により採択件数は増減するが、一定数獲得している。平成26年度は、医学部・農学部・理工学部で3件採択されている（9-2-3）（9-2-4）。

受託研究費・寄付研究費については平成22年度 2,238,251千円、平成23年度 2,675,508千円、平成24年度 2,366,124千円、平成25年度 2,317,212千円、平成26年度 2,419,485千円と年度によって多少の増減はあるが、ほぼ堅調であると言える（9-2-5）。

<消費収支計算関係比率および貸借対照表関係比率の適切性>

平成26年度消費収支計算書関係比率については、学生数1万人以上の大規模大学平均(49.1%)との比較において、人件費比率(43.5%)は低水準で推移している。これは給与体系の見直し、教職員評価制度(平成14年～)、早期退職優遇制度(平成12年～16年)、役職定年制度(平成21年度～)など人件費総額抑制の取り組み、さらに業務委託による事務の合理化などによる。平成23年度は52.4%となるのは、文科省指示による退職給与引当金の特別繰入れを行った結果であり、特別繰入分がない場合43.9%(平均比-9.2%)となる。

これに対し、教育研究経費比率は31.0%(病院収支を除く、医療経費を含む場合45.2%)と5年間でほぼ横ばいで推移している（9-2-6）。



本法人の収入構造の特徴として、平成22年度以降医療収入が学生生徒等納付金を上回る状況となった。これは医学部附属病院を含めて附属3病院の収支構造の改善を行った結果、医療収入が増加したことによるものである。

本法人の平成26年度末での貸借対照表は、資産の部の合計が約399,827百万円、負債の部の合計が約51,205百万円、正味財産が約348,622百万円である。総負債比率は、12.8%である(9-2-7)。

借入金については、平成22年度に39号館(薬学部)建設のために私立学校振興・共済事業団から18億円の借り入れを行い、平成26年度末残高として13億5千万円となった(9-2-8)。

全般を通じて、安定した数値で推移しており、第三者評価として株式会社格付投資情報センター(R&I)からAA-(ポジティブ)の発行体格付けを取得している(9-2-9)。

(2) 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

<予算編成の適切性と執行ルールの特明確性、決算の内部監査>

平成24年度予算から、別枠予算としていた事業予算を建物の新築と大規模な改修案件を除いて、経常予算に統合し、業務別予算としての編成方法に変更している。

各会計単位には、事業計画に基づき、前年度の執行状況や大学の財政状況も勘案し、配賦予算として事前に予算額を提示しており、会計単位においては提示額の範囲内で予算を配分、予算申請書類を作成している。

申請予算としては、一時的な臨時増額予算、配賦予算では賄えない案件があり、それぞれ申請

を行い、財務部の査定を受けている。また事業予算については、5,000万円以上の建物の新築と5,000万円以上の大規模な改修工事等に限られる。

更に、平成27年度予算から長期展望に立った有効的な予算編成を行うため、中長期シミュレーションとの連動、各会計単位における数値目標の設定、法人総合の支出予算総額の目標額の設定を行い、目標を持った予算編成を行っている。

その予算申請等を法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会の意見を受け、理事会の議を経て前年度の3月中に当初予算を決定している。

また、補正予算は当該年度の執行状況、計画変更等を受け、原則当初予算と同様の過程を経て1月中に決定している。

執行については、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等を各会計単位経理担当所管が確認し合議する。続けて、関係所管及び財務部が確認し合議する。最終的には決裁権限者による決裁後に出納処理している。

監事による財産状況の監査として、5月に監事監査が実施され、担当所管より決算状況についての報告がなされるとともに、それに関して必要な意見が監事から述べられる。

また、監事には監査法人からも併せて監査における留意事項等の報告がなされ、意見交換が行われるなど連携が図られている。

なお、監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、決算期末監査などを行っている。

<予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの確立>

平成24年度から業務別予算の考えの下、予算編成・執行を行っている。

従来までの事業予算は経常予算化しており、配賦予算でまかないきれない費用がすべて事業予算化されていた。その結果、事業予算名の下、最大700件もの事業予算が存在し、無駄な予算計上が数多くあった。そこで、法人共通の業務として48業務を設定し、どのような案件にどれだけ予算が必要か、使われたかを把握できるような「業務別予算管理」の導入を始めた。

また、教育研究の「教育」と「研究」及び「事務経費」を明確に区分するために、目的科目も、教育と研究のそれぞれに新設の目的科目を設定し、既設目的科目の見直しを行った。

このことにより、継続的な申請案件について、経常的に予算申請及び執行状況の把握ができ、予算査定時に大いに役立っている。また、業務目的別予算管理で、会計単位別比較をすることにより、突出する経費の抑制効果にもつながっている。

2. 点検・評価

基準IX-2の充足状況としては、以下のとおりである。

本学は、方針として、財政基盤の安定化を掲げており、過去5ケ年の帰属収支差額の推移は、平成22年度約109億円、平成23年度約64億円、平成24年度約113億円、平成25年度約106億円、平成26年度約73億円の収入超過で推移している。平成26年度は、前年度と比較すると消費税増税の影響を大きく受けた3病院収支の悪化により減少しているが、全体の推移としては、安定している。

(1) 効果が上がっている事項

平成17年度から課題であった借入金については、平成21年度に完済できた。借入金完済後は、特定預金、特に大規模施設の改修・建設用に施設設備引当特定資産等の充実にも着手し、平成26年度末においては、施設設備引当特定資産は累計額525億円、退職給与引当特定預金は累計額100億円、また、医学部・附属病院移転事業費として積立てている第2号基本金引当資産は、累計額100億円、アクティブ・ラーニングの充実のための学生参加型プロジェクト事業資金として、積立てている第3号基本金引当資産は、累計額8億円となり、資金ストックは、大幅に増加した。

その結果、平成22年度約17.1%だった内部留保資産比率は、平成26年度末では約22.7%と5年間で約1.3倍に引き上げることができた(9-2-10)。

また、研究活動を活性化するための外部資金である科学技術研究費補助金や受託・寄附研究も堅調に推移している。受託研究費においては、文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」の民間企業からの受託研究実施件数において、平成23年度は全国大学1位、平成24年度は3位、平成25年度は1位、平成26年度は2位と上位を推移している。これは、研究・共同開発が盛んに行われていることの証左といえる(9-2-11)。

(2) 改善すべき事項

平成26年度において、医学部・附属病院・堺病院・奈良病院・看護専門学校の帰属収支差額が、大きく減少し、赤字となった。この収支改善が大きな課題である。

対応として、大学本部・医学部・附属三病院間で医学部・附属三病院管理者会議を開催し、収支、人事等を検討し、病院の改善を進めているところである。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

平成25年度～平成30年度にわたる、東大阪キャンパス整備事業（本部棟、3学部の新校舎、図書館棟等の建設）やアクティブ・ラーニングの充実のための学生参加型プロジェクト事業資金の積立（平成25年度から開始し、4年間で総額10億円組入れ、基金化する計画）により、学生の教育環境を整え、教育・研究の質の向上及び大学ブランド力の強化を図っている。

(2) 改善すべき事項

平成25年度から東大阪キャンパス整備事業を開始し、平成30年度に事業終了予定である。事業費は約502億円を予定している。また、平成31年度からは、医学部・附属病院移転事業が開始予定であり、投資額は未定であるが、基本金組入れの平準化を図るため平成25年度から、毎年50億円を第2号基本金に組入れ、6年間で第2号基本金引当資産を総額300億円にする計画である。これらの事業費は、極力手持ち資金の範囲にとどめる方針ではあるが、そのためには、毎年一定額の資金ストックを増加させることと、事業費をできるだけ抑制する必要がある。

また、今後の財務基盤強化に向けて、収入の多様化、より統制のきいた予算制度における支出管理が必要になる。収入の柱としての学生生徒等納付金や医療収入、補助金以外に資産運用、寄付募集の強化等による増収策が重要である。一方、支出管理においては、企業に倣い、費用対効果の検討等が必要となる。

4. 根拠資料

- 9-2-1 科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金 採択一覧
(平成22年度～平成26年度)
- 9-2-2 採択制・外部研究資金（競争的研究費等）一覧
(平成23年度～平成26年度)（厚生労働科学研究費）
- 9-2-3 COE/GP年度推移表
- 9-2-4 私立大学学術研究高度化推進事業／戦略的研究基盤形成支援事業
- 9-2-5 寄付研究費・受託研究費集計表 平成22年度～平成26年度
- 9-2-6 財務比率比較表（法人全体分、医療収支控除分）

(平成 22 年度～平成 26 年度)

- 9-2-7 平成 26 年度貸借対照表 (学校法人近畿大学)
- 9-2-8 平成 26 年度借入金明細表 (第 8 号様式) (学校法人近畿大学)
- 9-2-9 近畿大学HP 大学評価
(株式会社格付投資情報センター (R & I) による格付維持紹介)
- 9-2-10 内部留保資産比率算出表
- 9-2-11 平成 23 年度～平成 26 年度大学等における産学連携等実施状況について
(文部科学省)
- 9-2-12 財務計算書類 (写) 平成 21～26 年度
(資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、消費収支計算書、
消費収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金
明細表)
- 9-2-13 監査報告書 (平成 21～26 年度)
- 9-2-14 事業報告書 (平成 21～26 年度)

基準 X 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、これまで平成 12 年度 (10-1)、平成 18 年度 (10-2) と平成 25 年度 (10-3) に自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行するとともに、その全文を PDF 化してホームページで公開している。また、自己点検・評価にもとづいて公益財団法人大学基準協会による大学評価および認証評価を受審し、「適合」との評価を受け、その認証評価結果についてもホームページで公開している。

平成 25 年度自己点検・評価の結果、同協会から指摘のあった「改善すべき事項」の改善状況を中心に点検・評価し、その結果をアクションプラン (3 ヶ年改善計画) としてまとめ、平成 28 年 7 月に「改善すべき事項」に対する「改善報告書」を提出した。

さらに、平成 26 年度以降は、全学部・研究科において毎年度、自己点検・評価を行い、自己点検報告書としてまとめることとなった。これらは、学則第 1 条の 2 の「本大学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。」に則り、自己点検・評価報告書を大学基礎データ等と併せて本学ホームページにおいて公表する (10-4)。

また、点検活動の一環として株式会社格付投資情報センター (R & I) による法人の格付け評価を受審し、その結果をホームページで公表している。格付け評価の結果は平成 17 年の格付け取得以来 (AA-) を維持している (10-5)。

財務に関する情報、学校教育法施行規則 172 条の 2 第 1 項に定める教育情報の公表を、大学ホームページを中心に大学要覧、近畿大学学内報により公表している (10-6)、(10-7)。ホームページ等の公表方法を採用することにより、教職員のみならず社会に対する説明責任を効果的に果たしている。情報開示請求があった場合は、「個人情報保護基本規程」、並びに「特定個人情報等取扱規程」に基づき対応することとしている (10-8)、(10-9)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、自己点検・評価の方針・手続きを「近畿大学自己点検・評価委員会規程」(10-10) に記している。全学の自己点検・評価を実施する組織としては、学長、副学長、理事(若干名)、大学院部長、各学部長、短期大学部長、中央図書館長、学生部長、国際学生交流センター長、

附属病院長、事務部関係部長等で構成される全学の「自己点検・評価委員会」を設置している。委員会の下に、学部・研究科の自己点検・評価委員長を中心に構成される「自己点検・評価運営委員会」を置き、報告書の編纂等実務を担当している（10-11）。

具体的な自己点検・評価は、以下の手続きで実施する。

- ① 学部・研究科ごとに設置した自己点検・評価委員会は、全学の自己点検・評価委員会が策定した実施要領に基づき、個別に点検・評価を行い、学部・研究科ごとに自己点検・評価報告書を作成して、毎年、自己点検・評価運営委員会に報告する。
- ② 学部・研究科ごとに作成した自己点検・評価報告書を集めた自己点検・評価運営委員会は、各委員が基準ごとに分担してそれらを集約し、全学の自己点検・評価報告書を作成する。この作業の中で、委員会は学部・研究科ごとの自己点検・評価内容を点検・評価し、各学部・研究科にフィードバックさせる。
- ③ 自己点検・評価運営委員会が編集・作成した自己点検・評価報告書を、全学の自己点検・評価委員会が点検・評価し、評価結果について学則第 59 条にある学長、各学部長、各事務（部）長、図書館長等で構成する「大学協議会」を通じて各学部長・研究科長に伝える。
- ④ 各学部長・研究科長は、評価結果に基づき改善策を検討し、全学の自己点検・評価委員会に報告する。

こうして全学部・研究科は各々の自己点検・評価報告書を年度末に提出することで、情報共有し、他学部・研究科の改革・改善の前進例が学内で共有しやすい環境を整えている。この自己点検・評価報告書は、ホームページでも公開され、大学の年次方針や年次計画の立案にも役立てられる。このように、学部の自律的な計画・実践を総括・評価するサイクルを組織的な改善の取り組みとして構築している。全学の自己点検・評価委員会では、自己点検・評価結果を大学協議会に報告を行い、大学協議会は必要な事項について当該組織の長に対して改善の実施を求めるとともに、当該組織の長はその実現を図らなければならない。

自己点検・評価を毎年度実施することで、質保証の取り組みをいっそう強化し、教育の質保証をめざし、点検・評価活動を実質化するための取り組みを、より組織的かつ恒常的なものにした。全学の自己点検・評価委員会では、教育の質を自ら保証する営みを検証し、その結果を公表する仕組みを明確化している。

教職員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底では、常設のコンプライアンス委員会と法務コンプライアンス室を設けている。コンプライアンス委員会は、毎年3回程度

開催し、法人運営や設置学校全般のコンプライアンスの状況を掌握している。法務コンプライアンス室では、日常的なリスク対策や相談のほか、公益通報制度も運営している。特に、規程改正や契約書類は、同室が全件を点検し、制度や運営上の問題が生じないよう対策を講じている（10-12）。

その他の取り組みとして、研究倫理教育プログラム「CITI JAPAN e-ラーニングプログラム」を平成 26 年度から本学教職員に当該プログラムの受講を義務づけている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

学部・研究科ごとに自己点検・評価委員会を組織し、その点検・評価結果を自己点検・評価運営委員会に集約する組織体制を取っている。

教員個人については、「授業評価アンケート」、「リフレクション・ペーパー」、「授業のピア・レビュー」等を導入しているほか、各学部の自己点検・評価委員会、FD委員会等を通じて情報共有に努めている。

本学は、平成 25 年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価および認証評価を受審し、「適合」との評価を受けたが、本認証評価においては、組織的なシラバスの検証、定員管理、博士学位授与要件の明確化等、11 項目にわたって助言および勧告事項があり、それらの改善を優先課題として取り組んでいる。同協会の定めに則り、平成 28 年 7 月に「改善すべき事項」に対する「改善報告書」を提出した。

また、理工学部、建築学部、工学部、産業理工学部は、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を受審、薬学部は、一般社団法人薬学教育評価機構（JABPE）の第三者評価を受審している。

FD の取り組みとしては、前述のように「授業評価アンケートの実施」、アンケート結果に対する「リフレクション・ペーパー」、「授業のピア・レビュー」があり、本学教員の質のいっそうの向上に資することを目的として、全学で運営される「FD 研究集会」が年 2 回実施される。また、教員・職員の業績評価として、「教員業績評価自己申告表」、「職員評価・人事考課表」を導入することで毎年、教員と職員の業績を評価している。

本学では研究業績データベースを日本で最大規模の研究データベースである Read&Researchmap を利用して、研究業績を広く公開している。また、中央図書館では「近畿大学学術情報リポジトリ」を構築し、学術雑誌掲載論文、学位論文、科学研究費報告書、講義資料・教材、学会発表資料など本学の構成員による研究教育活動によって作成された学術研究成

果を収集・保存し、インターネットを通じて無償で公開している。

「21世紀教育改革委員会」を平成18年2月に立ち上げ、この委員会を中心に教育改革を進めてきた。大学協議会、21世紀教育改革委員会、自己点検・評価委員会といった委員会や教員の業績評価等により、不断に自己点検・評価を実施する体制を整えている(10-13)。このうち、「21世紀教育改革委員会」では、「学士力強化」、「大学院教育改革」、「学修・学生生活支援」、「グローバル化推進」の4つの目標を掲げて、教育改革推進センターおよび各種学内委員会等と連携しながら、学園の教職員が一丸となり本学の教育理念である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を養成すること」に沿った人材を育成し、社会に送り出すために取り組んでいる。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

1) 自己点検・評価の毎年度実施

毎年度の自己点検・評価システムを構築することによって、自己点検への認識が高まり、PDCAサイクルが実現されるようになってきた。

2) 21世紀教育改革委員会・教育改革推進センターを柱とする自己点検システム

自己点検・評価を受けて改革・改善策を企画する機関としての「21世紀教育改革委員会」、同じく実施する機関としての「教育改革推進センター」が、全学統一した改革・改善に取り組んでいる。

3) 全教職員対象の業績評価自己申告の実施

「教員業績評価自己申告表」、「人事考課・自己申告表」を用いて全教職員対象の自己点検・評価システムを採用する。個人レベルの自己点検・評価を義務づけている。

4) FD活動内容の着実な改善

組織的なFD活動(授業評価アンケート、リフレクション、授業のピア・レビュー、FD研究会等)によって教員および教員相互の教育活動に対する振り返りおよび共有知の形成がなされつつある。改善策を含めたコメントを記した「リフレクション・ペーパー」を全教員が作成し、学内で公開して、学生の意見を反映した改善を行うとともにシラバスの第3者チェックに

よりFD活動内容改善が着実に進行している。たとえば、薬学部では、双方向授業支援ツールであるクリッカーを導入することで、学生の理解度を常に確認しながら授業を進めている(10-14)。

5) 大学基準協会による「大学評価」を定期的に受審

大学基準協会による「大学評価」を受審し、その結果をホームページで公開している。さらに、点検・評価の結果を理事会・大学協議会等に報告することで、改善策を組織として検討実施している。自己点検・評価委員会主導によるアクションプランの策定および毎年度の自己点検評価を通して、継続的な改善活動へ発展した。

(2) 改善すべき事項

専任教員については自己点検・評価活動の結果、一定の成果が見られるものの非常勤講師を含む兼任教員を巻き込んだ内部質保証システムが整備されているとはいえない。内部質保証システムの活動を教職員全体が理解して、全教職員がシステムに参画して活動をする必要がある。

全教職員が個人レベルの自己点検・評価を通じて真に継続した改善を行っているかについては課題が残されており、今後も改善意識の徹底を図っていく必要がある。大学の質的向上のための学外有識者からの意見聴取についても、一部の学部を除いて現段階では実施に至っていない。

また、自己点検・評価に関連する教職員の作業量が増加し、相対的に教育・研究に割く時間と労力が減少しつつあり、効率の良い自己点検・評価システムを構築することが不可欠となる。自己点検・評価は毎回、膨大な作業となっているため、評価疲れを起こさないよう、創意工夫を図り、より効果的で効率的な方法も継続的に検討していかなくてはならない。

3. 将来に向けた方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 毎年度の自己点検・評価の継続

自己点検・評価システムの継続した取り組みを進めるとともに、改善意識の徹底、効果的・効率的な作業の実施に取り組みながらよりいっそうの定着に努める。委員を中心とした意識の高い教職員は積極的に関与する一方で、教職員に温度差が生じていることは否めない。今後も意識啓発に取り組むなど、全教職員が積極的に自己点検・評価に取り組む体制づくりに努める。

全教職員による自発的・自律的な真の改革・改善につなげるため、改善意識の徹底と効果的・効率的な作業の実施に取り組み、いっそうの定着に努める。

2) 21 世紀教育改革委員会・教育改革推進センターを柱とする自己点検システムのいっそうの推進

全学統一した改革・改善に取り組む組織である 21 世紀教育改革委員会、教育改革推進センターが具体的に目標を掲げることで、全教職員による自発的・自律的な真の改革・改善につなげる。改善意識の徹底と効果的・効率的な作業の実施に取り組み、定着に努めていく。教育情報についてもホームページにおいて分かりやすい表現での公表に努め、大学内外に広く理解されるように努める。

3) 全教職員対象の業績評価自己申告の継続的な取り組み

継続した取り組みを進めるとともに、個人レベルの自己点検・評価が確実な改善につながるよう、FD 研修会や自己点検・評価研修会を開催し、改善意識の向上に努める。

個人レベルの自己点検・評価が基礎となって、学部・研究科などの単位組織レベルの改善、全学の教育レベルの質的向上が図られることから、「教員業績評価自己申告表」「人事考課・自己申告表」を用いた全教職員対象の自己点検・評価システムを今後も継続する。

4) FD 活動のいっそうの推進

継続した取り組みを進めるとともに、リフレクション・ペーパーの確実な提出を促し、改善方策が具体的に書かれているかを学部 FD 委員会等で点検・評価を行う。また、授業の中間での授業評価アンケートを実施して、学生からの要望をすぐに取り入れるようなシステムへの改善に努める。優れた教育改善の取り組みを内部調査し、これを教員間に発信し共有を図り、全体で課題解決の方略を探るような組織的な FD 活動を実践する。

5) 大学基準協会による「大学評価」の受審に向けての努力

「自己点検・評価」と「その結果を受けての改革・改善策の企画・実施」を計画的に進める。そうすることで、指摘事項の改善にとどまらず学外の有識者による評価等を取り入れた独自の検証を入れた包括的な改善策を策定して実施する必要があると考えている。

(2) 改善すべき事項

1) 全教職員へのコンプライアンス意識の徹底

定期的に研修会・講習会・説明会等を実施し、コンプライアンス意識のより一層の向上と徹底を図る。コンプライアンス意識を徹底するための啓発活動に、より積極的に取り組むとともに、説明責任を果たすうえでの情報の公表において、包括性・体系性に留意し、第3者への伝わりやすさを追求する。

2) FD活動のいっそうの改善

ピア・レビューやFD研究集会に際して、専任教員だけでなく非常勤講師を含む兼任教員に対しても積極的な参加を募る。専任教員だけでなく非常勤講師を含む兼任教員も巻き込んで教育活動全体の改善を図る仕組みを開発する。

3) 全教職員の意識啓発への取り組み

学部、学科レベルの組織において自己点検・評価を全員参加型で行うシステムを充実し、全教職員に自己点検・評価に対する当事者意識を持ってもらう。教職員に生じている温度差を解消するため、意識啓発に取り組み、全教職員が積極的に自己点検・評価に取り組む体制づくりに努める。継続した取り組みを進めるとともに、個人レベルの自己点検・評価が確実な改善につながるよう、FD研究集会・SD研修会や自己点検・評価研修会をこれからも継続して開催し、改善意識の向上に努める。

4) 効果的・効率的な自己点検・評価作業の実施

全学で統一した報告書フォーマット整備を進め、学部レベルの自己点検・評価報告書と全学の自己点検・評価報告書の関連を理解しやすくすることで、全学の報告書の編集作業の効率化を図る。自己点検・評価方法の効率化も図っていく。

根拠資料

10-1 近畿大学 HP 平成13年3月 認証評価結果

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h13.html>

10-2 近畿大学 HP 平成19年度 認証評価結果

- <http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h19.html>
- 10-3 近畿大学 HP 平成 26 年度 認証評価結果
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/h26.html>
- 10-4 近畿大学 HP 平成 26-27 年度 自己点検・評価報告書
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/>
- 10-5 近畿大学 HP
大学評価（株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付け維持紹介）
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/evaluation/index.html>
- 10-6 近畿大学 HP 財務・事業報告
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/financial-report.html>
- 10-7 近畿大学 HP 教育情報の公表
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/educational-info/>
- 10-8 個人情報保護基本規程
- 10-9 特定個人情報等取扱規程
- 10-10 近畿大学自己点検・評価委員会規程
- 10-11 自己点検・評価委員会委員一覧、自己点検・評価運営委員会一覧
- 10-12 近畿大学 HP 公益通報に関する受付・相談窓口、職員倫理に関する諸規程
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/whistleblower-protection.html>
- 10-13 近畿大学 HP 21 世紀教育改革委員会
<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/innovation.html>
- 10-14 薬学部 FD 推進委員会クリッカー説明会資料